

令和6年第2回定例会

大 江 町 議 会 会 議 録

令和6年	6月6日	開会
令和6年	6月11日	閉会

大 江 町 議 会

令和6年第2回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（6月6日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○議案の審議・上程	13
○報第1号の上程、説明、質疑	13
○報第2号の上程、説明、質疑	15
○報第3号の上程、説明、質疑	16
○議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議第50号～議第52号の一括上程	26
○提案理由の説明	26
○一般質問	27
土 田 勵 一 君	28

安 食 幸 治 君	4 1
○散会の宣告	5 1

第 2 号（6月7日）

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 4
○欠席議員	5 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○本会議に職務のため出席した者	5 4
○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○一般質問	5 5
大 沼 清 人 君	5 5
藤 野 広 美 君	7 1
関 野 幸 一 君	8 5
伊 藤 慎一郎 君	9 4
○散会の宣告	1 0 3

第 3 号（6月10日）

○議事日程	1 0 5
○本日の会議に付した事件	1 0 5
○出席議員	1 0 6
○欠席議員	1 0 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 6
○本会議に職務のため出席した者	1 0 6
○開議の宣告	1 0 7
○議事日程の報告	1 0 7
○一般質問	1 0 7
櫻 井 和 彦 君	1 0 7

廣 野 秀 樹 君	1 1 8
菊 地 邦 弘 君	1 2 5
○散会の宣告	1 3 9

第 4 号（6月11日）

○議事日程	1 4 1
○本日の会議に付した事件	1 4 1
○出席議員	1 4 2
○欠席議員	1 4 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 2
○本会議に職務のため出席した者	1 4 2
○開議の宣告	1 4 3
○議事日程の報告	1 4 3
○議第50号の説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議第51号の説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○議第52号の説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○閉会の宣告	1 5 2
○署名議員	1 5 3

大江町告示第 37 号

令和 6 年第 2 回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 6 月 3 日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和 6 年 6 月 6 日 午前 10 時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1 番	菊 地 英 幸 君	2 番	廣 野 秀 樹 君
3 番	大 沼 清 人 君	4 番	菊 地 邦 弘 君
5 番	藤 野 広 美 君	6 番	櫻 井 和 彦 君
7 番	安 食 幸 治 君	8 番	関 野 幸 一 君
9 番	伊 藤 慎一郎 君	10 番	土 田 勵 一 君
11 番	宇津江 雅 人 君		

不応招議員（なし）

令和6年第2回大江町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年6月6日（木）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 報第 1号 専決処分の報告について

（令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更）

日程第 6 報第 2号 水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 7 報第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 8 議第47号 令和6年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の締結について

日程第 9 議第48号 令和6年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の締結について

日程第10 議第49号 令和6年度百目木地区移転団地整備工事請負契約の締結について

日程第11 議第50号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第51号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議第52号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 一般質問（2名）

10番 土田勵一

○ 現状の人口減少、少子化に対する新たな施策の提言について

7番 安食幸治

○ 左沢楯山城跡公園（日本一公園）の遊歩道整備について

○ 地域の持続、活性化のため協力を

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回大江町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また、議場内での写真撮影を許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町会議規則第127条の規定により、

6番 櫻井和彦君

7番 安食幸治君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議に基づき、本日から11日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの6日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、諸般の報告です。

初めに、私から2件について報告いたします。

1点目については、5月21日に東京国際フォーラムで開催されました令和6年度町村議会議長・副議長研修会の件であります。

この研修会には、私と菊地副議長で参加してきました。

研修内容は、町村議会議員成り手不足対策、議場と議場外におけるコンプライアンス、若者、女性、勤労者が参画する地方議会の実現の3つの内容について研修してきたところであります。

2点目は、6月3日に三川町で開催されました山形県町村議会議長会臨時総会の件について、報告を申し上げます。

総会では、令和5年度の決算も全会一致で認定されたほか、各地方町村議会議長会から県に提出される12項目の要望事項も全会一致で決定されました。村山地方町村議会議長会からは、子育て支援の充実について、空き家対策の財政的支援についてと、ごみ処理施設整備事業に対する財政的支援についての3項目を提出しております。

以上が私からの報告になります。

次に、西村山広域行政事務組合議会第1回定例会の件について、報告を求めます。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、西村山広域行政事務組合議会第1回定例会についてご報告申し上げます。

令和6年3月27日水曜日、寒河江市議会議場で西村山広域行政事務組合議会第1回定例会が開催されました。

最初に、諸般の報告として、定例監査結果報告、財政援助団体等（指定管理者）監査結果報告、例月出納検査結果報告が配付書面にてありました。

また、行政報告として、松田清隆大江町長の理事就任の報告と、令和6年度から令和8年度3か年の西村山広域行政事務組合事業計画について報告がありました。

提出案件は次の5件です。

議第4号 令和6年度西村山広域行政事務組合一般会計については、歳入の確保と経費の節減に努め、計画的な事業の執行と健全財政の堅持を念頭に、付託された事務事業の遂行に万全を期することを基本として編成した結果、歳入歳出予算の総額は、それぞれ17億3,830万円で、前年度当初予算と比較して1億2,848万5,000円の増となります。

議第5号 令和6年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター斎場特別会計予算についてです。

議第6号 西村山広域行政事務組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

議第7号 西村山広域行政事務組合手数料条例の一部改正についてです。

議第8号 西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター手数料条例の一部改正についてです。

詳細につきましては、列記されているとおりでございますのでご覧になってください。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、行政報告です。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

私のほうから、行政報告として4件、ご報告を申し上げます。

初めに、令和6年度大江町職員採用試験についてであります。

令和7年度の採用に向けて実施する今年度の大江町職員採用試験について、一次試験は9月22日の日曜日に実施する予定であり、募集する職種につきましては、一般行政職の上級、初級、これに加え社会人経験を設けることとしております。

さて、定年延長制度が段階的に始まっております。令和6年度に60歳に達する職員の定年は、62歳に延長されることになっています。対象職員に対しましては、8月末をめどに意向確認を行った上で、来年度の採用人数にも反映させていきたいと考えております。

なお、区切りとなる60歳到達者が、2年、3年後に多数控えていることや、ここ数年は採用者数が予定していた人数に達していないことなども踏まえ、中長期的な視野に立って、退職者を少し上回る人数を確保していきたいと考えております。

受験資格につきましては、ここ数年、受験者数が少ないことなどを考慮し、引き続き全ての職種において住所要件は課さないことといたします。

なお、年齢・資格要件につきましては、上級職は大学卒業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が22歳以上30歳未満とし、初級職は高校卒業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が18歳以上30歳未満としたところであります。

また、社会人経験については、正規の社員、職員として同一職場に3年以上勤務経験がある方で、年度末の年齢が30歳以上40歳未満としたところであります。

採用予定人数は、一般行政職の上級、初級を若干名、社会人経験を1名採用したい、そういった予定で進めてまいります。

近日中に試験案内を町のホームページに掲載するとともに、6月27日発送のお知らせ版にも、募集に関する記事を掲載し周知を図ってまいりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

次に、2点目として、令和7年度西村山地方開発重要事業要望事項についてであります。西村山の1市4町で組織する西村山地方総合開発推進委員会及び西村山地方議長協議会では、国の予算編成の時期に合わせ、県に対して管内における重要事業の要望活動を行っており、今年度については8月及び10月に要望を行う予定となっております。

令和7年度の重要事業要望事項につきましては、各市町での要望事項を限定し、政策的な

要望と各部局への要望に分けて要望することになっており、大江町では、政策的な要望といたしまして、市町村道の冬期間交通の確保に対する支援の強化、そしてＪＲ左沢線の利用促進に向けての連携強化など４項目を、また各部局への要望といたしまして、直轄河川最上川及び県管理河川に係る治水対策事業等の促進や、西村山地域における県立高校、大江町としては左沢高校を意味しますが、教育環境の充実整備、そして不登校児童・生徒や英語教育に対応する教員や支援員の人的配置及び財政支援など８項目、合わせて１２項目を要望事項として提出をしております。

なお、この要望事項については、各市町村からのものにつきまして西村山地方総合開発委員会で取りまとめることから、他の市町が提出した要望事項と大江町が関係している項目が類似している場合は、各市町間で調整することになりますので、あらかじめご了承願いたいと存じます。

詳細につきましては、お手元に配付してあります資料１としてご覧いただきたいと思います。

次に、３点目ではありますが、株式会社大江町産業振興公社の決算報告並びに事業計画についてご報告申し上げます。

資料の２をご覧いただきたいと思います。

先般、株式会社大江町産業振興公社の第２９期営業年度決算報告並びに第３０期経営計画が産業振興公社代表取締役社長より本職宛てに提出されました。地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、本定例会に係る書類を提出したものであります。

第２９期営業年度の決算につきましては、５月２３日同公社の監査を経て、２９日の取締役会並びに株主総会において承認されたものであります。

１ページをお開きください。

公社からの報告によりますと、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが５類へ移行したことや、健康温泉館のリニューアルが功を奏し、入浴施設を中心とした各施設の入浴客数は、コロナ禍前の令和元年度の状態に回復しつつあるとのこととあります。しかし、物価上昇及び長引くエネルギー価格の高騰などにより、ようやく回復しつつあった収益が圧迫されている状況であるとのこととあります。

２ページの中段をご覧ください。

公社で管理している施設全体の年間利用者数については、前年より約３万６,０００人増の約３万９,０００人となり、売上高は約２億４,３００万円で、前年比約４,５００万円、２３.１％増となりま

した。温泉施設のみでは前年より約3万6,000人増の38万7,000人となり、売上高は約1億8,800万円で、前年比で約2,100万円、12.4%増となりました。利用者数、売上高ともに前年よりは改善しておりますが、コロナ禍前と比較した場合は、依然として減少、減額となっており、当時の水準にはまだ戻っていないとのことであります。

8ページをお開きください。

今期の損益計算は、当期純損失として最終行に記載ありますとおり、約698万円の赤字となりました。

10ページをご覧ください。

剰余金処分につきましては、前期繰越欠損金1,320万2,712円に当期損失金698万2,778円、これを加え、当期末処分欠損金は2,018万5,490円となっております。これを次期繰越欠損金としております。

次に、第30期の事業計画についてであります。

12ページをお開きください。

下段からの重点実施事項にもありますように、季節感を味わえる一施設一企画の取組と、SNS等を活用した広告などによる知名度アップにより、新規顧客の確保及び売上増に向けた新規事業導入と各施設の経費節減を一層進め、健全経営に努めることとしております。また、道の駅指定管理団体としての体制整備と、地域特産品の販売促進に向け、観光情報の発信等により、町内外利用者の交流促進に努めることとなっております。

13ページをお開きください。

経営指標であります、全施設の売上目標を4億7,819万円、来館者目標を60万8,400人、利益目標をマイナス3,455万円、そのうち道の駅除きでは110万円としております。全体の利益目標が大きなマイナスとなっておりますが、これは新たな道の駅の整備に多額の費用が必要で、安定的な経営状況になるためには数年を要するためとのことであります。

各施設ごと営業計画については、16ページをご参照ください。

物価高やエネルギー価格の高騰が続く中、公社経営も引き続き厳しい状況が予想されますが、健全経営となるよう引き続き指導してまいり所存でありますので、今後とも公社施設の利用拡大にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告いたします。

次に、4点目として、社会福祉法人峻嶺会の決算報告並びに事業計画についてご報告申し上げます。

先般、社会福祉法人峻嶺会の令和5年度の決算報告並びに令和6年度の事業計画が、峻嶺

会理事長より本職宛てに提出されましたので、本定例会においてご報告させていただくものであります。

令和5年度は、にじいろ保育園として開所6年目となり、園児73名を迎えて、全職員が園児の安心・安全な園内活動を第一に掲げて、保育環境の充実に努めながら運営に当たっていただいているところであります。

保育所運営につきましては、町内唯一の町立保育園として、子どもたちの健やかな成長を願う保護者や地域住民の期待に応えられるよう、職員間の協調性を高めながら、特に家庭や地域との信頼関係構築に重点を置いた保育所運営に努めたとのことであります。

また、園の保育方針に基づく重点的な取組といたしましては、広大で恵まれた施設の特徴を生かした保育、さらには左沢駅を活用したおいしい山形秋まつり号団体臨時列車体験など、地域行事への参加と交流に加え、山里交流館やまさあーべでの園外保育、ALTを活用した英語で遊ぼうの開催など、特色ある保育活動に取り組んできたとのことであります。

次に、法人運営に係る決算について申し上げます。

なお、決算額については1,000円未満を四捨五入し、1,000円単位で述べさせていただきますのでご了承ください。

資料の3の2ページ、にじいろ保育園拠点区分資金収支計算書の決算の欄をご覧ください。

初めに、事業活動による収支の収入の主なものとしては、上から3段目の補助金事業収入232万2,000円は、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者負担とされていた副食費に対する町からの補助金であり、4段目の受託事業収入の9,000万円は町からの指定管理料となります。

また、5段目の受託事業収入の6万5,000円は、延長保育に係る保護者負担金となっております。

次に、支出の主なものとしては、支出欄の上段の職員給与等の人件費支出が5,544万5,000円で、費用全体の73.9%を占めています。

3ページのほうをご覧ください。

令和5年度の収支の結果、下から3番目の当期資金収支差額合計は1,750万4,000円となり、翌年度繰越額としての当期末支払資金残高は6,479万7,000円となりました。当期資金収支差額合計が多額となった要因といたしましては、ここ数年の職員の退職による人件費支払いの減額に加え、園児数の減少により給食費や保育材料費などの事業費支出が減額になったことなどが挙げられるとのことであります。

翌年度繰越額の使途につきましては、今後の保育所運営に有効に活用していく考えとのことであります。

なお、令和5年度まで年額9,000万円としていた指定管理料を、このたび更新した指定管理期間、令和6年度から令和8年度においては、翌年度繰越額も考慮し、年額7,000万円としております。

次に、8ページのにじいろ保育園拠点区分貸借対照表をご覧ください。

左側の下段、試算の部合計及び右側の下段、負債及び純資産の部合計が、ともに前年度と比較して、1,796万6,000円の大幅な増加となっております。これは、先ほどの資金収支計算書でご説明したとおり、職員の人件費などが減額となっているため、試算の部の現金預金及び純資産の部の次期繰越活動増減差額が増加したことなどが要因とのことであります。

なお、純資産の部のうち、基本金2,050万円は、平成29年度に町から支出した法人基本財産等出捐金のうち、法人事務費を除いた基本財産1,000万円と運転資金1,050万円の合計の額となります。

最後に、令和6年度の事業計画についてご説明いたしますので、10ページのほうをご覧ください。

令和6年度においては、1の保育理念にもあるとおり、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基盤を培う重要な時期であります。保護者や地域社会の協力の下、保育園と家庭が車の両輪となって、豊かな人間性を持った子どもの育成に努め、職員においては、共に生きる共生、これを保育活動の根底に置き、子どもや保護者の声に耳を傾け、心を寄せる保育を実践していく計画となっております。

また、これまで多くの園活動や行事が制限されてきた新型コロナウイルス感染症の位置づけも5類感染症に移行され、少しずつ通常の園運営に戻りつつある中ではありますが、新型コロナウイルス感染症の対応から学んだことを生かしながら、創意工夫し、安全安心な保育運営に当たっていく、努めていくとしております。今後も、円滑な保育園運営業務と一層の保育活動の充実に努めるよう、引き続き指導してまいる所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、4件、行政報告とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで、行政報告を終わります。

◎議案の審議・上程

○議長（宇津江雅人君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、報第1号 専決処分の報告について（令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更）を議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 報第1号 専決処分の報告について（令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更）、これの専決処分についてご報告を申し上げます。

本工事については、昨年7月3日開催の大江町議会臨時会においてご可決をいただき、株式会社大泉組と2億570万円で契約を締結し、その後、8月21日付で専決処分させていただきましたアスベスト除去に係る第1回の契約変更と、10月16日開催の大江町議会臨時会においてご可決をいただきました駐車場拡張等に係る第2回の変更契約、これらを経まして工事を進めているところであります。

このたび、事業中の施工内容を精査した結果、天然芝舗装面積の拡張、中低木植栽の追加、ミスト噴水雨検知センサーの設置、グラウンド舗装面積の拡張などを実施する必要があることから、請負契約金額を509万4,100円増額し、2億2,212万1,900円とする変更契約を締結したところです。

議会の議決を経て締結した工事請負契約で、請負代金額の1億円の100分の3の金額に1億円を超える請負代金額の100分の2の金額を加算した金額を超えない変更契約でありまし

たので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年5月15日付で専決処分をさせていただきます。

なお、工期につきましては、当初契約のとおり、令和6年8月31日となっております。

以上、地方自治法180条第2項の規定により報告を行うものであります。

○議長（宇津江雅人君） 報第1号についての質疑を行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

資料4からお願いいたします。

一番最初の北側の芝の面積増になっていますけれども、前、ここ土だったのが芝生になるということなんだと思うんですけれども、この芝になる理由と、2つ目、駐車場のアスファルト舗装ではないかと思うんですけれども、前回、資料2をおもらいしたときとこの面積等が、色塗りの部分が変わっていないようなんですけれども、なぜ面積が増になるのか。8平米ぐらい増になっているようなんですけれども、これはなぜなのか。

あと、もう一つ、ミストですが、これ最初に見積項目になかったんでしょうかということと、それをつけないとどのようになるのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

最初に、天然芝の舗装の部分ですが、北側、あとテルメ柏陵の東側、そちらのほうもちょっとアジサイを植えるというようなことで予定していたんですけれども、真ん中のほうの芝生広場、ちょっと現地のほうで立ってみると、なかなかちょっと狭いなというようなところもあって、できる限り使える部分を増やそうというようなことで、そちらのほうを増やしております。

あと、駐車場の面積というような部分でご質問あったかと思うんですが、こちらについては基本的には変わっておりませんが、若干、施工する中で修正してきた関係での面積が増えたというものかと思います。

それと、ミスト噴水の雨感センサーに関しましては、夏場、ミスト噴水を活用するというふうなことで予定をしておりましたが、雨の日もちょっとこれ時間で設定してというようなことで、そういう仕組み、設備になっておりますが、雨の日でも出てしまうというようなことがちょっと分かりました。そういったことで、水を無駄にしないというようなことも含めて、雨感センサーの取付けというふうなことで対応をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5 番、藤野広美君。

○5 番（藤野広美君） ありがとうございます。

今、上から 4 項目なんですけれども、約 500 万の増になっていますけれども、詳細、数字が分かればそれぞれ教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） こちらちょっと変更点ということで、主なものを載せさせていただいておりますが、これのほかにちょっとこれまで大木を撤去した伐根のほうもかなり増えていると、そういったことも含めて金額としては 500 万程度になります。その中で、ミスト噴水のセンサーの取付けが約 100 万ぐらいでございます。その分が増えていると。それと、天然芝についても 200 万ほどの増額となっております。あとは、もろもろ含めてのトータルして 500 万程度の増額というような内容でございます。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

ほかにございませんか。ありませんですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで報告を終わります。

◎報第 2 号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第 6、報第 2 号 水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 報第 2 号 水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご報告いたします。

令和 5 年度大江町水道事業会計予算に係る資本的収支のうち、建設改良費について翌年度に繰越したもので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告をさせていただくものであります。

事業の内容につきましては、柳川地内配水管布設替工事及び切留水源系第一接合井更新工

事に係るものであります。

なお、金額及び財源内訳につきましては、別紙、令和５年度大江町水道事業会計予算繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 報第２号についての質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで報告を終わります。

◎報第３号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第７、報第３号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 報第３号 繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

本件は、令和６年第１回定例会でご可決いただいた、令和５年度一般会計補正予算（第６号）及び令和５年度宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）、同じく令和５年度公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の繰越明許に係る歳出予算のうち、翌年度に繰越した実際の予算額につきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、一般会計の非課税世帯等価格高騰重点支援事業、これをはじめ、戸籍及び住民基本台帳システム改修事業や町道藤田堂屋敷線の道路改良事業、地滑り災害による道路橋梁災害復旧事業などがありますが、低所得世帯等への給付が４月以降となることや、関係機関との協議に時間を要したことなどの要因で、年度内の事業完了が困難となったものであります。

また、宅地造成事業特別会計の百目木移転団地に係る用地費及び公共下水道事業特別会計の百目木地区堤防整備に伴う下水道管基本設計、そして浄化センター電気設備改築工事費につきましては、関係機関との協議や資材の調達に不測の期間を要することになり、年度内の

事業完了が困難となったものであります。

なお、繰越事業名及び繰越額、財源内訳などにつきましては、別紙、令和５年度大江町繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、報告であります。

○議長（宇津江雅人君） 報第３号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで報告を終わります。

◎議第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第８、議第４７号 令和６年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第４７号 令和６年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本工事については、去る５月２８日に指名競争入札による入札を執行した結果、大江町大字左沢１１６６番地、高子建設株式会社、代表取締役、高子公雄が落札しました。消費税を含む７,０７３万円で請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議決を要することから提案をするものであります。

なお、工期は本年１２月２０日としております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第４７号の詳細について、ご説明を申し上げます。

町道藤田堂屋敷線は、起点を国道２８７号とし、終点の県道長井大江線を結ぶ路線でございますが、藤田工業団地への近年における交通量の増加に伴い、起点から町道諏訪堂中山線ま

での区間を、全3工区に分けて道路改良を行っており、来年度で全工区が完成する予定でございます。このたびの契約は、町道左沢小見線との十字路交差点から町道小見原線とのT字路交差点付近までの約256メートル区間の道路改良となります。

ただいま町長の説明にもありましたとおり、5月28日に指名業者3社により入札を執行した結果、高子建設株式会社が消費税を含む7,073万円で落札し、5月30日に仮契約を締結しております。

工期につきましては、本年12月20日を完成期限としております。

以上、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第47号の質疑を行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 少し聞きたいと思いますが、この藤田堂屋敷線に関しては、随分前から工事が行われており、1工区、2工区、3工区ということで進んできたと思っております。その中で、第3工区が結構時間がかかるなど。来年度には完成するというものの、今、課長の話でしたけれども、今年も3工区の途中までとか進まない。本来であれば、一気に造ったほうが、地域の方とか利用する方の利便性を考えたらそのほうがずっといいと思うんですけども、何で細かくこの3工区にかけては分けての工事になるのか。本来であれば、もう1年ぐらい前にはできていてもおかしくないと、私は1工区、2工区の工事を見ればそういうふうに思うわけでありまして、工事が延びている理由というのは、一体どこにあるか教えていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

第3工区については、工事としては4か年での工事というようなことで進めてまいりました。決して遅れているというようなことではなくて、当初からの予定の中で進めさせていただいております。ちょっと第2工区の中で、通行止めというような部分で、かなり皆さんのほうにご迷惑をおかけしたというようなこともありまして、そういったことのないようにとしながらというような工事をさせていただいているということも含めてございますし、あと国の補助金の関係も含めて年度計画をさせていただいての4か年での工事というようなことで、実施をさせていただいているというものでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

○8番（関野幸一君） はい。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第47号 令和6年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の締結について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議第48号 令和6年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第48号 令和6年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本工事については、去る5月28日に指名競争入札による入札を執行した結果、大江町大字左沢328番地、林建設株式会社、代表取締役、林博幸が落札をいたしました。消費税を含む1億9,910万円で請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を要することから提案をするものであります。

なお、工期については、来年3月31日までとしております。

詳細については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第48号の質疑を行います。

5 番、藤野広美君。

〔「説明からでないですか」「詳細説明」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 失礼しました。

訂正します。

議第48号について、担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第48号の詳細について、ご説明申し上げます。

町道山田原市野沢線は、令和3年3月14日にのり面の崩れを発見し、令和4年12月の災害査定で認められたというようなことから、国庫負担金を活用して災害復旧を進めているものでございます。

資料6の平面図及び2枚目の横断図をご覧ください。

当該復旧工事については、3か年の工事の予定をしております、令和4年度を初年度とし、今年度が最終年度となっております。地滑りを原因とする災害ではございますが、道路の災害復旧であることから、町道の復旧延長としては229メートルとなります。令和4年度と令和5年度は青で示す範囲を実施しております、令和6年度は赤で示す範囲の崩落土砂の排土工、掘削斜面の安全性を確保するためののり砕工の工事を行うこととしております。

また、昨年度に引き続き大量の土砂を処分することになりますが、今年度においては、国土交通省のほうで進めております築堤工事で活用するほか、それ以外の土砂に関しましては、庚申ため池の盛土に使用することとしております。

本復旧工事については、5月28日に指名業者3社により入札をした結果、林建設株式会社が消費税を含む1億9,910万円で落札し、5月30日に仮契約を締結しております。

工期につきましては、来年3月31日を完成期限としております。

詳細説明については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第48号の質疑を行います。

5 番、藤野広美君。

○5 番（藤野広美君） 5 番、藤野です。

今、施工内容をお伺いしたんですけれども、ちょっといまいよく分からないところがあるので、赤の部分についての施工、どのようになるか含めてお伺いしたいのと、あと、今、口頭で令和4年と5年は青、令和6年は赤というふうにおっしゃったと思いますけれども、最初から年度数、ここに令和6年とかと記入なったものが資料としてあればいいのかなとい

うふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 図面のほうになりますが、今年度する部分についてちょっと説明をさせていただきます。

より分かるのが2枚目の標準の断面図になるかと思しますので、そちらのほうでちょっと説明をさせていただきます。

令和4年度については、右側にありますちょっと線状に点線で示しているもの、これ横ボーリングのほうを令和4年度に実施しております。令和5年度については、斜面の土砂の撤去ということで、上部のほうになりますが、そちらのほうを搬出したというような内容です。今年度については、その下の部分、赤の部分になりますが、こちらのほうの土砂の搬出がかなり費用的には大きな内容となります。そのほか、ちょっと段々を造りますので、そのほうに排水の水路の関係を設けるほか、南側になりますけれども、現在ちょっとのり枠が崩れている部分ございますが、崩れ防止的なことでのり枠を設けるというような工事が主なものになります。

ちょっと年度ごと、図面のほうにも記載すればよかったんですけども、ちょっと赤とこれまで実施したところと、今年度するということでのちょっと色分けだけをさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第48号 令和6年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の締結について、これを原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第 49 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議第49号 令和6年度百目木地区移転団地整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第49号 令和6年度百目木地区移転団地整備工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本工事について、去る5月28日に指名競争入札による入札を執行した結果、大江町大字左沢1166番地、高子建設株式会社、代表取締役、高子公雄が落札し、消費税を含む1億6,610万円で請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

なお、工期につきましては、来年2月28日としております。

詳細については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第49号について、担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第49号の詳細について、ご説明を申し上げます。

百目木地区への住宅団地の整備については、国の治水対策事業に伴い、移転を余儀なくされる方の移転先地として整備するものであり、国の用地買収を進めていく上で早期整備が望まれているものと考えております。

今年3月には、住宅団地整備工事に向けた実施設計業務が完了し、去る5月28日に本工事

に係る指名競争入札を行った結果、高子建設株式会社が消費税を含む1億6,610万円で落札し、5月29日に仮契約を締結したことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

次に、主な工事の内容についてでございますが、資料7に示すとおり、宅地を整備するほか、幅員6メートル、一部5メートルの町道の整備や上下水道の整備に加え、緑地の整備を行います。また、防災上の対策も兼ねて、県道天童大江線との境界側に往来が可能となる階段を新たに整備いたします。

なお、工期につきましては、令和7年2月28日を完成期限としております。

詳細説明については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第49号の質疑を行います。

6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 6番、櫻井です。

計画平面図で、区画の専用住宅の4番と5番、4番が100坪未満で5番が200坪ほどという、明らかに面積が違うんですけれども、これは何かわけありでこのような区割りにしたのか伺います。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 資料7の計画平面図の中の図面を見ていただいての内容かと思えます。

この団地については、百目木地区の堤防整備に関わって移転をされる方というようなことで予定をしておりますが、この団地に移転される方、6名の方とこれまで何回か話を重ねてまいりました。その中で、どのくらいの面積が必要かなどなど、話をした結果、この面積ぐらいがいいのではないかと、それぞれの家庭の事情も含めた中での調整させていただいた結果でございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 何回も移転される方と話をされているので、これで十分納得されて移転に賛成であるということで、全てこの6区画は埋まって、着々と進んでいくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 現時点での状況をちょっと申し上げますと、国交省のほうで

用地のほうの話合いということで、ようやく具体的な補償金額も示しながらというようなことで動き出しております。ただ、本当の契約についてはまだちょっと先にはなりますけれども、そのようなことで個別の交渉というようなことで入っております。ちょっとこの団地の計画につきましては、そういったどのくらいの金額になるのかというような分からない中で、あくまで希望をちょっと優先する形の中で計画してきたというようなこともあります。それぞれの生活再建というような部分で、その補償費の中でこちらのほうに移り住んでいただけるのかという部分の最終判断については、これからなのかなというふうにちょっと思っております。

最大限、町としてはそういった移転団地の整備をして、堤防の整備を遅らせることのないようにというような中で進めてきたものでございます。それでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

先ほど、5月29仮契約というふうに説明があったと思いますが、この議会承認になればすぐに着工になる予定なのかということと、資料7のJRとの境界線側と天童大江線の境界のところで波状の表記があるんですけども、これは何をしようとするのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 着工の時期に関しましては、今日、議決いただければすぐにも動きたいというようなことで、動けるような形の中で打合せをさせていただいております。資材等の準備もあるかと思うので、実際、現場で動き出すというのは6月の下旬頃かなというところでは思っております。

それと、JR左沢線と県道の天童大江線側のほうに波状のものがあるというようなことで、こちらについては、ちょっと高低差が出てくるというようなことで、擁壁を造る必要があるというようなことでのちょっと図示したものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

今年度、2月28末で工事整備のほうは完了というように説明がありましたけれども、整備

売買をして、今年度、令和6年度中に進まない、その後の工程等に影響があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどのようにお考えかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 工事については、2月末というようなことで予定をしておりますが、その後、確定測量というような、その区画が何平米あるかというような、そういった測量入った上で、売買の契約につなげていくというようなことで、売買の時期については来年度の4月頃になるかなと想定はしておりますけれども、工事の進捗早まれば、その分早くしたいというふうなことで段取りをしていきたいと思っております。できるだけ遅れのないようにというふうなことで、あと国のほうの買収の時期、その辺も国とも調整をしながら対応をさせていただいているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

ちょっと整備工事と外れるかもしれないんですけれども、今後の工程として、令和7年度末までに移る方、移転をして現在の建物を解体して終了としないと、次の堤防整備等にも支障が出てくるのかなと思うんですけれども、この工程はどういうふうになりますか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 堤防の関係については、集中的に今年と来年、あるいは場合によっては再来年というような中で、用地のほうの買収、契約というような形では進めていくというようなことで考えているようです。こちらのほうの団地については、今年度で工事を終わらせて、来年度分譲ができるというようなことから、こちらに移転される方については、来年度の国との契約というようなことで結んでいただいて、来年度ぐらいに住宅を建てていただいて引っ越しをします。その後、今住んでいるところの解体というようなところのスケジュール感を持って、国とも連携しながら調整しながら進めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第49号 令和6年度百目木地区移転団地整備工事請負契約の締結について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第50号～議第52号の一括上程

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、議第50号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議第52号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第50号から議第52号までの条例の一部改正1件、補正予算2件について一括してご説明を申し上げます。

初めに、議第50号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本条例の改正は、旧柏陵荘跡地に整備をしております公園について、公園の名称を募集したところ、222作品の応募があり、その中からぷくぷくパークという名称を選定させていただいたところであります。ついては、ぷくぷくパークを都市公園法第2条第1項に定義する都市公園として位置づけるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第51号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げ

げます。

今回の補正予算は、4月の臨時議会において肉づけ予算を編成させていただきましたので、事務事業の執行上必要なものとして、ごく小規模な補正予算とさせていただきました。

歳入歳出にそれぞれ650万円を追加し、補正後の予算総額を67億6,050万円とするものであります。

次に、議第52号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に関連したシステム改修費用などを補正するものであります。

この結果、それぞれ235万9,000円を追加し、補正後の予算総額を8億5,995万9,000円とするものであります。

以上、議第50号から議第52号まで一括してご説明いたしましたが、詳細につきましては、後日、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 以上で、議第50号から議第52号まで、計3件の提案理由の説明を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第14、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明をお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。よろしくお願いいたします。

現状の人口減少、少子化に対する新たな施策の提言について。

町独自の新たな制度、仮称移住・定住引っ越し費支援事業の新設。誕生祝すくすくベビー給付費の改定、地域おこし協力隊の増援を提言し、町長に伺います。

全国自治体の半数が人口減少で危うくなり、将来消滅する可能性があると公表されてから今年で10年になります。そのとおり人口減少の歯止めがかからず、地方から首都圏への一極集中の流れはますます進み、悪くなる一方であります。したがって、過疎自治体の人口減少はますます進み、そのスピードは予想をはるかに超えております。人口減少、少子高齢化、首都圏一極集中是正に対する政策は、筋として政府が行うべきと私は思っております。

そんなことから、政府は2019年度に移住支援事業を創設しております。当事業は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県に通勤している方が地方に移住し、就職や起業した場合に支給され、1世帯当たりの支援額は最大100万円、単身は60万円、さらに18歳未満の子どもには、1人当たり最大100万円が加算されます。支援配分については、国が2分の1、県と市町村が4分の1ずつ負担することです。

当事業を活用し、山形県内に移住された世帯の支給件数が増え、制度が創設された2019年、支給世帯数は1世帯だったのが、2023年度の2024年1月20日現在では、予定枠の35世帯に達する見込みとなったことから、県は受付を停止しております。しかし、当事業の条項内容は複雑で使い勝手が悪かったのか、それとも該当者がいなかったのか、書類提出期限に間に合わなかったのか、2023年度、大江町に移住し当事業に該当した支給される世帯数はゼロであります。

また、大江町の年間出生数は、最も少なかった2020年度16人と比べ、2023年度は12人となって4人少なく、大きなショックでした。さらに、厚生労働省は、2024年4月19日、2018年

から2022年までの各市町村の女性1人が生涯に産む合計特殊出生率を発表しております。県内35市町村で最も高かったのが東根市の1.63、最も低かったのが大江町の1.18でした。危惧していたことが現実となり、大きなショックでした。したがって、この厳しい状況を真摯に受け止め、早急に次の対策を実施すべきではないでしょうか。

そんなことから、移住・定住者の方々を増やす施策として、仮称移住・定住引っ越し費支援事業の新設や、誕生祝すくすくベビー給付金事業の改定、相対的な発展のための地域おこし協力隊の増員を再認識し、提言に踏み切ったところであります。

町独自の新たな制度、仮称移住・定住引っ越し費支援事業について。

当事業は、国の移住支援事業に該当されない方を支援するものであります。近隣から移住・定住してくださった方は引っ越し費用が少額で済みますが、遠方から来てくださる方については大きな出費となります。したがって、新規就農者の方は10年以上定住することを条件に、契約された方を対象とする。町の新たな宅地造成地を買い、住宅を建て町外から移住された方。若い方の転出抑制策や空き家対策として、町内の実家に両親と同居をしていた若い单身や若い夫婦が独立し、町内の空き家を買ひ、引っ越しした方についても該当する。上限額は150万円、单身の上限額は80万円。当事業条項に基づき、同意書、引っ越し業者からの見積書、請求書、領収書を提出していただく必要がある。国の移住支援事業に該当されない方にとって、有効な支援策になるものと思っております。

移住・定住引っ越し費支援事業による移住・定住者の方々と行政双方のメリットについて。

大江町の新規就農者支援事業に関する施策については、全国自治体の中でもトップクラスの先進地であることから、今後も新規就農者の方々を増やせる可能性が高いこと。我が町は農産物を主体としていること。町は日本一のスモモの里実現に向かっていること。移住・定住してくださる新規就農者の方々は若い方が多いこと。耕作放棄地の抑制につながっていること。新規就農者のお子さんは農業を継いでくださる可能性が高いこと。首都圏で毎年3回から4回開催されます新・農業人フェアや、移住相談会のPRの大きな目玉になること。新規就農者の方は遠方から来てくださる方が多いことや、移住・定住をどこにするか決めかねて迷っている方にとっては、呼び込み策として大きいこと。日常の啓発活動やPR活動にもよい影響があること。町が新たな宅地を造成し、分譲する際に大きなPRになること。若い方の転出抑制につながるなどが挙げられます。

誕生祝すくすくベビー給付費の改定について。

現在、赤ちゃんは1人当たり商品券5万円分と現金5万円を給付する内容を変更し、現金

100万円に改定する内容であります。

地域おこし協力隊の増援について。

ほかの市町村に比べ、明らかに少ないと思っております、10名くらいに増やすべきである内容であります。例えば、JR左沢駅名や終着駅、始発駅に興味がある鉄道マニアの鉄道オタク、動画画像処理を得意とする方、町が苦手とする全国的なPRを得意とする方、職員ができないことをできる方を公募し、隊員を増やすべきではないでしょうか。したがって、大江町にどっぷりつかった方より、遠方から来てくださる方のほうが町に合致するのではないのでしょうか。

地域おこし協力隊の任期満了時の対応について。

最も重要で大切なことは、大江町に縁があってせっかく隊員になってくださったのだから、職が見つからない場合は、丁寧に紹介やあっせんをしてくれてもよいのではないのでしょうか。それでも見つからなかった場合は、大江町に定住していただき、臨時職員として働いていただきたい。さらに、定住し採用要項に該当すれば、採用試験を受け正職員として働いてもらっていただければ幸いと思っております。それには、当初から町の後方支援が必要不可欠であります。

子どもは町の宝であります。私は、移住・定住の方々も同じく町の宝と思っておりますし、大切にしなければならないと思っております。また、お子さんをお持ちの親御さんにつきましても、誠にありがたく感謝しているところであります。さらに、移住・定住に対する施策や新規就農者の方々に対する期待はますます高まり、今後、全国的に重要視されるものと思っております、大いに期待しているところであります。

最後になります。この深刻な人口減少、少子化に対し、大江町にとって最も重要なことは、大江町就農研修生受入協議会、OSINの会の皆さんと連携をさらに強化し、大江町の暮らしや農業の魅力を全国に発信し、新・農業人フェア移住相談会、現地見学会、新たなお試し住宅、移住・定住引っ越し費支援事業、新たな誕生祝すくすくベビー給付費、まちおこし協力隊の増員、新たな宅地造成などを最大限活用するとともに、新たな気持ちでチャレンジし、全国的なPRを積極的に取り入れ、年間移住・定住世帯数20件、80名を目標に掲げ、実現に向け頑張っていただきたいと強く願っているところであります。

したがって、対応が早ければ早いほど成果や効率が上がるのは間違いありません。この難題をクリアしますと、近い将来、大江町の明るい姿が見えてくるのではないのでしょうか。この深刻な人口減少、少子化に立ち向かうためには、行政としてあのときやればよかったのに

とならないよう、やれるものは全て対応し実施すべきではないでしょうか。

町の厳しい状況の中、移住・定住者を増やす移住・定住引っ越し支援事業、上限額150万円、出生数を増やすための誕生祝すくすくベビー給付金100万円とする改定は、成功報酬的なもので、俗に言うPRやパフォーマンスのためのばらまき支援ではないことを理解していただきたい。地域おこし協力隊については、相対的観点から増員すべきとさえ認識しているところであります。

行政として、10年、20年の将来を見据え、構想や事業に取り組むべきであります。理想像を語っている場合ではなく、待ったなしの状況であります。したがって、手後れにならないよう現状を真摯に受け止め、投資策を早急に取り組むべきと提言するものであります。いかがでしょうか、伺います。

壇上からは以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、土田議員の現状の人口減少、少子化対策に対する新たな施策の提言についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

少子化対策なり人口減少対策というふうなことで、移住・定住、少子化対策、この結びつきにつきましては、3月の議会で所信を述べさせていただきましたが、移住・定住と子育て支援は一体的に進めるべきであるというふうなことで、その辺に力を入れていきたいというふうなことを申し上げてきました。近年の人口減少、出生者の減少による急激な少子化、これを考慮すれば、移住・定住に係る諸施策と連携した子育て支援策は喫緊の重要課題だというふうなことは、改めて申し上げるまでもないものだというふうに思います。

先月、4月24日、民間の有識者らでつくる人口戦略会議の報告書のお話、大江町は消滅可能性自治体であるというような位置づけが公表されました。県内でも、35市町村中28がこのような自治体に該当するというふうな評価であります。現在、国や自治体で取り組んでいる地方創生や移住・定住対策のきっかけとなった2014年の消滅可能性都市と同様、表現の激しさが相まって、再び大きな話題になっているのが今の現状です。

少し人口の現状を説明させていただきますと、山形県の人口と世帯数、これは山形県社会的移動人口調査結果報告書というようなものがあるんですが、これによれば、令和5年度の最新の報告では、大江町の人口は前年からマイナス2.43%で、177名の減だということになっております。ここの部分については、県内35市町村では24番目の数字だということ

であります。そして、そのうち人の移動による社会増減、これにつきましてはマイナスの0.43%、これも35市町村の中で比較しますと、減少率が低い順の上位から16番目の31名の減というふうなことであります。ちなみに、5年前の令和元年度の社会増減は、前年比でマイナス0.94、26番目で75名の減。10年前、平成25年は前年比マイナス1.01%、26番目で90名の減だったという数字があります。

今のやつを整理しますと、25年には90名の減、5年前には75名、そして令和5年には31名、数的には減っているというふうなことでありますし、全体的に申し上げれば県内のそういった数字の中では中位というようなことなのかなというふうに思っております。5年前や10年前から比べると、社会増減率は改善傾向だというふうにも言えると思います。これは、ここ数年の移住・定住対策、これが功を奏してきたものだというふうに思いますし、先ほどお話をあつた新規就農者の呼び込みの取組などもその部分かというふうに思います。

ただ、自然増減率に関しましては悪化しており、ここの部分の対策の強化というふうなものを、さらに図っていかねばならない。要は、死亡する方と生まれてくる子どもの関係であります。

これらを踏まえて、土田議員の提案について現状をご説明させていただきますと、まずは地域おこし協力隊のお話がありましたが、令和6年度は、現在、今、5名の隊員が活動しております。令和6年4月1日現在、県内の地域おこし協力隊は133名いるそうです。突出して隊員数が多い市町村がありますが、大江町の5名は少なく感じるかもしれませんが、県内での人数というふうなことでも、これは上のほうから7番目のタイだそうです。どちらかといえば、隊員数は多いとも言えるのかもしれません。

加えて、現在、2名の募集をかけております。着任すれば今年度中に7名になるというふうなことです。この2名に関しては、空き家対策の部分を担当してもらう方、そしてJR左沢線の活性化に向けた取組をしていただけるような方というふうなことで、今、募集をしているところであります。

それから、着任してきた地域おこし協力隊の方が、採用試験を経て町職員として活躍している例もございますので、期間終了後も引き続き定住していただけることに期待をしていきたいと思っておりますし、サポートもしていきたいと思っております。

新規就農者の支援についてであります。OSINの会と連携しつつ、町単独のセミナーの開催や移住フェア、それから新・農業人フェア、これらへのイベントへの参加。そして、現地見学会に同行いたしまして、移住施策などの説明をOSINの会と一緒に行政もやって

いる、官民一体となって推進している現状です。現在、OSINの会では6名の研修生、21名が独立就農者となっております。家族を含めると、60名近くの方が大江町に移住されたというふうなことであります。

様々な形の理由がある移住者がいる中で、地域おこし協力隊と新規就農者は、より注目度が高い制度に乗った者であると思いますし、ただ見知らぬ土地への移住というふうなことで、本人や家族にとって物すごくハードルも高いものだというふうに感じます。町では、これまでもこれからも細やかなサポート体制を整えていく、そう考えております。

ただ、どちらも人口減少全体を好転できる人数を確保できるかと言えば、現状ではそこまでは至っていないし、今後もそういった極端な形ではつながっていかないのではないかと予想をしておりますが、さらに移住・定住の支援策を様々講じながら、この部分はしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

移住・定住、少子化対策、いずれを進めるに当たっても、子育て支援というふうなことは欠くことができないものだと一番初めに申し上げたところであります。保育料の無償化、給食費の無償化、医療費の無償化、この3つを組み合わせる。そして、さらなる支援をサポートしていく。こういった取組は、移住を考えている方だけではなく、転出を考えていらっしゃる方にも、町に残る大きなきっかけにもなっていくのではないかとその思いであります。

空き家バンクのことについて少し申し上げますと、令和5年度の中だけで14件が成約、その多くが物件の購入という形です。

転校や転園したお子さん向けの制服等補助、これを令和5年度に8名の申請がありました。それだけ移住者がいたという、子どもさんの移住があったというようなことです。昨年、町内で生まれた子どもは12名ですから、移住施策に伴う結果は非常に大きいと言えるかと思えます。このほか、住宅ローン補助も他の自治体ではあまり見られない独自性の高い取組だと思いますし、移住支援金についても要件を工夫したところ、今年度は複数の相談をいただいていることから、本定例会の補正予算へ追加計上させていただいております。

令和3年度の移住・定住の推進室、これを発足して取り組んでおります。これらの町独自の補助制度などを創設し、利用も増えてきていると感じています。皆さんもご覧になったと思いますが、ラ・フランスをモチーフとしたカラーイメージのおおえぐらしのポスターなどを利用したPR、これも確実に定着してきていると感じていますし、4月の肉づけ予算においても、おおえぐらしの町民対話の予算を認めていただきました。

これまでの施策に加えて、ご提案いただいた引っ越し費用の補助なども、当事者にとって

必要な、使いやすい制度にしていくため、若い方、子育て世代を中心に熟議を重ねていきたいと考えています。移住者だと思われなくなれば定住ではないでしょうか。地域おこし協力隊と新規就農者を移住イメージのフラッグシップとしつつ、普通の移住・定住を生活者目線で着実に進めていきたいと思っております。

また、子育て支援策として、ご承知のとおり、大江町においてはこの誕生祝すくすくベビー給付費のほかにも、妊娠期から出産・子育て期における保健師などによる伴走型の相談支援と併せた出産・子育て応援給付金として、妊娠届出時に5万円、出生時に5万円を現金給付し、出産育児関連用品の購入に係る経済的支援を行っているとともに、未就学児の家庭を対象にした子育て支援センター職員による子育て応援訪問事業を行いながら、子育て世帯に寄り添う取組を実施しているところです。

また、他の市町村に先駆けて実現している保育料の完全無償化をはじめ、幼児及び小中学生給食費支援事業補助、切れ目のない支援として、高校生までの医療費の無償化、そして高校生応援給付金やふるさと奨学金による就学支援など、子どもを安心して産み育てやすい環境づくり、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、未来を担う子どもたちが健やかに成長していく一助となるように努めているところです。

改めてお話がありました誕生祝すくすくベビー給付金ではありますが、出生児の健やかな成長を願い、子どもさんお1人につき5万円の日本一くん商品券と5万円の現金を支給しているところではありますが、議員から提言いただきました現金100万円などに大幅に増額していくことは、確かにインパクトのある施策であると思われますが、そのことが出生率の向上に直接結びつくかどうか、私は少し疑問を感じます。

給付金を頂ける頂けないは、結果としてお子さんの誕生をお祝いするものであり、そのために子どもを授かるということは、あまりつながらないのではないかと思います。出産から子どもを育て上げるまでに、保護者の経済的負担も多額となることから、出生時の一時的な支援では効果はあまり上がらないのではないかと考えられます。また、限られた財源の中では、乳幼児から高校生までの子どもに係る経済的負担を総合的に勘案し、切れ目のない平等に配分したい、そのようにも考えているところでもあります。

このため、今後とも子育て支援内容の充実を図り、新たな施策も念頭に置きながら、段階的かつ総合的に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますよう、そしてご協力賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、どうもありがとうございます。

合致したのは、やっぱり引っ越し費と思っております。

次のベビー給付金、これって我々は町の職員じゃないので、内容的にはどういうものかというの、それぞれの考えがあって一つとは言えないと思いますが、でも行政からしますと、100万円って何なのというかもしれません、これは。それは私も理解できるわけですが、やっぱりうまく表現できないんですが、子どもってすぐには生まれないんですよね。そう簡単に生まれることはできません。そういう意味で、前の方もお金で子どもは生まれないんだ土田君と私も言われてきてずっとやってきたんですが、確かにそうかもしれません。

こういうふうには時代が変わってきて、意外と物価が高騰して何でも上がってしまうとなると、一体何が頼りになるのかと。だから、今言ったお金だけではないと思います。そうやって町がそれは間違いないと思うんですよ。それというのは、果たしてどこまでそれを理解するか。そして、どういうふうにしてお金を使って子どもを育てるか。そして、いい、何というかな、生活をできるか。こういうふうなものの立場としては、一つの問題じゃないんです、これ。絶対一つの問題ではうまく解決しないし、いろいろなものの面からもそういう話になってしまうんですね。

だから、100万円といっても一体何なのかと申しますと、私は、私勝手な想像なんです、恐らく町長の立場としては、100万円というのはあり得ないかなと私は最初から思っています。平等を主とする町長の政治姿勢というのもありますので、これはそれで結構ですから、でも物価が上がって値上がりしている状態になっている状況から、やっぱり5万円では最低でも、今言われたように、また少ないという感じはしてしょうがないんですよね。何か私の勝手なもう言い分ですがね。どうなんでしょう、町長。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） やっぱり子どもを産み育てようとする方々にとっては、複合的ないろんな要素があって、子どもを産み育てようというふうな気持ちになってもらえるのかなというふうに思います。やっぱり100万円があるから、200万円があるから子どもを産み育てようとするかというふうなところには、私はクエスチョンマークがたくさんつくというふうに感じているんです。ただ、それは町をPRするためのPR経費だというふうに考えれば、またこれは話が少し違うかなというふうには思いますけれども。

ただ、私は先ほど申し上げたように、生まれたときに5万円では少ないのではないかと感

じるというふうなことです、先ほど申し上げました妊娠をされて届出があったときにも給付金があり、そして生まれたときにも給付金があるというふうなこと。そして、その後もいろんなサポートをしながら保育園は無料、給食も無料、学校に上がってもいろんな支援策の中で給食費は無料、そして高校生、医療費の無料化。そういったものをずっとつなげてきている、そういったトータルの支援が、安心して子育てをできるというふうに感じてもらえるのではないかという思いであります。

それは確かに、インパクトのあるような形でチャレンジしていくのも一つの方法だというふうなことも理解はできますが、今はそういうことではなくって、今申し上げたようなことで、この町の少子化対策のものとして取り上げながら取り組んでいくのがよいのではないかという考え方を持っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） ありがとうございます。

確かにそうですね、町長。今、話聞いている、私も口下手なのでうまく表現できないんですが、やはりお子さんを持っている親、または子どもからする場合もあって、その話聞くとところによりますと、やっぱりきめの細かい、何とかというのかな、支援策があるんだと言われるんですけども、私、子ども育てていた経験がないので、あまり分からないんですよ。町長なんか子どもを持っていますんで、俺はもうばっちり最高だと思うんですね。だから、今でも物足りないところはあるんですよ、まだ。もっとやらなくちゃいけないことはまだまだあるんです、まだ。

だから、今、町長言ったのが大体3分の2ぐらい、もう要は答弁であったように、あと3分の1がまだあるんですよ、あんのよさ。だからといって、私はそこをどうするか、おまえどういふのやってやれとちょっとうまく表現できないんですよ。やればやるほど、掘り出してくればいっぱい出てくるんですけども、そうやってやっぱりあと、今の状況でこういう厳しい子どもが少ない状態だったら、もう少し掘ってみて、掘り出してやるべきものあるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですよ。

町長は、口うまいから何でも言うんだけど、若干まだ足りないところあって、3分の1ぐらいまだ足りないかなと私思っているんですよ。だから、細かく言うと何か時間も来るんであれなんですけれども、そうやってもう少し掘ってみて、掘り出して、まだ対応するべきところあるんですが、それも掘って探してもらいたいとは思いますが、いかがでし

ようか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 3分の1ほど見えない部分がある、その中でさらにきめ細やかな支援策があるのではないかと、必要なのではないかと。そして、掘ってみて探しながらもっと頑張っ
てやるべきではないかという激励なのかなというふうに思います。

私も子育てをして随分日にちがたちますし、社会的にも随分、若い方の考え方も変わっている
ので、一概には私もなかなか想像ができないところもありますので、それが3分の1な
のかなというふうに思いながら今話を聞いておりましたが、なので若い方の意見を聞くとい
うふうなことでは、先ほど移住・定住の意見を様々聞くようなことを、今回の補正予算だっ
け、この間通ったんですかね、肉づけ予算の中で計上させていただいて、意見を聞くような
新たな取組などもすることにしております。そんなことがいろいろ掘り当てながら、課題は
何なのかというふうなものを探り当て、その対応策は検討していきたいというふうに思いま
す。

ただ、やっぱり日本全国この悩みというのは、小さな自治体ほど持っている、効果的な解
決策は、その中では見いだせていないというのがほとんどではないかというふうに思います。
本当にその部分を解決できている、県内でも1つ、2つほど、それなりに出生率なり数字
的に上がっているところもあるというふうなことなんです、それを単純にまねするだけで
はそこにつながらないし、大江町は大江町のやり方があるのではないかというふうにも思っ
ております。

ちょっと分かりやすく言えば、先ほど土田議員が表現された、やれるものは全てやる覚悟
で頑張らなければならないんでないかという気持ちを持って頑張れという激励だと思っ
ておりますので、これからも町の職員の若い人の意見、町民の若い方の意見、どうすれば子ども
を産み育てやすいというふうに思っただけなのか、どこをつっつけばいいのか、その辺
は十分に考えながら町政の運営をしていきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

答弁うまいんですが、町長うまい。まだ少し言いたいことがありますので、ちょっとだけ言
わせてもらって。

出生率、東京で1を切って、今どういう状態なんですか、東京とは。本当に理解できない
ですね。みんな東北からいろいろなところ行って、そこで生活して子どもを産まないのか、

それとも産めないのか、本当に不思議でしょうがないですね。だから、大江町の場合は、まだ頑張れば頑張れるちょっと余地があるんじゃないかなと思って、だからこっちから東京に行って今住んでいる人に、説得するものを少し考えてもいいのではないかなと、今度、私、昨日今日でそういうふうに思いました、私は。確かに東京にいっぱい行っているはずなので、大江町からも相当行っていると思うんですよ。

東京の今の状態を見ますと何なのという、人は集まっても子どもはいない。それって町長、逆にこっちから攻めていって、いろいろなものをやっぱり情報の発信をしていただければいいんじゃないですかね。大江町から出ていった人、もう若い人いるわけですから。成人式なんか来る人も、あっちから来ている人結構いるわけなんですよ。どうなんですかね。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 東京のような大都市ほど、先ほど申し上げた合計特殊出生率の数字が低いという、傾向としてはそういうふうなことが言われております。要は、若い女性の方が一生のうちにもうける子どもの人数というふうな評価の中の数字でありますので、これが全てではないというふうにも思います。

私もテレビなどを見ていての情報でありますけれども、結婚とかそういうふうなものについて、家族とかそういうふうなものについてインタビューをしている若い方の声を聞いている中で、拾っている言葉としては、やっぱり経済的な問題なんだというふうな方が多いというのは事実なのかなと。でも、経済的にというのは、小さい世代の子どもさんというふうな表現よりも、やっぱり大学などの授業料が物すごくかかるので、そこが心配だというような声が多いのではないかなというふうに思います。このところは、大江町としては奨学金制度のできるだけ返還などについてお手伝いをできるような支援策を今は持っておりますけれども、そういったところ。

それから、あとはやっぱり生き方の価値観、簡単に言うと、自分の時間を大切にしたいというような考え方をお持ちの方が多いようにも感じます。そして、もう一つは、やっぱり出会いが都会なのでいっぱいあるようなんだけど、なかなかその機会がない。

この辺の3つのことあたりが、よく結婚なり家族について若い人がインタビューの中で答えている、都市圏の方の意見なのかなというふうに思います。そのことがすばっと大江町の事情に当てはまるかどうかというのは疑問がありますけれども、そういった若い方が増えている、都市化しているというふうなこともあると思いますので。ただ、その部分は、個人

の生き方の問題に関わる場所もありますので、これを大江町単独でどうのこうのというふうなことはできないと、できないというよりも難しいんだというふうに思います。

先ほど、土田議員のほうからは、東京から人引っ張ってくるようなものはできないのかというふうに思いますが、成人式に引き続いて、30歳のつどいというのも昨年からやりました。これは、大学を卒業して関東のほうに勤めたとしても、いろんなタイミングの中で30歳ぐらいのときには一通り落ち着いて、もう一回自分の生き方なりを考えたときに、大江町の同級生と会って、またそれがきっかけとなってUターンにつながるようなことを仕掛けていきたいというような意味合いからやっているものでありますので、なかなかお見合い的な部分というのは難しいものだというふうに思いますので、その辺さらに支援策いろいろと考えながらやっていくことが必要なのかなと思ひながら、お話を聞かせていただきました。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） 町長、ありがとうございます。

最後になりますけれども、引っ越し費について、今2024年問題で働き方改革だといってもうなっていますんで、それって一体今後どうなっていくのかというと、やっぱり引っ越し費用も相当上がる可能性はあると思います。それで、今、修学旅行のバスの運転手がいなくて停止したなんという話、結構ニュースで出ていまして、何なんだべというふうに私は思っております。ところで、大型引っ張る人がいないんだってねと、いなくて困っているから誰かいないかというような、もう訴えしていたのを私は見えていますので、テレビで何回か。そういう時代に入ってしまったんですね。

だから、合致した引っ越し費用、これって今後も大切なものになってくるんじゃないかなと、私は思っております。これは私からの、あと最後ですが、町長、何か最後に決めてもらっていいですか、何かあれだったら。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 引っ越し費用という話がありましたので、ちょっと説明をさせていただきますと、町では45歳以上の方が町内に土地を購入したり、家を借りたりリフォームしたり、移住しようとしている方へ引っ越し費用も含めて、上限はありますけれども、上限申し上げますと45歳以下では上限30万円、29歳以下では60万円という支援策があります。これは、先ほど言った引っ越し費用にも使っていただけるというふうなことですし、またこの部分については移住者ばかりではなくて、結婚されて大江町内に住もうというふうな方についても、そういった支援があるというところです。そのほかにも、空き家バンクを利用して住宅をリ

フォームして住もうというふうな方へのリフォームの補助などもありますので、そういったことで工夫をしていけば、先ほどの引っ越し費用なんかの足しにもなるのではないかなというふうに思います。

また、引っ越し費用とは別ですが、移住者の方には家賃の補助というふうなものもやっていますので、これも45歳以上、3年間の町内への定住の意思がある方という要件ですが、月1万円の家賃補助があり、さらにお子さんがいる場合は、お子さん1人当たり5,000円を家賃の2分の1上限で支援するというふうな支援策もやっております。

なかなか周知というふうな部分では、さらにやっていかなければならないものだというふうに思いますが、こういったものを紹介しながら、移住者の支援というふうなことにはつなげていきたいと思ひますし、先ほど申し上げた45歳という子育て世代を一つのターゲットにしながらやっている施策だというふうなこともご理解いただければなというふうに思ひます。これからも頑張ります、ご協力よろしくお願ひします。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） 分かりました。

おおえぐらしというパンフレット、何回も私も読んでいますけれども、やっぱりいろいろなことかぶっています、かかっているんですね。でも、やっぱりもう一つ、文章のつくり方とかインパクトがなくて、やっぱりあれ何回読んでもうわっとくるやつってあまりないんですね。今回、質問するに当たっても何回も読んでいますが、やっぱり枠に囲っているやつというのは分かりやすくいいんですけれども、やっぱりもう一つ、それに追加してもっと分かりやすい支援の項目というか、何というかな、そうやってもう少しあってもいいかなという気が、少し変えてもらって、変える必要もないんですけれども、考えて少しリメイクしてもいいかなというふうに思っているんですよ。

そういうところって、やっぱりそんなにお金はいかからないかもしれないし、錢を使わないように頭を使ってやってもらおうと、これはもっといいんじゃないかなというふうに思ひます。でも、町長も頭よくてしゃべり方もうまいから、文章づくりもうまいから、どんどん提案してくれたっていいのに若い人さ、このままでも私は悪くないと思ひますよ、でも。

町長ってやっぱり、今、人口減少でまず減ってしまうと、誰の責任かとなれば、私らも責任あるんですけれども、町長は一番責任あるというふうになってしまうんですよ。だから、我々も丸投げはしたくありませんので、我々も自分も頑張って、だから町長と一緒に頑張って、簡単にできないものなんですけれども、子育て支援とか何とかと理屈言っている、や

っぱりやって、結果出ない限りは、何かすごく寂しいので、だから我々も責任あるんで、また町長も責任ありますので、一緒になってまた頑張るしかないので、一緒に頑張りましょう、町長。

それでは、私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございます。

○議長（宇津江雅人君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

午後 2 時 5 分まで休憩します。

休憩 午後 1 時 5 2 分

再開 午後 2 時 0 5 分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで、町長より発言の申出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど、土田議員の一般質問のやり取りの中で、私の発言で引越し費用の支援、それから家賃の費用の支援というふうなことを申し上げましたが、その中で私、45歳以上と申し上げたようでございます。大変失礼いたしました。45歳以下の間違いでありますので、訂正させていただきます。

◇ 安 食 幸 治 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は一問一答方式で行います。

7 番、安食幸治君。

○7 番（安食幸治君） 7 番、安食です。

このたびは一般質問の機会を与えてくださり、皆様本当にどうもありがとうございました。それでは、通告どおり一般質問をさせていただきたいと思います。

1 問目は、左沢楯山城跡公園（日本一公園）の遊歩道整備についてでございます。

大江町民の皆様ならご存じの楯山公園（日本一公園）ですが、平成 9 年に最上川ビューポイントに選ばれ、県内の各テレビ局でも、最上川、山形県を代表する絶景の場所となってお

ります。そして、平成14年には日本遊歩百選に選定され、平成21年には国指定文化財の指定をされております。

平成14年に選定されました日本遊歩百選ですが、町長の地元の波切不動尊から日本一公園と書かれた看板を通り楯山公園に到着して、昔は朝日少年自然の家の前を通り愛宕山神社へ下りていくコースで、もちろん上り下りの逆のコースもあると思いますが、木々の隙間から最上川や左沢の町並みを眺めながら、楯山公園を目指して歩く遊歩道です。歩いた方は分かると思いますが、平地を歩くのとは違い、決して歩きやすい歩道ではありません。歩きながら自然と歴史、そして眺望を楽しみながら楯山公園までの行き帰りを歩くことで、足腰の強化にもつながる健康にもよい遊歩道です。

波切不動尊から楯山公園までの歩道は、整備され歩きやすい道となりましたが、一方の愛宕山神社からの遊歩道は、令和2年の豪雨災害のため、楯山公園から愛宕山神社までの遊歩道の路肩が崩れ落ちてしまい、危険な状態となっております。現在では、ブルーシートで応急処理され、寒河江市中郷の国道から歩道の痛々しい傷痕に貼ってある青いばんそうこうのようなのが見えます。今は、新緑で見えませんが。

そこで、日本遊歩百選に選定されている遊歩道の路肩を直し、楯山公園までの遊歩道を回遊可能にすべきと思いますが、町長の意見を伺います。

壇上からは以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、安食議員からの左沢楯山城跡（日本一公園）の遊歩道整備について、これにお答えをさせていただきます。

楯山公園から眺める最上川、この雄大な流れと左沢の町並み、そして終着駅に到着する左沢線の青い列車、その奥にそびえる朝日連峰の俊嶺なる山、まさに息をのむ絶景であり、町を象徴する代表的な景観だと思います。質問にもあったように、平成9年に最上川のビューポイントとして選定され、平成14年には読売新聞の50周年記念事業として、日本遊歩百選に選定される名誉にあずかりました。これほど風光明媚な場所であり、町内外の多くの方々に愛されているあかしでもありますので、町の宝として後世に残していかなければならないと改めて感じているところであります。

さて、愛宕山神社から先の遊歩道沿いの路肩崩落箇所については、令和2年7月豪雨の際に被災をした箇所であったはずであります。そのときの豪雨災害は、昭和42年の羽越水害に

匹敵する甚大なものであったため、百目木地区の最上川氾濫に限らず、町内の至るところで道路や農地が被災したのは皆さんの記憶に残っているところかと思います。

なお、その場所は宗教法人の所有地でありますので、檀家の代表者の方々が災害の後、役場にお越しになり復旧に向けた支援の要請を受けました。被災箇所状況は確かに深刻でありましたので、何とか支援する方法はないものかと様々な角度から当時検討をしてきましたが、政教分離の観点もあり、公的な支援についてはできないことをご了承いただいたと記憶をしております。

なお、規模は小さかったものの、ほかにも土砂崩落があった墓地がありましたし、住宅敷地が崩れた箇所なども、同様に公的支援はできないことをご了承いただいてきた経緯があります。

接している遊歩道は、平成20年のまちづくり交付金事業で整備をしたものであります。石積み階段が一部洗堀された箇所は、令和3年度に復旧工事を町で実施しており、宗教法人が所有する箇所については、応急的な対策、先ほどありましたブルーシートなどでの対策だと思いますが、そういったことがなされておりましたが、当時は通り抜けできる状態になっていたかと思います。ただ、今は幅員も狭く、通行を奨励するような状態かといえ、そうでもないような状況かと思われます。令和3年度するときにも改めて支援の要請を受けましたが、大変心苦しいものではありましたが、先ほど申し上げた理由でお応えできないというようなことを伝えさせていただきました。

被災前の状態に遊歩道を完全復旧したい、その思いは町としてもやまやまですが、まちづくり交付金事業のような、自由度があり補助率も高い補助制度が今は存在しないため、町単独での事業実施は、事業的にも困難ではあるという背景があります。加えて、現在、楯山公園周辺というくくりで考えれば、今は現在、文化庁の補助事業で進めている楯山城跡の遊歩道整備を優先させる必要がありますので、そちらのほうに注力を傾けたい、そんな事情がありますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございます。

役場の3階からでも2階からでも見えると思うんですけども、皆様知っているか知らないかわかりませんが、北側に大きい赤い鳥居があるのが見えるんですけども、そこが大江町のフットパスにも選定されている愛宕山神社から日本一公園に抜けるところの一応入り口

です。左沢駅から左沢小学校、自然の家とぐるっと回って、そして波切不動尊からというコースを通過、舟唄の碑を通過して町なかに行き、また左沢駅に帰ってくるというコースなんですから。

政教分離とやっぱりそれが一番ネックだとは思いますが、例えば町の町道認定外のために補助金をつくっていらっちゃって、道や水路にも補助金が出るということで、持ち出しはやっぱり利用される方からも負担はしなければならないとは思いますが、そういうふうな感じでも、やっぱりこの政治と宗教ということでは、一刀両断みたいにやっぱりなってしまうのでしょうか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 一刀両断という言葉は適さないかなというふうに思いますが、基本的な考え方はそういうふうなことだという認識でいます。ただ、公的な部分の役割の部分で、公としてやるような部分が考えられるとすれば、そういった手法も考えられるのかなというふうには今は思いますが、当時あれだけ大きな災害があり、一部ではお寺の土地が崩れて自力で直してきたというふうなところもありますので、その辺の線引きは、当時いろいろと悩んでの判断だったと思いますが、線引きをしてきたというふうな経過だと思います。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございます。

いや、そうですね。私もそこにお墓があるんですが、昔は、私の世代ではちょっとないんですが、みんな夏祭りとか夏の子ども会の行事で、夜、肝試しをして、愛宕山神社に行ったらそくをつけてまた帰ってくるとかという、何というのかな、私よりも上の世代にとっては、結構子どもの頃にすばらしく栄えたじゃないんですが、利用された道で、私も小学校のときに自転車で日本一公園に上って、帰り自転車であの坂道を下ってきたという経験が何回もあるんですが、やっぱり当時は駄目だったとしても、今は100%復元してくださいとは頼みませんし、だから負担も出しますとかと、宗教法人の方にしてもお寺様とか、敷地内だから駄目だとかじゃなくて、やっぱり何か少しでも手助けになるようなことを町として考えていてもらいたいと思います。

この間、夕方のテレビで、某テレビ局から愛宕山神社じゃなくて波切不動尊のほうから日本一公園の展望台までの、男のアナウンサーが上っていたんですが、やっぱりかなりきついという話なんですけれども、やっぱりあっちのほうの歩道は、丸太とか整備されていると思うんですが、幾らでも負担をかけないで、やっぱり遊歩道にもなっていますし、

町のフットパスにもなっていますので、認定外道路みたいな感じで何か支援が今はあれば、今からでもいいですのでつくる考えはないでしょうか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） この場で要望、陳情のような形で今のようなお話をいただいたとしても、私がこの場で答弁できる範囲というのは、先ほど申し上げたような内容に尽きるのかなというふうに思います。

先ほど、具体的に認定外道路の整備というふうなお話などありましたが、私は民有地だというふうに聞いておりますので、そこに道路が存在するのかなというふうなことも調べてみないと分かりませんので、その事業が使えるのか使えないのかというふうなこともあるかと思います。あとは、課題としてあるのは、事業主体、誰がやるのかというふうなところの整理をしなければなりません。もちろん、原則的には土地所有者の方がやっていただくというふうなことが一義的にはあるんだと思います。

それから、復旧などの経費の部分について、現場のほうを見ている限りでは、かなり下のほうまで崩れておりますので、例えば下からブロック積みのような土留めをするというふうなことになる、非常に予算的にも大きくなりますし、景観的にどうなのかなという課題もあるかと思います。逆に通行できるような形でやるとすれば、山側のほうを少し広げて、あまり下側に影響のないような形で整備というか、復旧ができないかどうか、整備ができないかどうかというのも方法なのかなというふうに、現場に行って何回か見ていて思う感想であります。

そういったことをいろいろと土地所有者の方のほうでも検討いただいた中で、改めて一から相談をしていくというふうなことでやれるところがあるとするれば、町としても協力をするというふうなことは拒みませんけれども、やっぱり一番最初には戻りますが、最初に申し上げたようなところの部分をはっきりと整理をしながらやっていかないと、何でもありの事業になってしまうのかなというふうに思いますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 分かりました。

とりあえず、まずもっと崩れないようにするしかないということで、あわよくば現状維持でやってもらうしかないということなんですけれども、とりあえず愛宕山神社へ行くところにフットパスの看板もあることですし、町にとってもフットパスの利用する方、もし町外の

方が来て、そしたらこんなところ通れないんじゃないかとかと言われてもやっぱり困ると思いますので、今から町の政策を考えていく中で、町長の心の中に留めておきたいと思っておりま

す。願わくば、やっぱり完全復旧じゃないんですけれども、先ほど町長がおっしゃっていたように、山側を少し削って、安心安全じゃないんですけれども、まず通られるようにしてもらいたいというのが願望なんですけれども、それを言いまして1問目は終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 安食議員の質問の趣旨は十分理解はしましたけれども、実現に向けては様々な課題があるというふうなこともご理解いただきたいと思いますし、せっかく質問という形で安食議員が中に入っていたいて、ご心配をいただいているというふうなことであります。また、宗教法人の方も安食さんの自宅と近いようでありますので、顔見知りでもあるのかなというふうに思います。地域なりその土地の所有者の方々と色々な調整というふうな部分では、少しお力をお借りできるのかもしれないと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございます。

それでは、万が一の成功を祈ってじゃないんですけれども、願いがかなうことを、成就になることを祈って、これで1番目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） 2番目の質問、お願いします。

○7番（安食幸治君） それでは、2番目の質問に移らさせていただきたいと思います。

地域の持続、活性化のため協力をという一般質問の題でございます。

今回、大江町議会議員選挙に立候補するに当たり、公約として掲げたというか、自分の気持ちの中でも思っていることなんですけれども、この町を未来に引き継ぐためにという言葉が、一応私のキャッチフレーズじゃないんですけれども、思いとしてあって、大江町には多くの集落があり、その集落の一つ一つには住民の皆様の生活があり、大小様々な行事があります。住民の方々が先代から引き継いできた大変貴重なもので、尊いものだと思います。

しかし、大きな集落でも少子高齢化、さらにコロナ禍の影響もあり、三、四年間で行事の中止や縮小の多分行事をしたと思います。行事を行うときに必要不可欠な馬力のある働き手の若い世代がいる家庭でも、仕事の多様化で、地区の行事が土、日、祝に行われるにしても

参加するのは難しくなっております。小さい集落になればなおさらです。町では、地域活性化を図るために、地域おこし協力隊の方々を町の地域に配置していただき、地区民の方々の大きな助けになっており、大変ありがたく感謝しております。

しかし、地域おこし協力隊の方がいない地域、集落も多くあるのも事実です。そこで、役場職員の皆様を各集落に張りつける強力版地域の魅力見つけ隊をぜひ組織してもらいたい。各地域に昔から引き継いでいる貴重な行事、お祭り等に協力してもらうことで、町と役場職員の信頼関係が深まり、なおかつ地域の伝統文化が少しでも未来に引き継がれることと思いますが、役場職員の皆様による強力版地域の魅力見つけ隊について町長の意見を伺います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） それでは、2つ目の地域の持続、活性化のための協力をというふうなことでのご質問にお答えをしていきたいと思います。

ちょっと最初に、この質問の通告、そして今の質問の中であった強力版地域の魅力見つけ隊という強力版ですが、私はこの強力がいいのかな、違う協力、いわゆるみんなに協力するの協力なのかなとか、いろいろ思ったところです。その辺の思い、このままだとすれば本当に強く、もっともっとという意味なんだろうかと思ったんですが、その辺ちょっと分かりかねる部分があるというふうなことを、冒頭ちょっと申し上げながら答えていきたいと思いますが。

ご指摘のあったとおり、大江町には各集落に様々な伝統行事、そしてお祭りなどがあります。住民の方々にとっては大切に継承されてきました。その中から、秋まつりの際には、みこしや獅子舞、はやし屋台などが一堂に会して披露され、私たち町民や観光客の目を楽しませてくれている、大変な中でご協力いただいているというふうに思っております。

しかし、最近は核家族化の進行に伴って、残念ながら若い世代の町外への転出なども少し見られるようになり、生活様式の変化や価値観の違いも重なって、このような伝統文化、行事に対する関心が地域の中でも薄れていくのは、ある程度、ある意味仕方ない面があるようにも感じます。ただ、時代が変わってしまったといえればそれまでではありますが、可能な限り伝統が守られていくよう、町といたしましても、本年度は郷土芸能伝承補助金を増額するなど、サポートをさせていただきたいと思っております。

さて、地域の魅力見つけ隊の制度であります、振り返れば平成22年にスタートを切りました。令和4年度まで、累計で77の区に221人の職員を派遣し、様々な集落活動のお手伝い

をさせていただきました。そのときの制度の趣旨といたしましては、地域の課題や交流資源などに関する情報を住民と行政が共有するとともに、地域住民が主体となって進める地域づくりを支援すると位置づけられていました。

これまで派遣した職員は、主に若手の職員を中心にでありますが、今は公共事業なども少なくなり、昭和や平成初期の頃のように、職員が集落のほうに入って行って住民の方々と膝を突き合わせて話し合う、そういった機会も以前から比べれば減ってきたと感じております。そうした場面もつくりながら経験させる職員研修としての役割も当時は持ち合わせていたと思います。

しかし、実際には、行事やお祭りの手伝いをさせていただく機会が多かったというような報告もありました。苦労した経験と住民の方々と築いてきた関係性については、その後の町役場の業務でも様々な機会に役立っているものと信じています。やはり若い職員が地域の人を知る、つながりをつくる、そういったことの中では、一生の自分の経験の中で大切にしていかなければならないし、業務の中でもその部分は役に立ってくる、そう思います。

しかしながら、職員の支援を要請する以前の問題として、過疎化や高齢化により住民の参画や担い手が不足し、行事やお祭りそのものを実施できなくなった事例もあるようであります。少し具体例を申し上げれば、小針地区にはそばまつりがありました。この取組は、休耕田が荒廃の地になることを避けるため、住民が一致団結し、ソバを植えたのが始まり。そして、中山間地域直接支払交付金を活用した優良事例として全国にも紹介されてきた取組でした。そばまつりの際には、職員も運営側の一員として参加し、町内外から多くの方が集まりにぎわいを見せましたが、ここ数年、祭りは運営していく地元住民の絶対数が足りず、コロナ禍の影響もあり、惜しまれながらも昨年で一旦終了したとお聞きしております。

安食議員さんがおっしゃる強力版というふうなものは、先ほども申し上げましたが、少し意味が分かりかねるところがありますが、仮に行事やお祭りを実施するために職員が中心になってほしい、なるべきだというような考え方だとすれば、少し違うような気がします。地域住民が主体となって進める地域づくりを支援する、そのことが以前の制度の趣旨であり、あくまでもお手伝いをさせていただく中で住民の方々と信頼関係を築き、集落活動への貢献を指すもので、単にお祭りや行事を運営していくための主たる要員、手方とでも申し上げましょうか、そういったことではないことのご理解をいただきたいと思います。

なお、ここ数年は派遣を希望する集落も固定化してきていました。このような事態も顕著になってきた傾向がありましたので、内容として秋まつり関係の活動だけでも年30回近くに

なる場合もあるなど、職員からも負担があると、負担が大き過ぎる、お手伝い、支援というふうなレベルを超えているのではないかと。ワーク・ライフ・バランスのこともあります。そういったことも意見としてはあるので、あくまでもサポートする立場とする制度本来の趣旨を超えて、さらなる活動の強化が求められているようなことでの質問だとすれば、再開するのは難しいのではないかと感じております。

例えば、実際の活動実績としてあった集落活性化支援交付金の地域提案型活用のためのサポートであるとか、自主防災組織立ち上げに向けたサポートであるとか、集落支援員的な事務的な場面での支援が求められているとすれば、そういったことの再度の取組というようなことも検討する必要はあるのではないかと考えているところです。

なかなか非常に難しい様々な課題があると思いますが、今年も数多くの集落、現時点では21の集落からまちづくり座談会の希望をいただいておりますが、そういった座談会の中でのお話をしながら、区長さんや住民の方とも意見交換をさせていただきながら考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） ありがとうございます。

この一般質問を提出するに当たり、強力版がやっぱり強い力なのか、農協の協みたいなの協力なのかと私も悩んだんですけども、前にあった地域の見つけ隊というのは、例えば手を挙げて、行きたいという職員が行ったりとかというのもありましたので、だからこの強い版ということで張りつけてはどうかという私の提案でした。

私が言っているのは、一から十まで役場の皆さんに主としてしてもらいたいとかじゃなくて、昔、平成25年にラスパイレス指数の問題が出たときに、町民の方々からも、役場職員の方が夜8時過ぎても役場の仕事をしているのを見ているときに、これは賛成しては駄目だということで、皆様が常に町のために頑張っているというのは分かりますので、無理をしない範囲で、何というのかな、こっちからおっつけでやるんじゃなくて、協力してもらえませんかといったときに、そこに職員の方々が仕事をほったらかしにしてとか、育児、家事とかをほったらかしにしてまでも参加するわけじゃなくて、ただ何かのときに行きますよみたいな感じの強力版だというふうに私は考えていたんですけども、町長どうですかね。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 安食議員のご質問の本当に言いたい部分というのは、以前のような見

つけ隊の制度を復活してほしいというのか、それともさらに強力版というふうな形で充実したものを望んでいらっしゃるのか、そこがちょっと私としては酌み取れないところでもあります。

ただ、先ほど申し上げたように、何年間続いたのかな、前回のやつが、何期かに分けて続いてきたわけですが、最後のほうはやはり手を挙げる集落の方が少なくなってきた、それから中身についても本来の趣旨とはちょっと違うような形での要望といいますか、希望が出てきている、活動の状況もちょっとこれでいいのだろうかというふうなことがあったので、一旦中止をさせていただいてきたと。

ただ、私の思いとしては、やはり町外などから来ている職員も増えてきていますので、やはり地域の実情をいろいろと勉強してもらう、接してつながりを持っていただくというふうなことは必要だという認識は、物すごくあります。ただ、そこにはやっぱり自主的であればそれは問題ないと思いますし、強制的にというふうなことはあり得えないと思いますし、以前のときにも、手挙げ方式でもって希望者を募って配置してきたというふうなことだったと思います。

そのようなことの中で、質問の趣旨の終着点はどこなのかちょっと分かりませんが、今の町の体制、職員の負担、そういったことをトータル的に考えると、今の現状であるというふうなことを思っているという状況であります。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございます。

地域の行事とかを持続するためじゃなくて、やっぱり地域そのものを未来に持続させるために、地域の方というか集落の方と役場をつなぐパイプ役として、私が考えたのは地域の魅力見つけ隊というのも復活させたらいいのではないかなということでした。このたびは、何というか、大きい町の行事は役場職員の方々が、休み、昼夜関わらず出てきてくださって、町の行事に協力してくださっているので、そういうふうな行事ではなくて、地域の実情に合ったときに協力してもらえたらいいのではないかなという趣旨の発言でした。

やっぱりみんな、小さい集落でも大きい集落でも、若い人が50を過ぎても60を過ぎても若い衆、若い衆と言われている世の中ですので、みんなで協力してこの町全体を未来へつないでいてもらいたいと思いますので、私が一応思ったことを、今回、一般質問にさせていただきました。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

これで安食幸治君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時45分

令和6年第2回大江町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年6月7日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問（4名）

3番 大沼清人

- DX推進に当たってシステム監査制度の導入が必要では
- 町職員の評価基準の考え方とスキルアップについて

5番 藤野広美

- 左沢線存続の町民の方と意見交換会の機会を
- 春季消防演習時に町内園児の幼年消防を
- 子育て世代の方々と対話の機会を

8番 関野幸一

- 新たに整備される百目木地区の堤防に桜を植樹しては
- 町営住宅・アパートの家賃の改定は

9番 伊藤慎一郎

- 大山自然公園今後の管理運営について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 大 沼 清 人 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 皆さん、おはようございます。

初めに、このたび檜山地区での住宅火災により町民4名の尊い命が犠牲になりました。衷心より哀悼の意をささげたいと思います。

では、事前忠告に従い、DX推進に当たってシステム監査制度が必要ではないかというテーマで、大枠3点質問させていただきます。

まず、現状の確認でございますが、現在、政府はデジタル庁を司令塔といたしまして、社会全体のデジタル化を推進する取組をスタートしております。その目的は、デジタルの活用により、一人一人のニーズ、それに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すというふうに定義されております。

具体的に、デジタル庁は3点提示してあります。

1つは、窓口で書かない、各部署に回らなくてもいい、回らない。もう一つは、待たない、窓口で回らない、この3点を大きなメインテーマとしておりまして、人間に優しいデジタル化、これを目標としたいということでございます。その動きに連動いたしまして、本町では本年2月に大江町DX推進計画、これを策定いたしました。

その3つのポイントですが、まずは、町民サービスの向上と地域活性化、2つ目は行政運営の効率化、3つ目は地域の安心安全のためのデジタル化、この3つの基本方針を掲げております。そのための基盤情報としましては、行政機関は、我々の機微な個人情報を含む大量のデータを保管しております。例えば、税務関係でしたら住民税、戸籍、固定資産税、あるいは社会保険関連の子育て関連、出産、介護、住民登録案件など、17項目に上る生活する上でのあらゆる情報をその個人情報がベースとなっております。

我々が留意しなければならないのは、光が大きければ大きいほど影の部分が存在するとの認識でございます。例えばクラウドサービスの拡大により、膨大な町民の情報資産に不当なアクセス、改ざん、改ざんというのはデータが書き換えられるということです。あとは流出、個人情報の流出、これらの危険は当然ながら増してまいります。

5月29日の山形新聞によりますと、これです、1面、個人情報の漏えい70%増になったと。過去最多の1万3,000件に上る。また、地方自治体が新たに報告義務の対象となり、1,000件近くの個人情報流出、これが発生したというふうに書いてあります。末尾には、企業や行政機関は、事業や政策の前提には消費者や住民の信頼があることを肝に銘ずる必要があるというふうに末尾を締めております。その意味で、利便性の向上は、セキュリティの万全な安全性の確保、これが前提があって実現できるものです。それを踏まえ質問したいと思います。

まずは、資料をご覧ください。

この資料は、地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン、これは総務省が一昨年、令和4年出しております。その中で、一番上です。図表1の1、情報セキュリティ監査の種類ということで、3つ提示してあります。

1つは自己点検、次が内部監査、3つ目が外部監査。これはどういうことかと申しますと、セキュリティポリシーの策定というのは自己点検に類するものであり、例えて言いますと、高血圧の男性が、じゃ血圧を低くするために運動をしよう、あとは塩分を取り過ぎないようにしようですか、お酒を控えようということを書いて紙に貼っているというふうに思ってください。これが自己点検です。

次、内部監査というのは、同居している奥さんに時々血圧を測ってもらおうと。測ったら、あんた血圧高いねと、少しお酒控えなさいということが内部監査とも言います。

最後の外部監査というのは、年に1回、外部の病院、あるいはここでしたら寒河江の健康保健センターでしょうか、そこに行って血圧も含めてがんの早期検診ですか血液検査、トータルで異常がないかどうか、これを受検、受けることが外部監査と申します。

現在、総務省の発表によりますと、今、申し上げた内部及び外部のセキュリティ監査を実施している団体、これは2018年ですから、六、七年前、都道府県では42団体、大体89%、これが実施しております。市町村レベルでは774団体で45%と言います。ですので、現在はそれよりもっと高くなっていると思います。この数字が多いか少ないかは各人の判断にございますけれども、国は明確にこの数値を上げるように強く推奨しております。山形県においても、財政監査と併せITのシステム監査、システム監査を包括外部監査と称し数年ごとに実施しまして、その結果を公表しております。

どんな勧告をやっているかといいますと、ITへの対応としましては、知事を補佐するCIO、これは最高情報責任者の設置がなされているかどうか。

2番目は、知事はITに関する適切な戦略、計画等々を進めているんですか。

3番目、知事は組織のIT利用状況とか外部委託などの状況を適切に理解しているんですかと。

4つ目は、IT利用に伴うリスク、例えばアクセスの管理、誰がアクセスできるんですか。決められたこの人ですねとアクセス管理。あとシステムの保守、維持、更新。あとは手順の整備、最後はシステムダウン、例えば停電等々のときに、普通はサーバー室にバックアップやります。そのバックアップ、何秒後にバックアップをするんですかという、そこまで決め

られます。

それについて全体を評価、分析を行い適切な対応策を定めているかと。県はそのレベルに達しています。翻って本町では、情報系とシステム系を交差しないように、交わらないようにそういうシステム構成にしている。あと、ファイアウォールと言いまして、いわゆる町を城壁で囲むような、大きく外から外部に侵入されないような、そういうシステム設定しています。あと、アクセス管理を遵守してもらって、サーバーの災害対策、例えばサーバー室に落雷が落ちないかとか、あとは何かの火事の場合は水じゃなくて薬品で消化するという、ということも対策をやっているのを承知したしております。

それらを踏まえ、現在のセキュリティポリシー策定のみでは、今後起こり得るだろういろいろな脅威に人的、システム面、ハード面、十分これで対応できるのかどうか、個人的には非常に不安を感じております。

もう一度、資料を見ていただけますでしょうか。

1の3に見られる、中段です、とおり、通常民間企業も含めて打つITの監査項目、これは大体400個に近い監査項目をやっております。それでも、この間、仮想通貨の取引所、それからたしか480億円が持っていかれたと。その前はたしか五百何十億です、合わせて1,000億ぐらいの金融資産、情報資産が持っていけました。それも何十にもファイアウォールだの対策をやって、それでも持っていかれた。その意味で、今までITトラブルがなかったから今後も大丈夫だろう、難しいからそれは担当に任せておけばいいんじゃない、よく分からないしと、という考えは非常に危険です。

インシデント、いわゆるトラブルが起きた場合の行政の不信感、行政の不作為ということとで指弾される可能性が非常にあります。例えば従来、全ての白鳥は白しかなかったと、これは白鳥ですよ。ところがオーストラリアで黒い白鳥が見つかった。それで鳥類学者が驚愕したと。過去の確立とか従来の知識経験では予測できない極端な事例、これをブラックスワンと言います。例えば原子力発電所の放出ですとか、地震によるいろんな災害ですとか、そういった意味で我々は非常に危険な事態も想定しなくてはならないということです。

ですので、現在のチェック体制で制度として万全なのかどうか、執行部の見解を簡潔にお答えいただければと考えております。

第1の質問は以上で、壇上から以上です。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、大沼議員からありましたDX推進に当たってシステム監査制度の導入が必要ではというご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、質問いただいて率直に感じたのは、大沼議員がこれまでの経歴の中で、そういった分野をお仕事としてなされてきたことも含めて、こういった不安感の下からの質問なのかなというふうに感じましたし、また、今の体制の中で、町としてどう考えているのかというふうな部分についてお話をいただきました。逆に、今のお話、具体的な例を挙げていただいたお話などは、私にとってもいいお話だったなと、よく理解しやすいお話だったなというふうなことで、改めてその辺のところを感じたところであります。

さて、初めに、監査体制の全国的な状況というふうなことでお話をさせていただきますと、先ほど議員のほうからも数字がありましたけれども、私どもで把握している令和4年度の地方公共団体における行政情報化の進捗状況調査というふうなものがあります。これの中で、内部監査と外部監査を実施している団体は、1,943団体中148団体の8.5%と極めて少ない状況という結果がありました。これは恐らく調査の仕方、それから回答の仕方、それでもって、先ほど大沼議員が言われた数字と違うところがあるのだというふうに思います。この低い要因として考えられるのは、行政が情報システムを管理するに当たり、個人情報扱うネットワーク、事務文書を扱うネットワーク、そしてインターネットを扱うネットワーク、この3つの層に分離されている、このことに加えて、外部機関との専用ネットワークを結んでいる、このように複雑なシステム構成になっていることが背景にあるのではないかというふうに思います。

大江町では、総務省の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、これを参考に、令和4年4月に大江町情報セキュリティポリシーを全面改訂し、その後、セキュリティインシデントの発生時に備え、令和5年1月には緊急時対応計画を改定しております。セキュリティポリシーの中には、情報セキュリティ監査及び自己点検を実施することが規定されており、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証する、そのために定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施すると定めています。

次に、本町におけるそれぞれの情報ネットワークの状況を申し上げますと、住民基本台帳ネットワークにおいては、自己点検と監査後には、事務取扱に関する書面会議を開催しております。また、LGWAN登録分局においては、自己点検と監査、そしてマイナンバーを扱う事務については、個人情報保護委員会への定期報告による監視・監督により改善指導を受

けております。そのほかにも、情報提供ネットワークに関する自己点検の実施、国税連携基準に基づく自己点検、これらを個別に実施をしている状況にあります。これは、国、またはシステム管理団体より示された自己点検表に基づき、セキュリティー項目を確認した上で管理団体に報告することで、不適切な部分があれば改善要求が発せられることになっています。

このように、それぞれの自己点検による課題の把握と、国やシステム管理団体における監査、これを通じて改善指示があった場合には、適切に対処を行っておりますので、セキュリティーは保たれていると判断しているところであります。

ただ、今の社会では、先ほど議員のほうからお話がありましたように常に進化している世界でありますので、ここまで大丈夫、そして、次、その部分が対応すればまた次のことが出てくるという、日ごとにその部分が高まっている、そんなものでありますので、十分にそのところは対応していかなければならないという気持ちを持っております。

次に、今後のシステム更新に当たり、システム全体の評価を誰が行うのかというご指摘がありますが、大江町のシステム構成は、住民情報や税、福祉関係などのメインとなる基幹システムのほかに、公会計、公の会計です、それに例規集などのL G W A Nといわれる公共地方団体専用ネットワークの上で動作するA S Pシステム、これは外部のサーバーを利用して行うシステムでありますけれども、それから、山形県共同のインターネットワークのセキュリテイクラウド、そして住民基本台帳ネットワーク、L G W A Nネットワークと、各課で業務ごとに個別に導入しておりますシステムやネットワークが存在しています。それぞれのシステムは、更新時期が異なるため、統一したシステムの評価は不可能です。そのため、庁内のネットワークと個別のシステムとの連携を図るために、総務課において大江町のネットワーク事業者とシステム導入業者との調整を行った上、更新を行っているということです。

メインシステムであります基幹システムと呼ばれるものについては、令和7年10月までに国が進める標準準拠システムへ移行する予定があります。標準準拠システムへの移行後については、全国共通の行政システムになることから、システム運営管理事業者の選定が可能になり、維持管理経費の削減も見込まれています。大江町では、平成28年度に基幹システム更新に伴い庁内のシステム担当職員によりシステム検討委員会を設置し、各ベンダーさんの金額やサポート、安全性などを総合的に評価をし、ベンダーの選定を行った経緯があります。今回の更新のときにおいても、このような選定を行う必要があると考えています。

3点目にあります、システムの利用者へのI Tリテラシーの教育の面ですが、システム担当者については、個別に研修を行っていましたが、昨年度、D X推進検討委員会を設置し、

大江町DX推進計画を策定いたしました。しかし、まだまだ職員のリテラシー不足の実態は否定できないと思っております。DX推進計画の中に、セキュリティ研修の定期的な実施を掲げ、本年度は参加無料のeラーニングや外部団体主催の研修会の受講の促進、庁舎内での研修会の実施を予定しているところです。

なお、町民向けとして、昨年度2回高齢者向けのスマホ教室を開催しましたが、大変好評でありました。今年度も補助事業等を実施し、情報を受ける側の拡充を図っていくため、スマホ教室を開催していきたいと考えております。

以上のような取組を進める中で、大沼議員ご指摘のとおり、システム全体を通しての内部監査と外部監査の導入が望ましいのはそのとおりだというふうに思います。ただ、個別にシステムを管理せざるを得ない今の実態や、監査に必要な知識を習得する必要があること、その専任部署を設置するには人的にもまずは組織的にも、その規模感として困難であることなどから、課題は認識しながらもすぐには解決できない実情があることから、先ほど冒頭で申し上げました監査を実施していない団体が少ないことを見ても難しい状況があることをご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ご丁寧な返答ありがとうございました。

私は1番だけをご質問で、2番、3番をここから思っていたんで、全部答えられてしまったんであれですけども。

今のパーセント、全国で外部監査、内部監査、何パーセントというのは、この公共団体、ここの冒頭に書いてあります。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○3番（大沼清人君） そうです、私はそう申し上げました。ですので、町長が今おっしゃったのはどこの資料をご覧になったのかというのは、ちょっと分かりかねますけれども、総務省が変なあれは書かないでしょうから、それはちょっと要確認だと思います。

あとは、適時外部からの監査を受けていますというお話だったと思います。それは、直近ではいつぐらいにどういう監査を、どういう指摘を受けたのかということを、ちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 例えば住基システム、こういったものについては日常の自己点検を行

いながら常に心がけている、そして、年に1回内部監査というふうなことで内部監査を行います。副町長筆頭に行っているというふうなことなのですが、それを経たものについて、外部監査というふうなことで、いわゆるJ-LIS、地方公共団体システム機構というのがあるんですが、そちらのほう全体が住基システムを管理しているというふうな関係で、そちらのほうに報告書を出す、その部分について外部の監査を受けているというふうなことになっております。こういったサイクルで、年に1回、監査の結果、指摘事項というふうなものをいただきながら改善に努めている、そんな流れでございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 私、冒頭、最初申し上げたんですけれども、セキュリティの監査項目、これは非常に多岐にわたっております。もちろんネットワーク系、サーバー系、あと組織的、人的セキュリティはどうか、あとは運用面でどうか、非常に多方面に当たっています。今の町長のお話きくと、ほんの基幹系のところを言われたからやります、失礼ですけれども、というふうにふうにしか。というのは、私、言っているのは、いわゆる健康診断に近いところなんです。サーバー層は本当どうなんですかとか。人的に1人だけでやっているのはどうなんですかとか。全体的のシステム全体に対しての脅威に対して、どういう監査をやってトータルで考えなくてはいけないんです。個別では駄目なんです、はっきり申し上げて。それは、外部監査はもちろん、外部監査人がどういう項目を監査したのか、リクエストしたのかというのは私、分かりませんけれども。一番大事なことは、この資料3のところに書いてありますけれども、内部監査というのは、これは監査を実施して監査報告、それを監査結果の公表をしなさいと書いてあるんです。それは中だけじゃ駄目なんです。

例えば、今でしたら財政監査、これは安藤監査員さんはじめ櫻井議員含めて、お金に関してもやっていますよね。ところが情報資産とはそれと同じくらいの価値があります。監査結果というのはオープンにしていますよね。そのとおり町民に出すべきではないかと。これは監査結果の公表をどうしてじゃ、今までやらなかったんですかというのが、反対にお聞きしたい。それはオープンにすべき。だって町民の大事な情報資産ですもの、これ何かあった場合一体どうするんですかと。いや監査のあれに漏れていましたというエクスキューズは通らないです。それは、私は町長とは違うと思います。

何回も申し上げましたけれども、普通インシデント、先ほどのブラックスワンじゃないですけれども、これは普通はそんなことはないだろうというところが出ます。行政なり企業としては十分に準備をして手当てをして何かアクシデントが起きた場合、これは事故と言いま

す。ところが、きちんとこういう内部監査、外部監査、それも定期的にしっかりやっているんだというところでしたらこれは事故です、何かあっても。私、言いたいのは、そうでなくて何か起きた場合は、行政の不作为と言われます。その場合は相当の指弾を受けます。やることをやっていなかったんじゃないですかという。という意味で、言われました、人もいないし、そういう余力もないしと。それはエクスキューズだと思います、言い訳、はっきり申し上げて、きつい言い方ですけども。だって財政監査を同じようにやっているんですよ、何でシステム監査同じようにできないんですかと。それをちゃんと公表すべきじゃないんですかと、というのが私の気持ちでございますけれども、いかがでしょうか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどから言っておりますとおり、国のガイドラインに沿ったような形で進めていくというふうなことが基本だというふうに思います。ただ、今のところ、やはり国が求めている、言い換えれば、大沼さんから、今、質問いただいているそのような形、100%がっちりしたような形、そういったものを組んでいく、将来に向けたそういったものを方向性として必要なですよという指針でありますので、そちらの方向に向かって進んでいかなければならないという認識は非常に持っております。

ただ、それを行っていくためには、それ相応の人材、そして、それ相応の予算が必要です。こういうことを申し上げますと、それはまた言い訳ではなかというふうなことを言われるかもしれませんが、町政全体を預かる私としては、そこの部分についてはなかなか今の段階では踏み込めない、実現できていけない、そんな課題の部分ではないかというふうに思っております。

今まで話ししてきたこと自体は、もう町の危機管理、災害に対する危機管理とか、そういったものと同じだというふうに思います。ありとあらゆる部分を想定しながらそういった部分に対処していく、いかなければならない、そう感じていることは十分にご理解いただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 分かりました。

では、ぜひ前向きに、というのは、やはりこれだけ前に進もうというときに、それだけのリスクをやはりきちんと認識する、これは絶対町民に対しても必要だと思います、アピールとしても。

じゃ、2番目に移ります。

今後のシステム整備についてです。

今、おっしゃられたんですけれども、推進計画、これを読みますと、施策体系で7つのエリアを設けて非常に意欲的なプランを策定しております。非常に具体的かつ目標とする数値も非常に高く、これは評価すべき計画、プランだと評価しております。

ただ、DXに向けて最も重要なのは、DXという概念、これはアナログをデジタルにするだけではないということです。もっと言えばビジネスモデルそのものを変えていく、より新しい付加価値を高めていく、これがDXの本質だと僕は思っています。そのためには、まずは費用面もそうなんですけれども、効率性、有用性、安全性、可用性、例えば大江だけでシステムつくるとしたらです。これらを総合的に勘案して優先順位をつけて、ビジネスモデルからシステム開発のところまでどう落とし込んでいくか、そういう人材が必要になってきます。ですから、それも含めてトータルの費用対効果、どう評価、検証するのか等々というのは、これはDX推進検討委員会の範疇ということでよろしいのでしょうか、それをお聞かせください。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） システム更新についてのご質問だというふうに思いますが……

〔発言する人あり〕

○町長（松田清隆君） と思いますが、先ほど申し上げましたように、一番大きな町が稼働している基本となるところは基幹システムといわれる部分であります。その部分を基幹システムを更新していく際には、データを扱っている課が複数の課にまたがっております。税務、福祉、もちろん住基、そういうふうな部分について、全てをつなぐような基幹的なシステムでありますので、その部分の選定作業といえますか、ベンダーさんの選定作業などについては、先ほど申し上げましたとおり別途委員会を設置して、各課の担当のほうから集まってもらって、その利用できる項目や内容、そして使い勝手、あるいは実績、導入できる金額、そういうものを実際に場合によってはデモをしていただきながらというふうなことで、システムの選定をさせていただいているというふうなことでありますので、全体の町のDXに関わる部分については、DXの推進検討委員会の中で、計画に沿っているかどうかというふうな部分は検証することになると思いますが、先ほど申し上げた基幹システムの更新などについては、個別の委員会を設けながら検討するというふうなことになると思います。

ただ、先ほど言いました、今後、国が統一したシステムを導入していくという方針を示しておりますので、その部分も考慮しながらの作業になっていくというふうなことをございま

す。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ちょっと前段での定義の問題で、私ちょっとあやふやなこと申し上げたかもしれませんが、私申し上げているのは大江町単独でシステム開発する場合の、特にサブシステム系、情報系、これについて、今、質問させていただいたと思っています。

基幹系というのはやっぱり国がどうしても関与しますL G W A Nも含めて、これはなかなか単独で大江町がどうのこうのということでは、ちょっと違うと思うんですけども。ただ、その新しいシステムつくる場合に、サブシステム、大江町単独で使うシステム、これは一体誰が、要は各課からいろんな要件出ている、これ見ても非常に多様に多岐にわたったシステム要件が出てくる。私もI Tエンジニアといろいろ仕事したんですけども、システム屋さんというのはシステムをつくりたがりです。その後の運用とか、どう使われているか、十分に満足しているのか、運用面で問題ないのかというのは、非常につくったらそれですとんと下がります。その意味で、これからはやっぱりそこも建物と同じです、これは。つくるときはみんな一生懸命、つくった後の運用、ここはモチベーションが非常に下がってくるきらいがあります。

今、システムの運用と申し上げましたけれども、運用がすごくお金かかります、つくるよりもはるかに。5年、10年とたっていくし。ですから中期的なトータルのメルクマールといえますか、それを考えながら、優先順位をつけて各どういうふうに行ったのが一番整合性が高まるか、これはぜひ執行部の方で考えていただきたい。でないと、つくったはいいけれどもも利用されないという自体に陥りかねないと考えております。分かりました。

では、次、3番に移ります。

I Tリテラシーについての質問です。D X推進のほうにI Tリテラシーの推進向上という記載があります。今、町長お話しされたように。ただ、今、やっぱりD Xプロジェクトの成否を担う人材のこの知見のレベル、これを数を増やして上げなくてはいけないと考えています。はっきり申し上げて総務のある主査の方に全部集中、これ集中しちゃっているのではないかと。もし彼がその職員の方が病気とか何か事故とかってあった場合、フォローする人はいるのかどうかと、それだけのレベルに。それが非常に心配です。その意味で、サブの方を育成するなり、これは1年や2年でできないと思います。特にこれからD Xというのは相当お金もかかりますし、運用でも手入れが必要です。ですので、そこの人材を必ず厚くすべきと私は考えます。

あと、ユーザーなんですけれども、やはりそのスキルをアップ、特にセキュリティー面での配慮も含めてアップするには年に1回研修するだけでは駄目です、はっきり言って。それは本気度を感じられない。私が町長でしたならば、例えば経済産業省のITパスポートという試験があります。聞いたことある方はいらっしゃいますか。もう累計300万人合格者出ています。年間25万人ぐらいの受験者がいます。要はユーザーがITスキルをアップするという、そういう試験です、経済産業省がやっています。そういう試験を例えば職員の方に受けさせるとか、推奨するとか、そういう取組もぜひやっていただければと考えています。それについてはいかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、お話がありましたように、実際は本当に少人数の人がこの担当部署になってきているという実態があります。ただ、やっぱり大江町という行政組織の中で動いておりますので、1人が何かあったらそれは大きな穴になることは事実だというふうに思いますが、それをフォローできるような形はやれるものだというふうに私は感じています。というのは、やっぱりこの組織の中でありますので、例えば前任者、周りの人、そういった部分で本人でなければ分からないというふうなことはないような、日頃の仕事の仕方をしてもらっているというふうに思っていますので、完全かといえば、そこは何割かは差し引く部分があるかもしれませんが、組織的な対応というふうなことができるのではないかなというようなことが1つと、あとは、今のシステム運用の中では、ほぼほぼ外部委託の中でやっています。

例えばこの議会の中継システム、これも操作はここでやっておりますけれども、全体の部分の運用については全て業者委託というふうな形でやっているというふうなことであれば、例えば町の操作する人間がいなくても、先ほど言った前任者、もしくはそのシステムの業務委託をお願いしているところでその部分をカバーしていく、そういった対応が必要なのかなと。

そして、専門の人材を育てるというふうなことにに関してなんですが、それは理想の形はそうだというふうに思います。例えばそういった方を招いて専門的にやっていただく。じゃ、そこの部署で何十年とその担当ばかりをやっていくという形が、町の職員としても形としてどうなのかというふうにも私は思います。なので、できない部分については外への外部委託というふうな形でその部分を穴埋めしているというのが、今の実態だというふうに思います。

議員おっしゃられるように、まだまだ町職員のDXに関する知識は細いものだというふうに思います。そこをできるだけ太くしながら、特にこれからの若い職員がその部分にしっかりと向き合いながら、どんなことをこの町として進めていくべきなのか、何が欠けていて何が必要なのかというふうなものを検討していくのも、先ほどのDXの推進委員会のほうの役割なのかなというふうに考えております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 分かりました。

それでは、ちょっと時間も押していますので、次の質問に移らさせていただきたいと思います。町職員の評価基準の考え方とスキルアップについてについて移らさせていただきます。

通告書にも書きましたが、私自身は「町民の幸せなくして、職員の幸せなし」「職員の幸せなくして、町民の幸せなし」と考えております。なぜなら、役場は町で最大のサービス機関であり、職員は7,000名をおける本町の町民と直接接する公僕だからです。互いが笑顔で信頼関係に基づいた良質な行政サービスを展開する上で、町民と職員の相互関係、これは非常に大事なものだと考えております。

しかしながら、新聞によりますと、公務員というのが地方公務員を中途退職する方が非常に多くなっている。これはある新聞では、一般行政職というのが、5年前の1.5倍の退職者、1万5,000人年間でいたと。10年前との比較では倍増しているというふうな記事が出ておりました。やはり自治体職員の離職率の増加というのが、サービスの低下につながりかねませんし、住民サービスですとか地域特性、これを踏まえた施策を損なって町の衰退を招きかねない現象と言えると思います。もちろんいろんな理由があると思います。例えば親の介護ですとか、引っ越しで、ですとか、病気ですとか。それ以外の部分でぜひ職員の方には、毎日、希望を持って十分にその力を発揮していただきたい。

その上で質問です。現在の町職員の人事評価項目、どのような評価軸から構成されているのか、町長にお伺いしたいと思っております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今も3点の質問のうち1問しかされないわけですがけれども、この部分だけ答弁させていただくというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 申し上げます。全部お答えと。じゃ、2番目は職員のスキルアップと

か視野の拡大、どういう施策を実施しているのかと。あと、ワークライフバランスについてはいかがなんでしょうかと、この3つについてお答えください。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 人事評価項目をどのように考えているかというような1番目の質問でありますが、大江町では平成28年度から人事評価制度を導入しております。職務能力や仕事に対する姿勢などに着目する能力評価と、その年度の目標として設定した内容の達成状況を検証するための業績評価、この2つの視点で評価を実施しているところであります。私自身の見解として、このような手法による人事評価は適切であると考えており、評価の結果については、人事異動や昇任、昇格を検討する際の判断材料としているという側面もございます。

このうち、能力評価の部分については、職務、職責に応じて評価項目が異なっていますが、端的に申し上げますと、職責が上に上がるほど当たり前ではありますが管理能力が求められるレベルが高くなるということになります。具体的に、協調性やコミュニケーション能力は全ての職員に求められるものになりますが、主任・主事級の担当者クラスでは、単に前年を踏襲することなく業務改善を図っているのかどうか、そして、担当部局以外の業務にも積極的に関わっているかなども評価の項目としております。補佐・主査・係長クラスでは、系の業務全体に目を配り、事務事業の改善と部下の指導を図っているか、業務に精通し説明責任をきちっと果たしているかなども評価項目になります。また、管理職には当然ながら管理能力が求められるほか、所管の行政課題に対して解決の道筋をきちっと立てられているか、対外的な信頼関係の構築に努めているかなども評価項目になっております。

もう一つの視点であります業績評価については、全ての職員が、何を、いつまでに、どのようにするかという目標を設定した上で、その目標の達成に向けたプロセスや達成状況を評価するものにあります。

今まで申し上げた部分については、年度の当初に管理職と担当職員が、当該職員が面談を行い、その部分の確認作業を行い、年度末にはその評価についてお互い理解をし合うというふうな面談を行っております。

なお、よく行政には数値目標がないのではないかという意見が度々ありますが、現実的に数値目標を立てられるというのは、業務別にいろいろ立てられる業務、立てられないものがあるというふうに思います。例えばふるさと納税を何億円を目標とするとか、税の徴収率を何パーセントに引き上げるとか、そういった目標が立てられるところとそうでない部署があると、管理部門などはそういった部分になるのかなと思います。

そんな中で、可能な限り重要度、難易度の高い目標を設定するように努めながら、それぞれの職員の目標が達成されそれが集約されれば、役場全体の仕事としてもよい方向に進んでいくはずであり、結果として住民の満足度も高まっていく、そういうことにつながっていくと思っております。

さて最近では、時代の変化や急激な人口減少も相まって新たな施策が必要になっていることに加え、様々な行政課題が生まれ、年々複雑化、多様化、深刻化しています。限られた職員数でこれに的確に対応していくためには、職員一人一人のレベルアップが必要で、スキルを向上していく、そんなことが必要であります。人事評価制度はこれを進めていくため、実現するための手段でもありますので、実効性のあるものにこれからも取り組んでいきたいと思っております。

そのほか、スキルアップの手段として、市町村職員研修協議会への、それぞれの職責に応じた研修やプレゼンの研修、クレーム対応の研修など様々な研修メニューがあり、令和5年度は32の講座に延べ45人の職員が参加し、研さんを深めました。また、財政運営や公営企業会計など、より専門的な業務内容については、千葉市にあります市町村アカデミー研修所、こちらのほうに派遣をして、こちらの研修では3日間から最長では2週間程度の、全国の自治体から集まった職員と一緒に研修を受け交流も含めて、一流の講師陣からの密度の濃い研修を受けている、そんなことにも派遣をしております。

視野拡大という意味では、いわゆる先進地施策、議会でいうところの行政調査的な研修もあるかと思いますが、今ではほとんど行っていない状況であります。このご時世でありますので、調べようとすればネットやスマホで何でも調べられるという実情もあります。ただ、百聞は一見に如かずという言葉があるように、やはり現地で見聞きして刺激を受ける、雰囲気を感じ取る異議は大きいものがあるとも思います。数年前までには、町側が指定する研修ではなく、自由度の高い職員提案型の研修制度を設けていたことがありましたが、なかなか日常の業務に追われている中で利用した職員は多くありませんでした。予算的な都合もありますが、こうした研修制度は組織に活力をもたらすためにも必要であると考えますので、職員サイドからの要望が出てくることを、私としては期待をしたいと思っております。

最後に、ワークライフバランスについてであります。大沼議員がどういう問題意識を持っておられるのか、また、どういう基準でこれを妥当であるかというふうな判断をすべきか分かりかねますので、なかなか正気なところ難しい問題だというふうには思いますが、全体として、現段階ではおおむね妥当なものだというふうに考えています。

その判断材料の一つとして、有給休暇の取得状況というものも1つあるかと思います。令和5年度の実績であります、1人当たり平均で10.8日、全国の市町村100から300人以下の市町村であります、令和4年度における平均取得日数と同じ数値になりました。この結果から、妥当かと言われれば、そういうふうなことになるのではないかという一つの指標であります。ただ、5日未満の限りなくゼロに近い職員もいれば、ほぼ20日取得している職員もおります。部署によって、人によって差が大きいのが適切であるのかどうか、もちろん適切ではないというふうに思いますので、こうした隔たりをなくしながら全員が10日以上取得できる、そんなことに取り組んでいくべきではないかというふうに思っています。そのためには、職員同士の協力体制の構築、そして職場環境の改善にも努めていかなければならないと思っております。

職員の仕事に向き合う手法や業務手法はいろいろあると思います。休まないから立派だとか、残業を多くしているから一生懸命仕事をしているという評価には今はならないと思います。定時の時間内に仕事が終わらないのは、むしろマイナス評価になるものではないかとも感じます。そうした仕事のやり方も含め、ワークライフバランスに配慮しているかについてもこれからの人事評価の項目としておりますので、引き続き適切な労務管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、ありがとうございます。

数点、ちょっとご質問させてください。今、よくやっている職員の方にはやっぱり昇給、昇格で応えるというふうにおっしゃったと思うんですけども、普通民間ですと、これは例えばボーナスをあげるとか、やっぱり経済的な面もあります。ですので、例えばよくやってくれたでしたならば、例えば町長が町長賞をあげるとか、よく頑張ったねと、というようなこともやってもいいのかなと考えております。

あと、もう一つなんですけれども、やはり職員の方の視野の拡大のためには、大江町以外の例えば県とかほかの外郭団体に数年間行かせるとか、行って視野を広げる、そういう1年とか2年とか、そういうこともぜひやっていったらいいのかなと思います。というのは、大江町7,000人のスケール感とほかのスケール感では全然違います。仕事のやり方も違うと思う、それは副町長が一番ご存じだと思うんですけども、それはぜひいろいろな武者修行、そういう機会を与えてもどうかと考えております。

ちょっと時間が押していますので、返答の必要はございませんので、あれですか、じゃ、お願いします、最後にじゃ。

○議長（宇津江雅人君） 残り3分ですけれども。

町長。

○町長（松田清隆君） 今、最後にありました視野拡大のための、ほかのところへ派遣してはどうかというのは、県職員との人事交流というふうな形をやっているのは、議員、ご存じでしょうか。

○3番（大沼清人君） いや、それは知りませんでした。それは勉強不足でした。

○町長（松田清隆君） ここ数年、もうずっとなんですけれども、ほぼ2年間のサイクルで県職員がお一人こちらに来ていただいて、うちの若い職員が県庁の今は市町村課のほうに行っておりますけれども、そういった交流をし専門的な知識を学ぶ、そして県の職員の仕事の仕方などを学びながら、戻ってきてそれをこちらの仕事に生かしていただく、もちろん人脈づくりというふうなこともあります、そういったことをしているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

○3番（大沼清人君） これにて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（宇津江雅人君） これで、大沼清人君の一般質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤 野 広 美 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

5 番、藤野広美君。

○5 番（藤野広美君） 5 番、藤野広美です。

サクランボの収穫も始まり、昨年より 5 日から 1 週間ほど早いと農家の方からお聞きしております。また、今年は双子のサクランボが多いということで、収入に影響が少ないことを願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして、左沢線存続の町民の方と意見交換会の機会をとという質問をさせていただきます。

昨年11月11日に開催された左沢小学校創立150周年記念事業の一環として、左沢小学校 6 年生が各グループに分かれて、左沢線の利用拡大に向け企画の提案をした発表はとてすばらしいものがありました。自分たちで企画を考え、それぞれの担当分野を発表する機会は自信につながったものと思います。

中には、ラッピング列車、観光ツアーやポイントカードの利用という企画もありました。また、Y T S 山形テレビの「提言の広場」にも出演し、左沢線利用拡大に向けた児童たちの企画、提案が多くの方々の目に触れて、左沢線存続へのさらなる後押しになったものと感じています。

今年に入って 3 月には、町内の 6 年生が描いた絵が左沢線車両内に貼られているということで、左沢線に乗って見させていただきました。車両と最上橋の背景が描かれている絵が圧倒的に多かったように思います。トンネルを抜けたときに左眼下に見えてくる雄大な最上川、花火、桜並木と、それぞれが車両と一緒に描かれていました。どの絵も大江町のよいところという思いで描いたであろうと感じています。

これまでも、左沢線存続に向けて J R 関係者と各市町の首長が参加する会議が開催されていると思いますが、どのように話合いがなされているのかをお伺いします。

町民の方の中には、行政と左沢線存続に向けた話合いはできないだろうかという声があります。私もそのように思いますので、町民の方と行政側が話し合うワークショップ等を開催するのもよいことではないでしょうか。

今年度は、左沢線を利用して大江町に来てくれた方に飲食割引の事業計画が予算化されているようですが、それに加えて、ワークショップに参加した方の声の中に、今後参考になるものもあると考えます。ワークショップ開催に向けて町長はいかがお考えでしょうか、お伺いします。

これで壇上での質問を終わります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員の左沢線存続に向けて町民の方と意見交換の機会を、これの質問にお答えをさせていただきます。

J R左沢線は、大江町民及び地域住民の日々の暮らしを支える交通機関として、通勤・通学をはじめ、観光やビジネス、様々な機会に利用され、大変重要な役割を果たしている鉄道路線であります。

昨年度、J R左沢線をテーマに総合学習に取り組んできた、当時の左沢小学生6年生による左沢線利用拡大の企画提案については、小学生ならではの柔軟なアイデアがたくさんあり、大変すばらしい内容であったと感激をしております。

藤野議員よりもご覧いただきました左沢線車両内への絵の展示については、小学生から提案のあったアイデアを基にJ R関係者の協力を得て実現に至ったものであります。このことは、寒河江駅にある左沢線統括センターをはじめ、J R東日本東北本部様はじめ、J Rの方々からスピード感のある対応と理解がなければなし得なかったものだったというふうに感じております。今後もこうした取組については、一緒になりながらやっていきたいと思っております。このほかにも、今年度も引き続き提案のあったアイデアの実現に向けて予算に計上し、寒河江市とともに連携をしながら左沢線の利用促進に向けた事業を展開してまいりたいと思っております。また、そのほかにも、利用拡大、利用促進の事業としてご承知のとおり、通勤・通学の定期券購入助成などの左沢線応援キャンペーンなども継続して取り組んできております。

ご質問にありましたJ R関係者との各市町の首長が参加する会議については、左沢線沿線2市6町で構成するJ R左沢線対策協議会がございます。この協議会では、左沢線全線開通100周年記念のイベント。101フェス、そして今年の102フェスの開催に当たり、協議会の構成市町とJ R東日本のご協力を得ながらイベントを開催してきた経緯があります。この会議の中では、鉄道は地方創生や地域活性化に必要不可欠な存在であるとともに、人口減少が進む中、危機感を持って取組を進めていかなければならないとの共通認識の下、S u i c aの導入などについて議論が交わされているところであります。

そのような中、S u i c aについて、3月16日から山形県内の21駅がS u i c aが利用できる駅として拡大されました。J R左沢線にも導入がされましたが、全10駅のうち、東金井から寒河江駅までの6駅でS u i c a利用が可能となりました。しかし、西寒河江駅から左

沢駅までの4駅は対象外であることから、4月11日にJR東日本東北本部長の元を訪問し、寒河江市長との連盟で一緒になり、西寒河江駅から左沢駅までの4駅のSuicaの導入に関する要望書の提出なども行っております。

次に、藤野議員からありました、町民の方から左沢線存続に向けた話合いはできないだろうかという声があるとのことでありますけれども、町民の方の中にも、左沢線に対する危機感が生まれてきているあかしなのかなというふうに感じております。

町の広報紙の中に、町長への手紙というもののはがきを差し込んでおります。そんな中にも、左沢線に関する考え方、要望、希望、そういったものをいろいろと書き込んで声が届いている、そんなこともございます。左沢線存続に向けては、行政の取組ではなく地域の中からの盛り上がりというのも重要なポイントだと考えております。

そのような中で、今年度予定しておりますまちづくり座談会において、基本的には区ごとの座談会を区長さんと協力しながら開催していきますが、これまでもあったように、いろんなテーマごとの座談会の開催も考えております。その中で、左沢線をテーマとした意見交換会も計画しているところであります。これまでも区単位のほか、子育て世代を対象とした座談会や若手農家を対象とした意見交換など、テーマを絞ったまちづくり座談会を開催しておりますので、まずはこうした座談会における町民の方々との意見交換を通して、左沢線の存続、または在り方に対する町民の方々の意見を吸い上げ、必要な施策へつなげてまいりたいと考えているところであります。

町といたしましても、引き続き、左沢線、左沢駅の利用促進が図られるよう、隣接する市町や関係団体とも連携を強化しながら、さらなる利用拡大に向けた魅力向上、機運醸成に努めてまいりたいと思いますので、町民の皆様方からのご協力をお願い申し上げ、藤野議員に対するご質問の回答とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

JR関係者等の参加する会議では、地域創生、地域活性化が必要だという話をしていると。また、Suicaの利用については、寒河江市長と一緒に4駅の利用拡大の要望を出しているということを答弁いただきました。

昨年、私は左沢線存続の会議ではどのように町長話しているのかという質問をさせていただいたと思っております。その折に、存続に向けて自分の思いを述べていると。そして、また、町民の皆さんには、左沢線利用をぜひしてください、まずそれをお願いしたいというこ

とを答弁であったと記憶しております。

先ほどの町長の答弁で、左沢線存続に向けては、地域の中から盛り上がるということが、まず重要なポイントだと考えているということだったと思います。そして、今年度は開催予定しているまちづくり座談会において、左沢線をテーマとした各区ごとの意見交換会を計画しているという答弁だったと思います。町民の方と意見交換会の計画があるということをお聞きして、また一つ前へ進むことができるなというふうにうれしく思います。意見交換会というと、どうしても若い方の参加が少なくなるのではないかなというふうな懸念もありますので、子育て世代の方、毎日、通勤・通学で左沢線を利用している方、そして町民の方を募っての意見交換会となるように周知をしていただきたいというふうに思います。バランスの取れた世代が意見を交換することで、今後の左沢線存続に向けた方向も見えてくるのではないかなというふうに思います。

昨日、ほかの議員の一般質問に対しての町長は、左沢線活性化に向けて地域おこし協力隊を募集しているというふうな答弁があったと思います。募集した地域おこし協力隊の方が、早く決定をして意見交換会で出されたいろんな案が一致し、これからの左沢線存続につながることを願いたいなというふうに思います。若い方、子育て世代、毎日の通勤・通学で利用している方、こういう方の交換会ということについては、町長はいかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 左沢線のお話をするときに、私も度々言うてしまうんですけども、藤野議員からの質問の中にも、左沢線存続に向けてとか、廃止の阻止というような言葉を用いるケースが、私はちょっとそれは、私自身も気をつけないといけない言葉ですが、JRさんのほうでは、そういった方針というかお話は一切ない状況であるというふうなことを考えれば、将来的にそういうふうな可能性がることは否定できないと思いますけれども、やはり今は左沢線の魅力化とか、利用促進だとか、活性化とか、そういう言葉を使ったほうがいいのかなというふうに感じています。今日、藤野議員からあったからそういう話をしているのではなくて、日頃からそういうふうに思っているというふうなことです。そうしないと、マイナスイメージの部分のほうはどうしても耳に残ってしまうし、私たちはやっぱりこの左沢線をどう生かしていくか、にぎやかにしていくか、活性化していくかというふうな意味合いでの取組だということを外に向けて大きく言わなければならないのではないかなというふうに思います。

そして、ご質問いただいた、その座談会なりでどんな方々をというふうに考えているかというふうなことでありますが、言われるように、恐らく鉄道左沢線、左沢駅に思い入れのある方は、昔よく使っていた比較的高齢の方が物すごく愛着を持っているのではないかなというふうなところを1つ思います。それと、今の車社会の中で、若い人がこの左沢線を利用しやすくする、利用していくというふうな気持ちに切り替わっていくためには、どんなことが必要なのか、どんなことがあれば利用してもらえるのか、そういった意見も集約していきたいというふうな気持ちもあります。

そして、当然ながらやっぱり高校生の通学、そして通勤で使っている社会人、こういった方々の声というものを生の声を拾いながら、その声をJRさんなり協議会のほうに伝えていくというふうなことは、今も高校生の意見というふうなものは、沿線の協議会の中で意見交換会を持ちながらまとめたものをJRさんのほうにお届けはしているのですが、町としてもそれと同様なことで取組をしていきたいというふうに思います。どうしてもやはり午後の便が1本少ないのでとか、そういったことだけの話になりがちなんです、その部分だけではなくて、やっぱり全体をにぎやかにしていくというふうなところの議論、意見、そういったものを聞きたい、提案いただきたい、声として出していただきたい、そんな思いを持っている座談会を想定をしているところであります。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

存続に向けてという負の表現の仕方をしてしまいましたことをちょっとここで申し上げます。促進に向けて、活性化に向けて、若い人たちみんながどういうふうに考えているかということだと思えます。行政は町民の皆様と一緒につくっていくものだという考えの下に、左沢線活性化に向けた行政側との意見交換会が実のあるものとなるようお願いをして、1つ目の質問を終わります。

続いて、2つ目の春季消防演習時に町内園児の幼年消防をという質問をさせていただきます。

4月21日日曜日に、コロナ禍もあり久しぶりに大江消防団春季消防演習が開催されました。消防団の方の所属消防自動車の分列行進や一斉放水のきびきびとした行動に魅了されました。常日頃の訓練が、火災時や水害時の対応に生かされていることを、改めて感じながら見させていただきました。消防団員が減少している中で、今年の消防演習時の会場周辺の車両誘導は、女性消防団員の方が当たっていたと思いますが、素晴らしい活動であると思います。

さて、これまでの消防演習時には、町内の年長園児が横町、内町通りを行進して、かわい
いしぐさが町民の方の目を引いたのが、今でも記憶に残っています。

このたびも消防自動車の分列行進や一斉放水を見ようと足を運んでくれた町民の方がたく
さんいたように思います。そのような折、以前は町内の年長園児が横町、内町通りを行進し
ったけよね、めんごいけねというような声何人かからありました。私もそう思った1人で
す。

私はこのことを受けて、町内の保育園、幼稚園にお伺いし、園児のパレードについて話を
お伺いしてきました。園の関係者のお話では、コロナ禍前は役場側から連絡をいただいて、
年長組による幼年消防として参加していました。子どもたちは一生懸命練習して拍子木を打
ち、火の用心、マッチ一本火事のもとと言いながら楽しそうに行進するという話とともに、
園児たちが地域に関わることはとても大切なことですのでぜひやらせてあげたいと思ってい
ますということでした。私も、園児たちが地域に関わることはとてもすばらしいことで、家
族や隣近所も誘い合っただけの見学は町の活性化につながるものと思います。

春季消防演習は消防団主催の事業であるとは思いますが、町民の方や2つの園関係者の声
もあることから、町内の年長組による幼年消防の復活をぜひ望むものでありますが、町長は
いかがお考えかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 2つ目の藤野議員のご質問にお答えをいたします。

春季消防演習はコロナ禍の影響で中止になっていましたが、規模を縮小した形で、昨年4
年ぶりに開催いたしました。そして、今年は商店街での分列行進や一斉放水も復活させて、
日頃の消防団の訓練の成果を町民の方々にも見ていただくことができました。

なお、演習内容を決定するに当たっては、消防団本部会議と幹部会議の中で議論を重ね、
可能な限りコロナ禍前のフル規格で開催できないかというようなことを模索したようであり
ますが、一方で、団員の負担軽減も図る必要がある、そして、近年において団員数が減り続
けている、このことも大きくて、コロナ禍前のような形で実施することはできませんでし
た。

そうした中で何を優先すべきかと考えたときに、消防団の存在意識を高め、地域の方から
理解いただく、安心していただく、そんなことを思うと、団員の操法技術を町民の方々にも
見ていただくことを重視すべきであるという結論に至り、今回の演習内容になったようであ
ります。

議員の皆様も感じられたと思いますが、残念ながら以前と比べ観客が少なかったという印象があり、事実そうだったと感じています。議員のご質問の、幼年消防があるかどうかも多分その部分に影響しているとも思われます。私としても、演習終了後、来年は実施できないものか、そうしたことを事務方に指示をしたところでありました。このことは、先日開催された消防団の幹部会議の中でも話題にさせていただき、否定的な意見はなかったというふうに聞いておりますので、実現に向けて保育施設側との調整が進んでいくものだと思っております。

ただ、人数は少なかったのは観客に限らず消防団員にも言えることであります。今年から機能別消防団員の制度を設け、そのことにより団員数は前年度から8人増の224人体制となりましたが、実際に演習に参加していたのは、そのうちの65%程度にとどまったと聞いております。これが多いか少ないかは判断の分かれるところではありますが、今の時代にあって参加を強制することができないものの、やはり相応の人数を確保できないことは、以前のような演習内容とすることは難しいのではないかとともに思います。先ほど、女性消防団員の方が交通整理に当たっていてすばらしかったというお話がありましたが、私は逆に見れば、女性団員の方が道路通行止めの非常線の業務に当たらざるを得ないくらい団員の不足があった、そのために分列行進に参加できなかったというふうに感じておりました。

このような消防団内部の課題もありますし、保育施設側として、先ほどの質問の中では積極的に保育園側も感じているという表現がありましたが、児童数が少なくなっていることに加えて年度初めの時期的な問題もあると思います。練習時間の確保、そういったことも含めてだというふうに思いますが、なかなか現場としても大変な状況であることも推測されます。

幼年消防の復活については、当然前向きに検討してもらいますし、調整を進めていただきたいと思います。あくまでも演習内容を決定していく主体は消防団であり、保育施設側の意向も確認できていないため、今の段階で必ず実施するとは断言できないことでありますが、前向きに進めてまいりたいというのが私の正直な今のところの気持ちでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

消防演習の演習内容を決定するのは、消防団幹部等の会議で決まるんだというふうなことだと思います。保育施設と調整を進めていくという答弁をいただきました。見学する方はやっぱり、めんごい年長園児の幼年消防を見ることを楽しみにしているという方もいるようで

す。

園関係者の方にお伺いしたときは、行進と一斉放水を見ること、これができればいいなと、子どもたちはこの放水を楽しみにしているんだというようなことでした。この放水を見て、カッコいいなと、大きくなったらああいうふうなことができる大人になりたいなというふうにして夢が膨らんでいるのかもしれませんが。先ほど消防団の存在意識を高めてもらうということもある、また、団員不足もあるというふうなことはお聞きしましたが、こういう消防団員になるための、もらうための足がかりというにもなるのではないかなというふうには私は思うのですが、町長はいかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 私が親の時代に経験したことを申し上げますと、子どもが幼稚園、保育園の順番でその年度、年度の担当をしていたものですから、自分の子どもが今年当たらなかった、あれをさせたかったというふうな声は周りの方にもいらっしゃいましたので、親としても物すごく楽しみにしていた部分があったのかなというふうに感じておりますし、それだけ興味を持って見ていただいている、消防団に関心を寄せていただいているというふうなことではなかったかというふうに思います。

今、お話がありましたように、コロナ禍前はミニ操法というふうな形で、グラウンドで子どもたちが実際に操法を演じるといいますか、皆さんに披露するというふうなことがやっておりました。それは、やはり練習が必要ですので、先ほど言った年度初めの時期として、そして子どもが少なくなっている中で、実施が可能かどうかというのは、それはいろいろと検討、工夫をしなければならないものなのかなというふうに思います。今、お話がありましたのは、そこの部分はなくても分列行進の中で行進をする、もしくは行進の前に行く訓練を見ていただくというふうなことだけでも、子どもたちは感動するのではないかなというふうなお話でありましたので、そういった意見があったというふうなことを消防団の幹部のほうに伝えていきたいというふうに思います。

やっぱり子どもが周辺にいるとにぎやかになりますし、当然参加人数も多くなるというふうに思います。あとは、その時代に経験したことが、将来自分が消防団に入団するような時期、もしくは仕事を決めていく時期に、消防署の職員になりたい、消防団には入りたい、入りたいというよりも、お誘いが来たら積極的に参加するというようなことなのかなと思います。そこのところはまだまだ未知数であるというふうに感じますけれども、そういった体験も一つの子どもたちに与える影響はあるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 先ほども申しあげました小学校でのミニ放水、これはやっぱり大変だというのは園関係者の方もおっしゃっていましたので、ここは除いて行進と放水を見ると、この2つだけでいいのではないかなというふうに思います。園児たちに夢を与えるということが大事ではないかなというふうに思います。決定するのは消防団の幹部ということは理解できますけれども、やはり園関係者の思い、地域の一部ではありますが、子どもたちへ対する地域の方の思いということをぜひくんでいただいて、消防の方に子どもたちの思いを伝えていただければなというふうに思います。

これで、2つ目の質問を終わらせていただきます。

最後に、子育て世代の方々と対話の機会をとという質問をさせていただきます。

4月20日の山形新聞に、県内市町村別の合計特殊出生率2018から2022年の列記された記事が掲載されておりました。大江町は1.18で県内最下位となっており、とても残念に思ったのは私だけではないと思っております。

大江町の令和6年3月31日時点の人口は7,205人で、令和5年度に出生した子どもの人数は12人とお聞きしております。このことを踏まえて、町内の子育て世代の方に話を聞いてみました。その中の1人の方は、「第2子を出産後、現在育休で子どもを見ていますが、熱を出したりすると近くに小児科がないために寒河江の小児科に行って診察をしてもらっています。上にも子どもがいて保育園に通わせていますが、職場で働いていたときには、子どもが熱を出したと連絡をもらってもすぐに迎えに行けないときもあったので、様子を見ますと言ってもらえたときはすごくありがたかった」という話をしてくれました。

このように、子育て世代の方は、行政のいろいろな子育て支援はありがたいという感謝の気持ちを持っている中にも、町外に住むことの考えや、こうなったらありがたいというような思いを持っている方もいるようです。また、「町長と直接対話する機会があったらいいな」という声もありました。行政側がいつでも町長室に来て相談してくださいと声がけをしたとしても、町長室に行って相談する方というのは少ないのではないかと考えます。

町長もお忙しいこととは存じますが、保健センターで健診しています、それに加えて、ぱれっとでの月1回第2木曜日の身体計測時に、町長から足を運んで子育て世代の方にフレンドリーに対話の機会を設けるのもよいのではないかと思います。定住促進のためにも、子育て世代の方の声に寄り添うことは、大事ではないかというふうに思いますが、町長はいかが

お考えでしょうか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、3つ目の藤野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今、ありましたように、最近の町における出生者の激減については、大きな懸念を持っているというのは同じ思いでありますし、町民誰もがその数字を見たときに危機感を覚えたというふうなことだと思います。

改めて申し上げますが、大江町における年度ごとの出生者数は、平成28年度には50人であったものが、5年後の令和3年度には24人と半減しました。その後においても、令和4年度16人、昨年度は12人となっており、予想をはるかに上回るペースで急激に少子化が進行しているところであります。

また、今年4月19日に厚生労働省が公表した平成30年～令和4年度の人口動態保健所・市区町村別統計の概況（人口動態統計特殊報告）、この中で、市区町村別の合計特殊出生率、改めて申し上げれば15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとされたときの子どもの数に相当するものという数字でありますけれども、これは本庁の算定結果は1.18というふうなことで、県内で最も低い数字であったというふうなことです。

この概況の中では、令和2年を中心とした平成30年度から令和4年度の人口動態統計の出生者数並びに令和2年度国勢調査による日本人人口の確定数を基に、出生に関する指標である合計特殊出生率について、市町村別に作成したのですが、本町のように人口の規模の小さい地域では、出生者の観測データが少ないことなどにも起因して、数値が大幅に上下するため不安定な動きをすることもあり、その地域の出産の動向を把握することが一般的に困難であるのではというふうにも言われております。

このため、当該市町村を含むより広い地域である都道府県の出生の状況を情報として活用し、これと市町村固有の出生者の観測データを総合した上で、当該市町村の合計特殊出生率を推定するという形で数値を算出しているものであります。

何が言いたいかというと、なかなかこの数字ばかりに目を奪われ評価するというふうなことばかりではないのではないかというふうなことであります。事実は事実として捉えながらも、そういう広い範囲での数字の見方というものが需要ではないかというふうに思います。

それぞれの数字を目の当たりにしますと、藤野議員の思慮されているとおりであり、改め

て急激に進行する少子化社会を現実のものとして受け止め、複雑、多岐にわたる課題に向き合っていく必要があると考えているところであります。

定住促進のためにも、子育て世代の方の声に寄り添うことをいかがお考えかという趣旨の質問であります。大江町におきましては、まちづくり座談会での子育て世代に特化した意見交換をはじめ、振興審議会や子ども子育て会議などにおける子育て世代の参画による意見の聴取や、保健師等が妊婦や特に低年齢期の子どもを持つ家庭に対して、出産・育児等の見通しを立てていただくための面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援、そして、令和3年度より新たに実施している未就園児の家庭を対象とした子育て支援センター職員による子育て応援訪問では、年間延べ218回これを実施しており、私のみならず、職員においても様々な場面、機会を捉えて子育て世代の声に寄り添っていただいているところであります。そのことを通し、いろんな形で報告を受けたり、新たな提案を受けたり、そんなことをやっている実態にあります。

これらに加えて、直接対話する機会や、若者や子育てなど各世代が意見交換することができ場を設けるなどすれば、移住定住に係る諸施策と連携した、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりに対し、新たな視点や、より効果的な事業展開に結びつくアイデアやヒントが得られるのではないかとと思います。

今後とも、対話を重視し、その方法などについては、できるだけ心がけながら検討を重ねてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

参考までなんですけれども、令和5年朝日町では16人が出生しているということです。西川は11人でした。朝日のほうは3人目、4人目もいるということなんですけれども、その地区によってやっぱり出生の体制がちょっと違ってきているのかなというふうな思いはあります。

これまでも、今、町長の話にもありましたけれども、直接若い方と対話する機会というのはあったと思いますけれども、そして、様々な補助金制度、現在実施されていると思います。子育て世代の方の思いとして、職場に住居に近いほうにあったほうがやっぱり生活しやすい、また、令和5年度12人という出生数から考えて、子どもたちも友達も限られてくる、また、ママ友が少なくなるというようなことを話してくれた方もいました。この話を聞いて私は、町外に住みたいと考える子育て世代の現状を目の当たりにして、子育て世代の方の思い、こ

ういうものなんだなということを改めて感じさせられました。

昨日、ほかの議員の質問にもあって、町長の答弁には子育て世代の方の考えが以前とは違ってきているように思う。切れ目のない施策をしていかなければならないと思うという答弁があったと思います。子育て世代の方の中で、子育てはもちろんしなければならない大事なこともあるけれども、自分の趣味もしたいということから、土曜日は保育園に子どもを預けて自分のための時間をつくりたいというような方もいるようです。私が子育てしている時代とは変わってきているな、違ってきているなというふうに感じています。

また、子育てをしている共働きの方って多いと思うんですけども、こういう方は、保育園に子どもを迎えに行くという対応として、何曜日と何曜日は旦那さんが、残りは奥さんがというふうなことを決めて保育園に迎えに行っている方もいるようです。会社側もこのことをやっぱり理解していて、定時に迎えに行かなければいけないときは帰宅できるようにということで、社員同士の協力もあるというふうなことも聞いております。地域みんな、会社みんな子育てをして見守らなければならないというふうな時代に来ているのかなというふうな思いもあります。時代に合わせた施策、そういうことが移住定住に結びつくこともあるのではないかなというふうに考えます。

これまでも、子育て世代の方と直接いろんな話をする機会を設けてきたとは思いますが、どうしてもその団体の役員の方とか上の方とかというふうに限ってしまうという傾向にあったのではないかなというふうに思います。このことから、先ほどの答弁にもありましたように、まず町長が足を運ぶ、それに加えて、フレンドリーに意見公開会をするという機会があれば、こういうことができれば、新たなアイデアとかヒントとか得ることができるのではないかなというふうに考えるんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 2年前ですか、まちづくり座談会のような形で、中央公民館で子育て世代の方々との意見交換会というふうなものを設けさせていただきました。私の感じとしては、多くもなく少なくもなくというちょうどいい人数の集まり方でありました。これは藤野議員もいらっしゃったんじゃないかなというふうに思います。そんな中で、いろんな課題が出されてきたというふうなこともあります。そういった機会を設けていくというのも、先ほど申し上げた、まちづくり座談会をテーマを絞ったような形でやっていくというふうなことも、可能性としてはやれないことではないかなというふうにも思いますし、ただ、やっぱり今はスマートフォンで気軽にやり取りができるような時代で、今年たまたま若い人がど

んな考えを持ちながらこの町に住んでいるのか、若い人が住みついていただくためには、移住していただくためには、どんなふうなことが考えられているのか、思っているのかというようなことを、今回初めてなんですけれども、対面ばかりではなくてネットのチャット上でいろんな意見をコーディネーターさんが集めながら、日頃思っていることを思ったときに書き込めるような、意見できるような、そんなこともちょっと今年チャレンジしていきたいと思っています。

そんな形が何かこれからの若い世代の人たちの意見の出す場所としてはいいのかもしれないということがあると思いますので、なかなか私、子育て支援センターに行って、お母さん方に声をかけてというふうになっても、何かちょっと表現おかしいですけれども、畏れ多いみたいな感じで受け止められてしまうんです。フレンドリーに気軽に私はそういう気持ちで接しているんですが、何か改めてそういう場を設けないとなかなかそういうふうな意見が出ないのかなというふうにも思います。ただ、私も日常的にそういった世代の方とお話をさせていただきながら、いろんな意見を聞く機会には設けているつもりでおりますので、藤野議員からあったようなことも含めて、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

子育て世代の方には、今、本当にいろんな補助金あって、母子手帳交付、出産、その後おむつを持つての家庭訪問、様々な子育て支援、保健師さんの対応というのは、他の市町にないものだということは若い方もありがたく思っているようです。移住定住の補助金に加え、保育料無料、給食費無料、医療費無料、高校生の補助金など、私たちの時代からはちょっと考えられないような補助金、補助制度があって、切れ目のない施策が行われているなというふうには感じています。そのほかに、こういうことがあったほかに、やはり住宅団地、働く場所、昨日、町長も答弁になったようなんですけれども、将来の進学費用など、いろいろ子育て世代の方ってやっぱり思い、考えというのがあるんだと思います。

先ほどネットワークでという話もありましたけれども、やっぱり面と向かって言えない方もネットワークだと入りやすいということもあるのかもしれません。でもやっぱり町長が行くと構えるという方もいらっしゃるのではないかなというふうなこともありましたけれども、フレンドリーな会話の仕方をしてくださいというふうな進め方をしていくと、常にはあまり話しできないような子育て世代の方も話に混ざってくれるというふうなこともあるんじゃないかなというふうにちょっと考えるところもあるんですけれども、ネットワーク等いろいろ

な方法を考えていただいて、若い方の思いというものをぜひ聞いていただきたいというふうに思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで、藤野広美君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 関 野 幸 一 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 質問に先立ちまして、5月22日より大山自然公園で行われましたユリまつりに関して、10日間で約3,900名ほどの来場者が町内外、県外からたくさんおいでいただきました。これまでにないほど盛り上がったユリまつりだったと思っております。今後とも町の素晴らしい観光資源として、町の職員の方は当然、産業振興公社の皆様のお力を借りながら、素晴らしいまたお祭りに来年もなるように頑張りたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

新たに整備される百目木地区の堤防に桜を植樹してはということで質問をさせていただきます。

この桜に関しては、3月の定例議会におきまして同僚の議員が、最上川桜街道の桜で町内を盛り上げてはいかかがという質問がありましたけれども、似たような質問にはなりませんけれども、少し視点を変えて質問をさせていただきます。

水害から地区を守るために、ようやく最上川の百目木地区に堤防が建築されることが進ん

でまいりました。水害から地区を守るための堤防に、これまで多分ほかの市町村では、堤防だけで終わっていたのではないかと。大江町は、やはり国に選定されている重要文化的景観という町でありますから、ただ堤防は造るだけでなく、その堤防を利用して町の景観に一役利用できないかということで質問させていただきます。

水害から地区を守る堤防に桜を植樹することで、最上川河畔に新たな景色が見えてくるのではないかと考えております。これまで何百年、何十年と百目木川端地区から四季折々の景色を眺めてきたと思います。しかし、これまでも度重なる水害から地区を守るため堤防の建設が予定されています。堤防ができれば、これまで見てきた景色が大きく変わってしまいます。今後は、新たな最上川河畔の景色を考えていかなければなりません。堤防ができれば、恐らく無機質な光景が広がるものと思います。

そこで、堤防一帯に桜を植えることで、春は桜、夏になれば木々の緑と最上川に引く涼風、そして夏に咲く花火大会で花は花火大会、そこにいわゆる有料の観覧席として利用できるような堤防、秋には川面に映る紅葉、冬には最上川の雪景色と、大江町に観光で来てくださる方ばかりではなく、町民にとっても憩いの場所になるのではないかと考えています。また、日本一公園からの眺めも、春の桜は絶景な風景になると思います。

このように、ただ堤防をお願いするだけでなく、観光面や町民の憩いの場所になるような、そういうふうないわゆる公園、そういうものに何とか活用できないかということを考えております。この件に関して、町長、町の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 関野議員の新たに整備される百目木地区の堤防に桜を植樹してみてもどうかというご質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、冒頭、堤防整備事業を始めるに当たり、地区の方々や文化的景観の先生方、委員の方々、そういった方々とお話をしている中で、単に水害を防ぐための堤防の整備ではいけない。堤防を整備した後、大江町の百目木地区の景観としてふさわしいようなものにしていかなければならないというような基本的な方向性を持ちながら進めていくために、「かわのまちづくり」というものを導入しながら整備をしていこうというようなこととお話してきました。それに沿って事業のほうも進めていきたいというふうに思っておりますが、現在、町では、堤防整備後の百目木地区を含む最上川沿いの利活用について、国土交通省のかわまちづ

くり支援制度、これを利用して整備を進めていくべく、令和6年1月8日に大江町百目木地区かわまちづくり協議会、これを設立しまして、どんな整備の手法を行っていったらいいのかというようなことを検討していく組織をつくりながら進めております。

このかわまちづくり支援制度は、かわ空間とまち空間が融合した人々が集うにぎわいづくりのためにかわまちづくり計画、これを策定し、国土交通省から事業登録を受けながら進めていく、そういった必要があります。また、事業登録された場合には、策定した計画に基づいて、ハードの整備とともにソフト事業の取組を行っていくこととなりますが、将来にわたって施設の維持管理をしなければならないという制約が生じることになりますので、その部分も考慮した中で計画を進めていくというふうなことになります。

そのため、将来的な視点に立った利活用を検討していくために、百目木地区かわまちづくり協議会にワーキンググループとして、町内各種団体の方や役場の若手職員、そして一般公募によります応募者で構成するかわまちづくり検討会を立ち上げて、これは2月29日に設置をさせていただきました。

先般、4月14日には、最上川とその周辺の状況、改善点等に関する意見を集約するため、現地の町歩きワークショップを行い、参加された方々から様々な意見が現地を見た中で出されてきたところであります。また、5月11日には、県立左沢高等学校の協力を得てかわまちづくり高校生ワークショップ、これを開催し、これも現地の町歩きなどを行いながら、将来この町を担うであろう子どもたちの率直な意見について取りまとめを行ってきているところであります。

特に桜に関しましては、4月14日に開催いたしました現地の町歩きの時期が桜の満開の頃と重なってきたことから、川沿いの桜に関する意見が多く出されたようです。最上川、旧最上橋、これらと一緒に映る満開の桜はすばらしい景観であると感じているのは私だけではないと思います。

一方で、桜は高木類に属し、年数が経過するにつれて樹冠が広がることから、場所によっては花火観覧の支障にもなることが懸念される。また、河川管理の面から考えると、河川区域内への植栽については、法令に基づく河川管理者の許可が必要となることから、この辺の部分についても十分な検討が必要になると考えております。

まだまだかわまちづくり協議会や検討会における議論も途中段階であります。今後の協議会などの推移を見守りながら、最上川を含む百目木地区と左沢の町場の景観がにぎわうためのかわまちづくり計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、関野議

員が言われたような方向性も理解をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

桜を見て、やはり我々というのは、すばらしいな、いいなと思う気持ちは町長と私も一致しておりました。その一致したということ、やはり今後どうやったらその桜を堤防に植栽していくことができるか、それはやはり町とか所管の建設課あたり、国交省の建設事務所あたりと相談していただきながら、ぜひ実現していただきたいと思っております。

今町長からありましたとおりに、かわまちづくり協議会がようやく今後会合したりとか様々な意見交換をしたり、また、ワークショップ等では、東京の大学とか芸工大の学生の方がまちを歩きながら様々な意見を町のほうに提言していただいていると思います。そういう話を聞きながら、本当に、やはりただ人を守る、場所を守る堤防だけでなく、やっぱりその堤防を利用したそういう付加価値をつけていってもらえるような、そういう事業を町のほうからは、ぜひ山形の事務所のほうにお話をしていただきながら進めていただきたいと思っております。

その一番の目玉となるのは、やはり堤防を使って、夏祭りの花火大会のところの観覧席にできないかと。これは前々から町のほうとか課長のほうにもお話していると思いますが、せっかくあれだけのスペース、そしてこれまでも有料観覧席とか招待者の観覧席ということで最上川の川べりに、いわゆる観覧席を設けて、町の関係ある人の招待とか、去年あたりからは花火の寄附した町外の方への招待ということで、スペースをつくりながら、そこに招待して花火を見てもらっているということは、町長もその場所で見ているから分かると思いますけれども、やはり大江町の左沢の花火大会というのは、最上川のところで灯籠を見ながら、川面に映る花火、川面の上に上がる花火を見るのが、大江町左沢の花火大会だと私は思っております。

その花火大会をこれからも有効に見ていただける、また、せっかくの機会でありますから、百目木地区の皆様から温かいご理解で、あそこの場所を堤防に提供していただける。それをやはりきちんと利活用できるようにするには、そういうこともひとつ考えなければならないかと思っております。

例えば、私の考えになりますけれども、堤防というのは、多分こういうふうにスロープで、こういうような形になると思うんですけれども、ちょっと階段式のような形で、3段とか4

段、場所によってはそういうような階段式にして、やはりその場所でいわゆる観覧ができる。やはり花火大会というものは、今、やはりなかなか資金難ということで、様々なところの花火大会が今有料観覧席を設けて花火の予算を獲得しているという話になっていると思います。まさにその堤防の整備が終わった後、その場所に町として有料の観覧席を設けて、花火大会に協力していただきたいということで、そこで見る花火大会なんかも想像すると、すごくすばらしいものになるのではないかと考えておりますので、そういうこともしっかりと、課長、頭の中に入れて交渉していただきながら、そういうものが実現できるように頑張りたいと思いますけれども、その辺に関して、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど申し上げましたように、かわまちづくりの検討委員会のほうでいろいろご協議をいただいている内容でありますので、私が直接的に現段階でどうこうというふうなことはあまり申し上げるべきではないのかなというふうには思いますが、以前から堤防整備に伴う川側の敷地の活用については、いろんな意見があるのも承知しておりますし、私としても、今、関野議員が言われたような、1つは、花火大会の観覧席に活用できるようなスペースとして整備をしてはどうかというふうに思っています。もう一つは、やっぱり町民の憩いの場となるようなもの。それは何かというのは、今検討委員会なり若い方の意見を聞きながら決めていきたいというふうに思いますが、そういうふうな場所であること。そしてもう一つは、単調な緑ののり面で囲われるような堤防ではないほうがいいのではないか。その分変化に富むというか、少し変化をつけるような格好で、大きな堤防の存在を薄めるといいですか、そういった構成の中で堤防整備ができればというようなことを私は思っております。

その辺のところは、検討委員会の中でも十分に検討いただきながらやってみようというふうになっていくと思いますので、方向性は今、関野議員から言われたようなところを思いながら進めていきたいというふうに思います。

ただ、桜の植栽については、先ほど申し上げましたように、あくまでも堤防から川側の部分は河川敷という河川管理者の管理するエリアというふうになりますので、その部分は、なかなか木の植栽というふうなものは、あまり推奨されるものではないという河川管理者側から見た制約があるようであります。

桜を植えれば、花火を見るのに、今も旧最上橋と新最上橋の間に植えてある桜の部分について、あそこに座って見ていらっしゃる方いるんですけれども、場所によっては、枝が花火

を遮るような形になっている場所もあります。そういったことと比較しながらトータル的に、全体的にどういうふうな形が望ましいのかということを考えて整備をしていくというふうなことではないかと考えておりますので、これからもいろいろと議論と一緒に進めながらやっていきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 分かりました。

今町長言った、いわゆる桜に関しては様々な制約とか、花火大会当日、やはり邪魔になるかもしれないということはあるかもしれませんが、それはこれからの検討委員会、または地区の方々からのかわまちづくり協議会の中での検討委員会の中にも話が出てくると思います。そういうものを、話をききながら、やはり何とか実現していただきたい部分でありますので、どうか検討よろしくをお願いします。

また、地区の方からも様々な意見が出てくると思います。やはり一番は、地区の方々の意見をどのように吸い上げて、その地区の方々の思いをその場所にもまだとどめるか、そこに置くかということもひとつの大切なことだと思いますので、その辺のところは、町長は地元でもありますし、十分理解しての様々な会議での発言になると思いますので、よろしくその辺のところは考慮して、本当によい堤防の後の河川公園的なものになるように、今後も機会があればまた同じような質問をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど申し上げたかわまちづくりの検討委員会の部分については、まとまっていく段階段階で、その動きなり、それからかわまちづくり協議会、こちらのほうにも段階的な部分でお知らせをしていきたい、現在の状況についてお示しをしていきたい、そしてまた議論していただきたいというふうに思っておりますし、議会のほうに対しても、タイミングを見ながらその部分のご説明をし、ご理解をいただくような形で進めたいと思いますので、一緒に検討をお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） それでは、次に2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

町営住宅・アパートの家賃の改定はということで質問させていただいております。

大江町にあります町営住宅やアパートにつきまして、大江町に移住をしてくる人にとってやはり大きな要素になると考えております。その中で、町内のアパートでは大花住宅が一番

新しいアパートであります、ほかの住宅・アパートに関してはそれなりに年数がたっており、お世辞にもあまり住み心地がいいとは思いません。今後新しい住宅やアパートを建築するにもそれなりの費用がかかると現状は知っています。

ちょっと話が前後になりますが、そういうアパートとか住宅が多くあるということに関して、ほかから移住してくる人、また、町の人たちの若い夫婦が一旦、結婚して出るとなってきたときに、やっぱりそういうふうなものが必要じゃないかと、住宅が。その中で、料金とかそういうものが高いということは、ちょっとなかなか入りづらいかなということがあると思います。すみません、前回と同じようになってしまいましたので、もう一回最初から仕切り直しさせていただきます。

まず、先般の、先ほど同僚の議員からありましたけれども、出生率が本当に低くなっているということで、町ではいろんなものが課題になっております。町に若い人に戻ってきてもらうために、また、若い方々から本町に移住してもらうために、若い人たちが入居しやすいようなことで住宅やアパートを考えていただきたいと思います。

ここからさきの話になります。

町内では一番新しいところが大花住宅、あとはほかの住宅・アパートに関しては、それなりに年数がたっており、本当に住み心地がよいとは思っておりません。ここ何年かでアパートとか住宅のリフォームなりをそれなりにはやっておりますが、やはりその部屋に入りたい、来た若い人たちが、これだったらそのところがいいなとか、これだったら住めないねという方もいると思います。最近はどうか分かりませんが、この質問をしようとした3月の定例会の前には、それなりにまた部屋がいっぱい空いていたと。

そういう状況の中で、どうやったら、例えば町外から来る方、町内にいる若い人に入居してもらえるかと考えたときに、私は単純に料金の改定をしてみてもどうかということで考えておりました。その辺に関しては、なかなかこれもハードルが高い問題だと思いますけれども、その辺に関して、町長からの考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、町営住宅・アパートの家賃の改定はというふうなことでお答えをしたいというふうに思います。

町内には、美郷及び藤田地区に40戸の町営住宅と、みなみ及び美郷地区に特定公共賃貸住宅と呼ばれる住宅が28戸、合わせて町営の賃貸住宅は68戸あります。

今の質問の中で、それなりに築年数がたっていて古くなっているのではないかという表現がありましたが、一番古かった藤田の公営住宅を建て替えをしましたし、大花の住宅はまだまだ新築、そして美郷、みなみというふうなことで、そんなに古くはないのなかというふうに、ちょっと建築年数ははっきり申し上げられませんが、少なくとも20年以内だったのではないかというふうに感じていますので、中の状況を逐一把握できておりませんが、出入りする際には補修をやりながらというふうなことなので、それは新築の物件に比べれば中古物件でありますので見劣りする部分はあるんでしょうけれども、私の認識としては、そんなに古くて敬遠されるような物件ではないのではないかと考えております。

そして、その次に家賃のお話がありました。

町営住宅の家賃というふうなことは、共益費を含めて1か月当たり、所得に応じまして1万5,500円から3万1,000円の設定でございます。これは町営住宅の公営住宅の部分です。

この家賃の算定については、公営住宅法に定められているもので、町独自の料金設定は基本的にできないというふうなことでございます。1万5,000円から3万円でございますので、そう高くはない金額ではないかなというふうにも感じます。

なお、町営住宅と築年数や間取りなどが同じ程度の民間アパートの家賃を調べてみると、約5万5,000円から7万円ぐらいの相場となっておりますので、目的が、住宅に困窮する低所得者向けの住宅として低廉、お安い家賃で賃貸する町営住宅の家賃というふうなことでありますので、そういった価格設定になっているということでございます。

そして、もう一つの特典公共賃貸住宅のほうの家賃であります。戸建て、集合、部屋数などにもよりますが、1か月当たり、所得に応じて4万から6万3,000円となっております。これは先ほどのものとはちょっと違っていて、算定方法は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則というもので決められておまして、簡単に言えば、民間のアパート経営に影響を与えないよう、近隣の同種の賃貸アパートとの均衡を取っているという価格設定になっています。

具体的に特定公共賃貸住宅と築年数や占有面積などが同程度の民間の一戸建て家賃を調べてみると、約7万円が家賃の相場のようにあります。特定公共賃貸住宅の家賃についても、近隣同種の賃貸アパートと均衡が取れたものと考えておりますので、現状においては民業を圧迫するような家賃の引下げはできないというような状況をご理解いただきたいと思います。

ただ、一方で、議員からお話のありました、若い世代の町内への回帰・移住を促していく

ため、若者と子育て世代の移住者、そして新婚の世帯、これも昨日申し上げましたが45歳以下の方に対して、家賃の2分の1を上限に月額1万円、そして中学生以下のお子さんがいる場合には、1人につき5,000円、これの家賃補助も3年間実施をしており、町営住宅だけでなく、民間アパートへの入居促進につながる、そういった対応もさせていただいております。引き続き若い世代、子育て世代の方々からこの大江町を選んでいただけるような取組に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

町長、そのとおりです。

今町長から説明あったことでほぼ回答になっておりますけれども、ただ、やはり若い人のために補助はしているということはありますけれども、やはりそこは、来て、話を聞いて、初めて補助があるとかそういうものが分かるということであると思います。やっぱりその辺のところのPRというのは、これまで以上にやっていただきたい。

やはり大江町に来る、本当はどこに行くにしても、1つは、まず住むところ。あとは子どもがいる世帯と言えば学校、あとは病院、そういうものというのは、やはり移住・定住に関しては最低限度必要なものにはなってくるんじゃないかと思っています。

その中のやはり住むところ。まずは町に来ました。どこかありますか。町営の住宅があります。例えば特定の賃貸住宅がこういうのが一戸建てであります。そういうのを見たときに、これだったらここに住んでみたいとか、そういうふうに思われるような、そういうふうな環境をつくっておくということもやはり必要ではないかと。

最近大分、住宅のリフォームとかアパートの、町長は20年ぐらいとかたっていないというかもしれないけれども、やっぱり自分の家でなくて、借りている人が使うわけですから、やはりそじるというか、そういうところもそれなりには出てきていると思います。そういうようなものを見ながら、やはりしてもらおう。あとは、外回りなんかも見て、やはりいいなと思うときと、やはり20年だと言うかもしれないけれども、それなりに古さも見える、傷んでいるのも見えれば、やはり借りようとする方がどういうふうに判断するか。そういうようなところで、私なりの考えとして、そういうふうになくなったときであれば、家賃を少し下げるとか、そういうことができればいいかなと思っただけの質問でした。

その中で、それはやはりできないと。できないのであればということで、こういうふうなことで、若い人の世代に関しては、こういうような支援もしているということのお話を聞き

ましたので、言おうとしたことが言えなくなりましたが、そういうことで、これまで以上に町のほうに若い人たちから来てもらえるような、やっぱりそういうふうな様々な整備をしていただきたいなど。お金を出すだけでなく、お金を出さなくても来ていただけるようなことを、何とか我々も一緒になって町のほうと考えていかないと、やはり大江町というのも、もうあと何年かで消滅するんじゃないかと言われぬように、やっぱりしっかりとしたまちづくりを今後も考えていかなければなりませんので、様々な問題はあると思いますが、一緒になって何とかクリアできるように頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで関野幸一君の一般質問を終わります。

午後 1 時 45 分まで休憩します。

休憩 午後 1 時 3 2 分

再開 午後 1 時 4 5 分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（宇津江雅人君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

9 番、伊藤慎一郎君。

○9 番（伊藤慎一郎君） 9 番、伊藤慎一郎です。

今年の田植も終わりに近づいて、水田の青さが日増しに濃くなってまいります。新聞報道によりますと、米の需要が急速に高まっていて、取引価格も上向き、消費減少が続いてきた米を巡る環境に変化が起きていると報道がありました。また、6 月 5 日の新聞報道では、米の民間在庫が 180 万トン、例年よりは 100 万トン少ないと報道なさっておりました。米は歴史的に見ても、買占めや登記の対象になった時代もありました。特に米は市場原理だけでなく食料の需給率を高めるためにも、行政、国のでこ入れが必要と考える次第です。昔ならば、田植が終わると青高いに入る時期でもあります。前払金、手付金などがそうです。

それでは、通告に従って質問に入りたいと思います。

大山自然公園の今後の運営についてであります。

大山自然公園は、ふるさと水と土のふれあい事業を取り入れながら、麻積水林館や、藤田から麻績の4堤を抜けて大山までの農道整備などがかなりの事業を行ったと記憶しております。

麻績の4堤には遊歩道などをレークサイド公園として作り、今でもかなりの人たちがハイキングコースとして利用しているようであります。

大山自然公園は、当初5ヘクタールほどを買い占めたのが、今ではそれ以上あるかと思えます。富沢地区の共有林を借地しているところを入れるともっとあるかと思えます。面積が広くて管理も大変だろうと思いますが、これからの管理の在り方について質問します。

公園に登り上げた道路から西側にいろいろな樹木を植栽してありますが、現在は野放しの状態で、山なのか公園なのか分かりません。今では人も入れない状態で見苦しく感じられます。借地している山には遊歩道はありますが、肝心の町所有のほうの西側は野放し状態で何とかならないかと思えます。これからの管理をどうするかお聞きいたします。

当時そこには木が一本も生えておりませんでした。西側には荻野堂屋敷地区、本郷方面、そして月山、朝日連峰と眺めのよいところでした。そこにいろいろな樹木を植えたのです。どのような樹木をどのくらい植えられたのか、手入れしなくてもいいのか、もう少し手入れをしてはと思いますが、町長の考えを伺います。

スーパー農道から大山自然公園に上っていく交差点には、すばらしいレークサイド小見地区案内の看板があります。その駐車場に車が入りやすいように整備できないかを伺います。整備がなっていないので、車道に車を止めて見ている方もいるようです。車の出入りしやすいように整備すべきと考えますが、いかがでしょうか。

道の駅おおえが整備され、何かこの辺に景勝地がないかと考えながら、道の駅から藤田堂屋敷線を通り大山自然公園までの車の流れが出てくるかと思えます。そのためにも、諏訪道中山線は、現在庄内から来る車、真つすぐに大山自然公園に上ってきます。そして、富沢で国道287号線に下りていくようです。このルートが大変なので藤田堂屋敷線が整備され完成しますと、庄内から長井方面に行く車が左沢高等学校のほうに流れが出てくるのではないかと思います。藤田堂屋敷線の整備完成が待たれます。このように道の駅ができ道路が整備されますと、地域の活性化が図られます。ぜひ前向きな回答をお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 伊藤議員の大山自然公園の今後の管理運営について、このご質問にお答えをさせていただきます。

平成7年にオープンした大山自然公園であります。ヒメサユリの群生地となっているほか、月山・朝日山系の山々を眺望できる展望塔に加え、コテージやキャンプ場、そして広大な芝生広場を有し、老若男女問わず楽しめる施設として、町内外多くの方からご利用をいただいております。

また、先月22日から31日まで開催いたしました大山自然公園ユリまつり、これでも観光物産協会でのカウントした人数といたしまして、県内外から3,869人、実際はもっと多くの方にご来場いただいたと思います。

このユリまつりでは、大山自然公園を訪れた方が、リピーターとして、今後コテージやキャンプ場をご利用いただけるように、利用者の拡大につなげてまいりたいと考えておりますし、実際、受付のところでお客様にお声がけをしながらお話をすると、何度も来ている、毎年来ているんだ、そんな声を多く聞いているところであります。

大山自然公園は、現在、公園の施設管理や情報発信などは指定管理者へ委託をしており、産業振興公社が担っておりますが、大規模な施設の修繕や公園内の樹木の管理などは、これまでも町が直接計画的に実施をしてきており、今後も一層のサービス向上に向け、町と指定管理者が一体となって創意工夫をしながら施設運営に取り組んでまいります。

ご質問いただいた公園西側斜面の樹木についてであります。この一帯は保安林区域に指定されており、その中でも保健保安林という指定がされており、森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能など、公衆の保健、衛生に貢献する役割を果たさなければならない保安林であります。

現在、議員がおっしゃられたとおり、手入れが万全に行き届いているかと言われますと、そうとも言い切れない部分があるのも事実であります。一方で、立木の伐採や土地の形質の変更などは、保安林であるがゆえ、様々な制限もございます。そのため自由に伐採することはできませんが、手続として、県知事の許可が必要であること、そして森林組合などとも協議をしながら、大山自然公園の年次整備計画の中で計画的に間伐や下刈りなどの施業を今後検討していかなければならないのではないかと、今回の質問を受けて感じたところです。

レークサイド小見は県営事業のふるさと水と土ふれあい事業により、堤や麻績水林館などを中心に整備された一帯のエリアの総称で、平成11年に完成をしております。既に二十数年

経過していることから老朽化した施設は計画的に改修しており、レークサイド小見の案内図の看板も令和4年度にリニューアルをしてきたところです。

その看板のある場所、町道からの大山自然公園の入り口の部分であります。ふるさと水と土ふれあい事業でベンチなども設置したポケットパークとして設営されて活用してきたものであります。

伊藤議員からお話のありましたとおり、車道に車を止め、車から降りて看板をご覧になっている方もおられるようです。交差点と隣接していることから通行する車もあり、危険を回避するためにも駐車場の利用を推進していきたいと思います。

現在、駐車スペースには駐車場の表示がないことや進入路が狭い状況もありまして、表示看板の設置、進入路の拡幅などの対応も検討しなければならないのかなと感じております。

今年の10月には道の駅おおえがリニューアルオープンし、町道藤田堂屋敷線の拡幅箇所も来年には町道諏訪堂中山線までの区間が完成をします。そうなれば道の駅から大山自然公園や町内の観光地への誘導もスムーズになると思います。近隣地域はもとより町内全体の活性化に伝わるよう取り組んでいかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

西側の植栽したところなんですけれども、あそこ元、牧野だったんですよ。私たち共有地だったんですから。そこに公園と一緒に樹木を栽培して保安林にしたのかなと俺も今考えているんですけれども。今問題になっているのは、やっぱり動物と人間のすみ分けが出ていないから、山の状態でおくのは、やっぱりいかがなものか。ましてこういうようだと。

今いろいろ言われるように、去年もあそこの地区に熊が出ました。それで、山に餌がなくなったから熊が下りてきたんだなんて一応ありますけれども、今現在はどこまで動物が行って、人間の区域なのか境がないと。だからすみ分けができていないから問題なんだということなんで、そんな意味からも、あそこの下が見えるような何か手入れできないものかと考えております。だから、保安林ということは、富沢のほうもあそこ全部保安林なんですけれども、水源地ということでなかなか厳しい制約があるようなんですけれども、そういう意味からしても、やっぱり植栽した公園内の樹木というか、それをある程度管理しないと、イノシシ、熊とのすみ分けができないという結果にもなるんじゃないかなと思います。

それで、コテージにキツツキの穴がいっぱいあいています。あれもキツツキの縄張なんで

す。俺の縄張だよと戦うんだそうです。キツツキの仲間には、今あそこにいるキツツキはアカゲラ、アオゲラあるいはコゲラと3種類のキツツキがおりますけれども、自分の縄張でただいる。そして穴をあけると。そういう格好なので、それをやっぱり人間が入っていった山だからかなとある程度俺もしているんですけれども、私、子供会の役員なんかしたときに、巣箱を作りました。ですから、前も言ったんですけれども、やっぱり大山自然公園にもフクロウの巣箱とかいろんな巣箱を作るのも、恩返しではないけれども、一つの方法かなと思いますのでお願いしたいと思います。

それで、先ほども町長からありましたように、ユリまつりには3,800人、4,000人ほど来たということで、私もちょうど田植時期なものですから、車を眺めています。本当にこれ、数珠つなぎじゃないけれども、仙台ナンバー、宮城ナンバーがかなり上ったようだと眺めておりました。ですから、やっぱり道の駅ができるということ、また流れも大きく変わって、ちょっと行ける場所でもあるしということで。だから必要かなと思います。

あとシーズン中に、電牧もなんかあるようですけれども、やっぱりスピーカーとかある程度、遊歩道内に音を流すというのも一つの例えば方法かなと思いますので、シーズン中には音楽を流すとかして、ある程度人間と動物のすみ分けなども考えておりますので、いいんじゃないかなと思います。

電気柵は、効果はあるんですけれども、管理が大変なんです。もう1週間もすると草がおがってきて、漏電しちゃって機能がなくなるということで、電気柵なんて簡単に言うけれども、あれ、管理が一番大変なんです。だから、それもいいかもしれませんが、スピーカーとか音を鳴らすのも一つの方法かなと思います。

あと、ヒメサユリも、最初はあそこ、大山自然公園は土地改良区の事業としてやったわけで、当分の間、何年ぐらいだろうな、小見土地改良区、富沢、藤田、あと12区、その土地改良区の役員とかその関係者が管理を頼まれてやった経緯があります。いつの間にか、断られたせいか、町のほうに移管したみたいな格好になっていますけれども、土地改良区事業で水と緑やっていますので、そんな関係で手入れして、ヒメサユリも植栽したんです。この前も申しあげましたけれども、ヒメサユリは前、自生していたんです。だけれども、あんなに自生しておりません、山の中には。ただ道路の端のほうにヒメサユリが出ているなという感じだったんです。それに人的にあれを植えたんですけれども、かなり見事で、私も朝早く誰も来ないうちに見てきますけれども、すばらしく咲いて、今言ったように、かなり大勢でにぎわったということなんです。

それからもう一つ、大山自然公園は朝日山系の植物が結構あるんですね。恐らく町長も分かると思いますが、朝日に行きますとドウダンツツジがあります、すばらしいドウダンツツジ。あれがああの山に自生しているんです、大山に。だから、よく言われました。大山は朝日山系の木がかなり自生している大事なところなんだよなんていうことを聞いておりましたので、大分盗まれてなくなったようですけども、ドウダンツツジはすばらしいので、あとヤマボウシとか、アメリカハナミズキではなくて日本のハナミズキでヤマボウシなどもありました。

そんな関係で、やっぱり公園、今からだんだん人が多く入るとなれば、やっぱりそういったように、せめてあの下が見えるような、下枝ぐらい払えるような何かできないものか。前は、ずっとぐるっと回れる道路もあったと思ったんですけども、ちょっと分からないんですけども、そんな関係もちっと少し手入れをお願いしたいと思いますので、ちょっとそれだけ再度質問いたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 最後の部分で、下が見えるようにできないものかというふうなことで、先ほど申し上げましたように、保健保安林というふうな中で、どの程度どんなことができるかというのは、これをきっかけに協議をしながら考えてまいりたいというふうに思いますが、もちろん大きくは伐採できないと思います。間伐とかそういうふうな程度なのかもしれないので、その辺のところはちょっと協議をしながら進めて考えていくというふうなことになるかと思っています。

なので、下が丸々見えるような、前は牧野だったというふうなことなので、牧野と言えば牧草が生えているというような状況でありますので、樹木は多分なかったというふうなことなんでしょうけれども、そういう形にはできないかと思ひますし、大山自然公園を整備してきたときに、やっぱり自然公園として木を植栽したり、整備をしたりというふうな中で、あそこの部分については、木を植栽して、そして保健保安林として管理をしていくというふうなことで全体計画をまとめてきたのが今の形なのかなというふうに推測をしております。

それから、ヒメサユリのことがありましたが、ヒメサユリ、もちろん伊藤議員も地元民としていろいろ関わってきて、先ほどお話あったようなことだというふうに思ひます。

案内所のほうにいますと、いろんな方からいろんな質問がガイドの方、そして受付の方にあるそうですが、自生していたんですかというふうなことを聞かれるようでありますが、いや、地元の人と一緒に6万株植えたんですというふうな、ああそうなんですかと。もちろん

以前は自生があったというふうなことです、これだけのものになったのは球根の植栽を進めてきたのだと。ただ、球根の植栽は、もう数年前にやめておりまして、昔植えて育ったユリが種を落とし、それから五、六年たって、また花を咲かせるという自然の循環の中に今は溶け込んできているというふうな形で、今ユリが咲いているんだというようなことを説明しているようでございますので、これからも大切にしていきたいと思ひますし、管理の部分について、ユリまつりの際も、先ほど言われた土地改良事業でやってきたというふうなことなども含めて、改良区なり、商工会なり、観光物産協会、そして地元の区長さん、そういった方々がユリまつりのための駐車場の整備なども行っていたんですが、なかなかお手伝いしていくには厳しい状況があるというふうなことで、近年では、もう観光物産協会さん、ボランティアガイドさん、それから町の職員、そういった方々で、駐車場整備も含め、案内業務も含めて運営してきているというのが実態でございます。

ただ、以前のような物すごい混雑というふうなものはなくなったと思いますが、そんな中で、今、協力しながら管理をさせていただいている実態だというふうなこと。

それから、音を流してはどうかというふうな話があったんですが、それも一つの方法だというふうに思ひますが、逆にこんな意見もあったなというふうに思ひ出したんですが、自然の中の声のさえずりが聞こえるようなことだから自然公園なのではないかと。逆に音楽を流したりとかすると、そういうのを好んで来る方にとっては邪魔な音になるというふうな、そんな意見も、以前音を流していた時代に言われた経験もあります。できれば、自然な形で楽しんでもらうのがいいのかなと。イベント時などについては、多少そういうふうなことがあってもいいのかなというふうには思ひますけれども、そんなことで、どこにバランスを取っていくかというふうな判断かと思ひますし、大山自然公園の電気柵の部分についても、道路の沿道などに設置するだけの資材は大山自然公園の管理棟のところにあるんです。ただ、安全管理上、あまり使用しないほうがいいのかなというふうなことなどもあって、そして、最近あまり、イノシシが直接的に球根を掘り起こすというふうな事態もあまりないので、設置をせずに今ご覧いただいているという状況があるというふうなことであります。

キツツキとか巣箱の話もありましたが、その部分についても面白い取組だというふうには思ひますので、人工的にそれを作るのがいいのか、設置することについてどうなのかというふうなことも、専門家の意見なども聞きながら、一つの大山の名物といいますか、売りになることであれば、そういったことも面白いような取組ではないかというふうに思ひっております。

ちょっと感想めいたことも含めて申し上げましたが、そんなことで、大山自然公園全体のこれからの観光地もしくは来訪者を確保していくというふうなことでは頑張っただけでまいりたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

町長、音にも癒しの音からやかましい音からいろいろありますので、バックグラウンドミュージックもありますので、ただ単純に私考えたんですけども、音には弱いそうですね、熊は。静かだとかえって熊が出てくるから、だから例えばシーズン中とか、昼間だけとか、そういう形でも方法は、夜中流すんじゃないくて、それも方法かなと。また検討課題としてお願いしたいと思います。

やっぱり、確かに保安林だからいじくられないという理屈も分かりますけれども、あのまま構わないでいくと、藤とか葛が絡んで、雪で皆折れますよ、山。木自体が駄目になる。そんなことも考えて、それなりの手が少し入らないと、それこそ格好悪くなると、そういう考えで私は見えています。だから、藤づる、葛づるなんか登らないように、ぜひ、ある程度の手入れも必要かなと思います。

あともう一つ、レークサイド公園のことで申し上げたいんですが、あそこにヒメビシ、これは絶滅危惧種、3 堤に、小見の堤にあります。これを3 堤で改修工事のときに一旦取られたんだ。そして、下の沼に下ろして、今持ってきたというけれども、残ったやつが生きているみたいな格好で、少ししか生きていないんだ、あそこでは。ヒメビシ、これは新聞報道にもなりましたし、絶滅危惧種で珍しいヒシの仲間だということで。それなども沼に今生えています。それが工事など何にもしていないみたいだなと思いますので。

ああいったヒシ類なんか、水草なんか生えますと、いろんな植物、動物が出てきます。皆さんに申し上げたいんですが、スーパー農道上ってきますと、上り口に水林という沼があります。そこに、チョウトンボというすばらしいきれいなトンボが今から発生します。恐らく皆さんも分からないと思いますけれども、すばらしいきれいなトンボで、見てください。これは蝶のようにひらひら飛んで、紫のトンボですから。

だから、今言ったように、例えばヒメビシとかチョウトンボとか、そういうような動植物を、いろいろな看板でもあそこの案内図の中に描いて、やまさあーべの館長さんにでも手伝わってもらって、この辺にはこういう動物がおりますよとか、こういう植物がありますよとか、そっちもレークサイドを盛り上げるための一つの方法かなと思います。

前はあそこにシラサギソウとか珍しい草ばかり生えていたんだけど、道路ができて、それも今は見えなくなりましたけれども、そんな関係で、あその案内所辺りにそういう看板を立てるのもいいかと思いますが、そういう考えどうでしょうか、町長、お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 大変アイデアとしてはいいのかなというふうに思いますが、それだけ貴重なものがあるというふうなことを表示することによって、逆のことが起きる。つまり採取もしくはいたずら、そんなことも心配されるのではないかなというふうに思いながら話を聞いておりました。

私もちょうと、ヒメビシの話は恐らく以前にも議員のほうからこの場で質問をいただいたような気がしますので頭の中にありますが、その辺のことも考慮しながら、看板に描く描かないは別にしても、紹介として大山自然公園にいらっしゃった方々に、そういった貴重なものも存在しているんだよというふうなことを紹介するようなことの活動ができればいいのかなというふうに思います。やっぱりいつも人がいない、もちろん人がいないのでそういう貴重な動植物がいるというふうなことでありますので、その辺のとのいいところ、悪いところがあるのではないかなというふうなことでございます。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） やっぱり町長も、ああ言えばこう言うといういろいろ話返ってきますけれども、やっぱりこの前のハッチョウトンボで質問しまして、ある人から言われましたけれども、どこにあるんだ、どこにいるんだと言われて、行っていいか悪いかもいろいろあって、ハッチョウトンボはもう大江町に1か所しかおりませんので、だから、場所もあまり教えたくないんですけれども、でも、このままでいいのかということもあるんですね。だから、このままおいていいのか、それとも逆に、どの程度まで教えて、例えば教育委員長あたりに小学校の勉強のために、大江町にこういった珍しいトンボがおりますとか、そういう方法も一つの教育の方針かなと思いますので、ぜひそちらのほうに向けて、いい意味での大江町にいる動植物関係などを知ってもらいと思います。

さっき言いましたように、ぜひ、藤田堂屋敷線は早く完成させて、あの流れが大山自然公園に流れが変わってくると思います。そして、見ていると庄内から来る車があの山上っていくんだよ、大型10トン車、11トン車で、平牧の豚つけた車から、朝から晩まで結構。けれども、上っていくのはいいけれども、あその富沢のヘアピンカーブを下りるのが大変で、堂屋敷線が大幅に整備されますと、恐らくこういう流れになるんでないかなと思いますので、

ぜひお願いしたいと思います。

まず、今日はこのくらいで、ぜひ動植物の関係をまた次も説明したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（宇津江雅人君） これで伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして本日の議事日程は全て終了しました。

週明け10日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時19分

令和6年第2回大江町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年6月10日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問（3名）

6番 櫻井和彦

○ 大江町が町であるために

2番 廣野秀樹

○ 大江町犯罪被害者等支援条例制度制定に関する質問

4番 菊地邦弘

○ 新道の駅運営計画と効果の捉え方と柏陵エリア整備を問う

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

◇ 櫻井和彦君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） おはようございます。

6 番、櫻井和彦です。

今朝、役場に来る前にぼつぼつと雨が降っておりました。ウェザーニュースによりますと、山形の梅雨入りは、平年より若干遅れ、6月15日から19日の間ぐらいではないかと、また、梅雨明けは7月28日頃ではないかと発表されております。予報なので少しずれがあるかもしれませんが、梅雨は必ずやってきます。

この時期、食中毒の被害とかあるので、皆さん注意していきましょう。また、降水量が多いと水害のおそれも出ますので、そこら辺もいろいろ考えなければなりません。

さて、通告に従って一般質問を行います。

題名は、大江町が町であるために。大江町です。

私は、平成のときに沖縄県から山形市に転勤となり、自分自身が生をうけたこの大江町に居住するため、この町に住民票を異動したとき、大江町は1万人を優に超える1万1,000人ほどの人口でありました。令和となった現在、大江町の人口は7,000人台で、さらに減少をし続けております。

現在、大江町は、市町村の区分として、町としての名称を使用しておりますが、本当にこのまま町という名称を使用し続けていくことができるのか不安に感じております。

町の定義として、町は、地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体、都道府県及び市以外のものと記されております。町は、地方自治法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を備えておかねばならないとあり、また、その要件に関する条例、山形県では、昭和28年12月28日条例第44号で細部が規定されております。細部については後ほど述べます。

少子・高齢化、出生者数が激減し、さらに町外への人口流出が止まらない状況で一体私たちは何ができるのでしょうか。とにかくやれることをやり始めないと手後れになってしまう感があります。手後れどころか危機的状況にあると私は感じております。

松田町長が初当選した1期目は、水害とコロナ対策に翻弄され続けた波乱の4年間であったと感じます。ある程度収束した2期目には、町民のために何かやってくれるのではと町民が期待を込めて見つめていることでしょう。

町が町であり続けるためには、まず人口の確保です。山形県の地方自治法第8条第2項の規定による町としての要件に関する条例、昭和28年12月28日条例第44号で細部が規定されております。それは、山形県では町として人口8,000人を有していなければならないと規定されているのです。

今朝、税務町民課の２番カウンター横に表示されていた大江町の人口は7,177名でした。町としては8,000人以上を有していなければならないという規定に対して7,177名です。県で町として規定している人口8,000人をはるかに下回っております。

ちなみに、６年５月末現在で大江町は2,808世帯、男性が3,617名、女性が3,560名、合計7,177名です。

この危機的な状況で、松田町長は腹案としていろんなアイデアを考えていることでしょう。住宅団地、その他いろいろ言っています。それに加えて私は２つの案を提示します。

一つ、独身、未婚に限定しない、年齢も限定しない、の町民の方々に出会いのチャンスをつくってあげる。そして、結婚に結びつけ、この町に住んでいただく。

私の知り合いの方々が次々この町から離れていきます。主に関東地方から田舎暮らしに憧れて移住してきた人たちですが、50歳ぐらいならまだ体力もあり続けていたのですが、70歳を過ぎたあたりからは、冬場の雪との格闘、交通機関の不便さ、町内にスーパーが１軒もなく、自家用車を所有していないと日常の買物さえするのが困難などなど、安心した日常生活を送るのに不安があるというのが主な理由です。せっかく夢を持ち、新築の住宅も設定して、安住の地としてこの大江町を選んでいただいたのに非常に残念なことです。

片方の方でも兩名でも、もともとこの町に住んでいたたり、少しでも関わりがあれば、この町の生活になじむのは早いし、大江町に住むのにも不安は少ないのではないのでしょうか。

住宅団地を造成し町外からの人々を呼び込むのも大事です。非常にいいことです。と同時に、町内からの人口流出を抑制するために、町内の独身の方々に町内に住んでいただく期待ができるように、町がイベントや出会うための方策を考えてみてはいかがでしょうか。

現在、世の中には、マッチングアプリというものがあります。その中には、結構怪しげなものや、詐欺や様々なものまであふれております。山形県では、独自にA I マッチングシステム、A i やまがたというものを作成しております。入会登録料は1万円、登録すると2年間有効、結婚に結びついた場合には自動的に退会となり、その退会時に入会登録料1万は返金されない。また、有効期間を過ぎた場合にも返金されない。継続を希望する場合には、改めて登録手続きをしなければならない。しかし、これなどは、登録の審査もある程度厳しく、また、県が企画しているので比較的安心できるものかもしれません。

ただし、問題は、これで結婚に結びついて大江町の人口増加が増えるのか減るのか分からないのです。大江町独自のマッチングシステムを作成して運用すれば一番よいのですが、それは町長の考え次第でしょう。

県のシステムでやる場合、新規の入会登録料1万円を全額補助してあげる、結婚に結びついて大江町に住民票が入ったら結婚祝い金を贈呈する、期限付で住宅補助をするとか、大江町に住んでくれた際の付加となるメリットを打ち出すことが大切だと思います。と同時に、昔のように町内に仲人さんが入ってお見合いをする機会が少なくなっている状況で、町内の独身者を仲人して結婚に結びつけることができたなら、報奨金、インセンティブのようなものを進呈する、そういう大江町独自の方策などもしてはどうかと考えます。松田町長、いかがでしょうか。

壇上からの質問はこれで終わります。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井議員に申し上げます。

一問一答方式ということですので、次の地域おこし協力隊の増員につきましても、併せてお願いしたいと思います。

○6番（櫻井和彦君） はい。

地域おこし協力隊の増員、これも含めて大江町の人口増加につながるものです。

地域おこし協力隊の方々には、知らない町でのいろいろ、ほかの人たちには見えない様々な努力を重ねて活動されていることには、日頃から感謝しております。この町で生まれてこの町で育った人が感じない見方や考え方をもって大江町の将来や発展に寄与していただいております。

地域おこし協力隊の活動には、限定された活動期間があり、たとえその期間内に花が咲かなかったりする場合があっても、地域おこし協力隊の方々のまいてくれた種がいつか将来つぼみとなってくれると信じております。

さて、振り返ってみますと、地域おこし協力隊の方々が任期を終えてもこの大江町に残ってくださったり、無事結婚に結びついて、大江町の住民となってくさったりの事例も見られます。確率としては結構高いのではないのでしょうか。

そこで、私は、現在の協力隊員5名にプラスして大幅な増員をすることを提案いたします。

協力隊員が独自に目標設定するのもよいのですが、その人たちとは別個に、役場の新規プラン、イベント要員、先ほど申した提案1の独身者たちの出会うきっかけとなるイベント企画、運営、実行など、役場職員が手の回らない配置や職務などの業務、そして今回、左沢線に特化したPRや普及活動の要員としての協力隊員募集のような形で複数名を新規に募集して増員する。

優秀な方々で、もし希望する方がいれば役場の採用試験を受けていただき、本格的に大江

町の戦力として力を発揮していただく。実際に地域おこし協力隊として活動している状況を見れば、採用試験の面接試験よりは、確実にその方が適正か否かを判断できるものと考えます。過去の事例からして、結果的に地域おこし協力隊時期以上の成果が上がっていくのではないのでしょうか。

これらのことを踏まえて、町長の考えをお伺いしたい。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、櫻井議員からご質問がありました大江町が町であるために、これについてお答えをしていきたいというふうに思います。

この議会を通して、やっぱり少子化の問題、人口減少の問題、何人かの議員さんからそのようなことを危惧されている中身のご質問をいただいておりますが、改めてちょっとこのことに関して、全国的な婚姻などの状況もちょうと数字がありましたので、お話しさせていただきますと、コロナウイルス感染症というパンデミックが起きた全国における2020年度、これの婚姻件数は、対前年比なので、コロナが起きる前とコロナが起きた後の数字であります。87.7%というふうなことで、1割以上が減ったというふうなデータになっているようがあります。

感染症法上の位置づけがいわゆる5類に移行した後も、婚姻数はコロナ禍前に回復するには至っていないという現状があり、冠婚葬祭をはじめ、人と人が出会う場合はコロナ禍前と形を変えている、そして、改めてコロナウイルス感染症が人々の暮らしに与えた影響の大きさを感じざるを得ない、そんな現在の状況ではないかと思います。そして、この影響もあつたと思いますが、婚姻率にとどまらず、全国の出生者の数も2022年に過去最低を記録したという数字があります。

大江町でも同様の状況があり、2022年度の婚姻数は12組でした。そして、昨年度、これはやや回復したものの14組という数字です。出生者の数につきましても、昨年度は12名というふうなことで、何度かこの一般質問の中でもお話が出ている数字ですが、これも過去最低という残念な状況になっているということでもあります。

町では、これまでも県と連携して、国の制度を活用しながら様々な対策を講じてきたのはご存じのとおりです。町独自の取組として、婚活コーディネーターの設置や相談会の実施、

そして一昨年には、国の補助を受けてアウトドアプログラムを組み込んだイベントなども開催してきました。参加した方々からの評価は高く、これを機に出会った方が1組、成婚に至ったということがありました。

ただ、残念ながら、町内からの参加者ではなかったというふうなことが少し残念であります。これが意味することとして、参加する側からしてみれば、地元でのイベントにはなかなか参加しにくい側面があるのではないかと思います。それがゆえに、他の市町村を含めた広域的な連携の中での取組のほうが効率的で、規模も出会いの数も大きくなるのではないかと、参加者もむしろそういった環境の中での出会いを希望しているのではないかとこのように思います。

県と村山地域内の市町村が連携して開催する村山広域婚活事業には、大江町も参加をしております。蔵王を舞台にしたトレッキング、そば打ち体験、バーチャルリアリティのゲームなど、今の時代に合った多様な趣味嗜好を取り入れたイベントの内容のようであり、参加者も多いようで好評なようです。町でも婚活コーディネーターを通じて相談いただいている方への参加の呼びかけ、こういったことを小まめに行ってきました。

また、質問の中にもありました県の事業であるA iナビやまがた、これに登録した際の補助の話がありましたが、1万円の登録料金全額補助を5年度から町では実施をしており、そのほかにもお話のありました新婚世帯向けの家賃補助、29歳以下の場合は上限60万、45歳以下の場合は30万という基準で家賃補助や、引っ越し費用、リフォーム費用などへの補助などに使っていただいています。そして、仲人さんのお話が質問の中でありましたが、婚活のコーディネーターさんへの報酬、これは成功報酬というふうな形で10万円の報酬、これも制度化をしておりますし、様々な角度からきめ細やかな支援体制をこれまでも整えてきてあります。

しかしながら、なかなか結果として結びついていない実態は否定ができませんので、時代に合った当事者の視点の結婚支援の在り方はどうあるべきか、また、どのような支援を当該人の方々は望んでいるのか、今年度、町のほうで予定をしているおおえぐらし町民対話、これを機会に、若い方々の本音も探りながら、新たな取組も含めて今後につなげていければと考えているところです。

次に、地域おこし協力隊についてお答えいたしますが、このご質問については、一般質問の中で土田議員のほうからもありましたので、重なるところもございますので、その辺ご了承いただきたいと思います。

地域おこし協力隊を増員してはどうかというご提案であります。これまでの地域おこし協力隊の活動にこういった意見をいただくというふうなことは、理解をいただいている、ましてや高い評価をいただいているものだありがたいと受け止めさせていただきます。

現在の大江町の制度は、隊員自身のやりたいことをやるフリーなミッションでなく、あらかじめ分野や課題を設定するミッション型で実施をしております。これまで募集してきた中で反応がよいのは、やることが明確で活動期間に何らかのスキルを身につけることができる、また、任期満了後においても次の職業につながるようなミッション、こういったことが参加される方々にとっては大事なようであります。

そのときの町の課題と合致するかにもよりますが、行政の視点にとらわれない柔軟な感覚での活動は、町に活気をもたらし、今後のまちづくり、これにも必ず必要になりますので、引き続き協力隊は積極的に配置していきたいと考えています。

現在、左沢線活性化と空き家の活用、これに向けた隊員を2名募集中でありますので、周知、PR、そして紹介など、皆様方にもご協力をお願いしたいと思います。

なお、県内においても、協力隊の任期満了後も残って市町村職員として活躍している事例があります。これも移住・定住の一つの形ではないかと思えます。町としても即戦力となり得るものなので歓迎すべきことだとも思えます。

本人の希望があれば町職員への挑戦も可能ですし、協力隊のスキルが町職員として役立つことは言うまでもありません。ただ、これまでの事例の中では、市町村職員になるとすれば、業務の中身も大きく変わってきますし、制約もいろいろと生じてきます。それにこれまでの地域おこし協力隊としてやってきたこととの壁、変化、そういったものから魅力を感じない場合が多かったとも感じています。ぜひ協力隊員がこうした町への採用試験などを受けたいような、活気と魅力あふれるまちづくりや良好な職場環境を構築できるように町としても努めてまいりたい、そう思っております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 婚活ですね、広域化でやるというのもすばらしいことなんですが、なかなか町独自にはできないかもしれないけれども、町で起こしたイベントに参加してもらえない、しにくいというところにも結構問題があると思うんですね。

現在、県が定めた8,000人という数をはるかに割り込んだ7,177名、大江町の今までの経緯を見ると、1986年に左沢村が町制施行して左沢町になって、1954年に本郷村と七軒村が合併

して漆川村が発足して、1959年に左沢町と漆川村が合併して大江町が発足したと。1959年から今のところ町として成っているんですけども、その要件がなかなか基準を下回っているのが現状だけれども、実際には1950年の人口が、1万7,159人がこの町のピークだったんですよね。それから、2015年には8,472名でピーク時の半分以上、1950年から1975年までは毎年人口が200名ずつ減っているんです。80年から2000年まではちょっと鈍化して、毎年50名ずつ減っている。2000年から2015年までは毎年150名ずつ減少して、2017年からは毎年200名ずつ減少している。増えたことはないのだから減っていくことは確実に、今、7,177名、毎年200名ずつ減れば1年後には7,000名を切ってしまうという今日の右肩下がりの状態なんですね。

せっかく大江町が町として存在しているんですけども、実際には、令和2年1月1日に8,007人いたんです。令和2年2月に7,997人として8,000人を割り込んで、今朝時点が、今朝というか5月末現在で7,177名と。

この時期に、ちょうど松田町長が副町長に就任して、令和2年3月6日に町長に就任した時期に、その前後からだだと8,000人を割り込んだんですよ。松田町長は、その時期ということは、自分も議員だった時点で8,000人を割り込んで、議員としても早めに何かできなかったかと。その現象を見て町長はどう考えているかと。要件を満たさない現状で、例えばこのまま減少していったら、町から村に変わるのか。

村としての要件というのは規定されていないんです、町としての要件は8,000人以上、そのほかにもろもろあるんですよ。当該普通地方公共団体の中心の連檐区域内にある戸数が全戸数の5割以上あることとか、商工業その他非農村的業態に従事する者とか、県によっては、病院、診療所、劇場、映画館の施設が設けられていることとか、これは山形県とは合致しないかもしれないですけども、そういう規定があるんですけども、まず人口的に町としての規定を満たさない状況で、ほかの市町村と連携して、結婚してこの町に残らないかもしれない状況よりは、この町に残っていただくような企画を提案して、町民に残っていただくという考えのほうが私はベターだと思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今のお話の中で、私もずきっと感じていましたけれども、改めて感じるのは、令和2年度に私が就任して、そこからの人口減少が大きくなったのではないかなというふうな……

〔「違う、違う、その時期にたまたまなった」と言う人あり〕

○町長（松田清隆君） いやいや、私の町政の運営がどうこうというふうなこともあるでしょ

う。

しかし、そういったことばかりではなくて、やはり一番は、パンデミックのコロナ禍だったというのが大きい。あとは、人口減少、少子化の流れというのは日本全体の傾向としてある中で、その中で大江町でも起きている現象の一つだというふうな捉え方もあると思います。

なかなか日本全国自治体探しても、人口が伸びている、この程度の町村でというふうな町村はなかなかないというふうに思います。それは全国に何か所かは存在しているかというふうには思いますが、それがどういった原因か、それを同じようにやれば同じように増えていくかといったら、これは絶対違うというふうに思いますし、大江町は大江町らしいまちづくり、そして、そういう施策を打ちながら、次につながっていくようなことをしっかりとやっていかなければならない。

そのためには、私も知恵を出さなければならない、議員さん方も知恵を出さなければならない、そして職員も町民も知恵を出しながらやっていくというふうな中で、先ほど申し上げましたけれども、特に若い方がどう思っているのかというふうなところをもっともっと分析をしていきたいというようなことを今年やりたいというふうに思っています。若い方々の正直な意見というふうなものをしっかりと捉えながら、そこをどう改善していけばその部分が解決され、次につながっていくかというふうなことをしっかりとやっていかなければならないのが今年1年間なのかなというふうに感じております。

先ほどから櫻井議員が地方自治法における人口規模の要件のお話をしてありますが、私が調べたところでは、町村合併なりそういったことをしていく上で、もしくは新たに市に格上げになる、町に格上げになるというふうな部分についての一つの基準としては、8,000人なりそのほかの要件があるというふうに思いますが、これは町としての存続の要件ではないというふうに理解しております。理解しているというより、そういうふうな物の本には書いてあるというふうなことです。

つまり、人口が6,000人になったからといって町から村にやらなければならないというふうなことではないということです。もちろん、市も人口規模3万人なり5万人なりを切った時点で、基準から外れるので町にしなければならないというふうに県が勧告するというようなことにはならないというふうなことでありますので、町としてというふうなことでは、恐らく櫻井議員は、その辺の部分をご心配されてのご質問なのかなというふうには思いますので、そのところだけはしっかりと押さえながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） この8,000人というのは山形県でやっているんですけども、人口要件というのは、例えば栃木県だったら1万5,000人、一番少ないところで富山、岡山、兵庫県で3,000人ということがあります。これは条例で一応定められているんで、それを減ったからといって町としての要件を満たさないというよりも、規定されているんで、一応8,000人という数字は出ているということは頭に入れておかなきゃいけないと思います。

すぐに大江町がなくなるかどうかというのは、なくなるんじゃないでしょうね。だって、もう5年、切ってからもう4、5年たっていますからね。だから、いろいろあるんだけど、ただ、コロナでパンデミックが起きて急激に人口が減ったのはあるかもしれないけれども、このまま減り続けていってもいいのかどうかということを言っているんで、婚活のやつを広域的じゃなくて町でやって、なるべく町に残っていただく。

年齢制限があったじゃないですか、住宅の補助、28歳、25歳以下と45歳以下とあったじゃないですか。こういう要件ももうちょっと広げて、例えば45歳以上であっても未婚の方は結構いるんですよね。あと、未婚というのは、一回も結婚していない人じゃなくてということなんです。だから、年齢も、現在独身、独身というのは、未婚、今まで結婚したことがないということじゃなくて、広げてやってみて、なるべくこの大江町の人口の減少を抑えるために要件の緩和をしたほうがいいんじゃないかという考え方なんですけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 年齢の部分については、やはり町の施策として、どこの部分にターゲットを絞ってやっていくかというふうなことでは、私は、移住・定住も含めて、若い世代の方から移住・定住を積極的に来てもらえるような施策を打ちたいという気持ちで、例えばアパートの補助、先週申し上げましたが、45歳以下という一つの基準を設けてありますし、今言った新婚世帯への支援というふうなことでは、29歳以下が40万、そして45歳以下については30万という線を設けさせていただいているというふうなことだと思います。それは確かに同じ婚姻という事象に伴って対する支援策というふうなことではありますが、やっぱり狙うところをポイントを絞ってやっていくというふうなことは、一つ町が取り組むに当たっては必要なことではないかというふうに考えております。

ただ、状況は変わると思います。その辺も含めて、じゃ要件の拡充だったり緩和というふ

うな部分だってないことはないと思いますが、現段階では、今そういった基準を設けながら頑張って取り組んでいこうというふうなところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 壇上から言ったように、今やらなきゃいけないのは、ターゲットを絞ったり要件を絞ったりして集中的にやるのも必要なんですけども、やれることは何でもやらないとこの減少はなかなか抑えられないんじゃないかということなんで、今後いろいろ検討していただいて、もっともっと要件を緩和して、1人でも2人でもこの町に残っていただく、1人でも2人でもここから引っ張れるような形、地域おこしも含めて、5名プラス、今2名と言われているんですけども、もっと上げてもいいんじゃないかと。間違いなく年間200人ずつ人口が少なくなっていく条件で、8,000人じゃなくてもいいんじゃないか、6,000人でも町としてはいいんじゃないかという、そういう状況じゃないと思うんですね。

なるべくがむしゃらにいろんな施策をやっていただいて、町が町である形を維持できるように努力していただきたいと私は思います。これが私の願いであり、いろんな若い人なり高齢者の方も考えている要望なんです。不安がなく、この町に住んでもいいかどうかという形だと思います。そこら辺はいろいろ今後検討していただいた施策をやっていただきたいと思います。

最後に、町長、何かあれば。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 様々質問をいただいたんですが、最後に申し上げたいのは、A iナビやまがたについても、議員の提案のあった部分については、全て現在もやっているというふうなことで、それから婚活コーディネーターさんというような仲人についても、そういった方への支援、報奨というような部分には今取り組んでいるということ、それから新婚世帯への結婚への支援策というふうなことでは、先ほど申し上げた30万、60万の支援制度を持っている、もしくは移住者というふうなことでは、45歳を一つの線引きとして家賃の補助なども行っているということ、こういったことを改めて申し上げさせていただきながら、ぜひまた新たな視点で取り組めるようなことがあれば、そういったこともプラスアルファとして施策として進めていければ、よりよい幅の合った移住・定住、子育て世代の支援というふうなものにつながると思いますので、町民の方々の意見を聞きながら進めてまいりたい、そんな決意を申し上げて答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 町長、ありがとうございました。

いろいろ施策をやっているのは、いろんな資料を見て存じております。それプラス、金額的なアップとか、そういうこともできるように一層の努力をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで櫻井和彦君の一般質問を終わります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 廣 野 秀 樹 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） おはようございます。

2番、廣野秀樹です。

それでは、与えられた時間、一般質問をいたします。

それでは、今回、私の一般質問に関連した記事が5月30日、新聞に掲載しておりましたので、ここで簡単に紹介させていただきます。

活動充実、一人にしない、やまがた被害者支援センター20周年、市町村条例制度にも注力という大きな見出しがありました。内容は、事件や事故の被害にあった当事者とその家族を支える。また、近年は、各市町村での被害者支援条例制度に向け、取組を進めている。相談や支援活動を展開していて、相談件数は20年前と比べ約10倍に増えている。23年度は性被害者に関する相談は高水準にある。一般犯罪と合わせて436件となっている。誰にでも突然事件や事故の被害になってしまう懸念がある。居住する自治体によって、支援内容に差が出る

ことはあってはならない。一日も早く県内全体自治体での条例整備に、同じ水準の支援が受けられるようにしたいとの記事でした。

それでは、通告に従いまして大江町被害者等支援条例制度制定に関する質問をいたします。

犯罪や交通事故に遭われた被害者ご本人やご家族、ご遺族、直接的な被害のみならず、生活上の問題、医療費に関する問題、就労、就学に関する問題など、その後も様々な経済問題のほか、精神的な苦痛を強いられております。

平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法の第3条では、そうした方々、つまり犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるまでに、途切れることなく支援を行うことを基本理念としています。

この法律は、第4条、国は、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する、第5条、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援等に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する、第6条、国民は、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう十分に配慮するとともに、協力するよう努めなければならないなどと制定されております。

犯罪被害者等に寄り添い、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するために、積極的に支援を行っていくべきと考えます。町民に犯罪被害者等が発生した場合、一日でも早く平穏な暮らしを取り戻すために、被害の軽減及び早期回復を図ることを目的とする条例の制定を町として具体的に推進し、早急に進めるべきと考えます。

大江町として犯罪被害者等支援条例を制定することに対する考えについて、町長にお伺いいたします。

壇上からは以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、廣野議員からありました大江町犯罪被害者等支援条例制度制定に関する質問にお答えをしてみたいです。

現在の社会では、犯罪は常に私たちの生活の身近にあり、常に誰もがその被害者になり得る可能性、危険性があります。不幸にして犯罪の被害や交通事故などに巻き込まれたとき、被害者本人はもとより、そのご家族や、場合によっては遺族の方々にとって、被害は直接的な被害にとどまらず、収入の途絶、医療費の負担などによる経済的困窮のほか、警察の捜査や裁判に伴う精神的、時間的な負担、周囲の人々の無理解による配慮に欠ける対応など、

様々な困難に直面されることが少なくないと思います。

そのため、国では、平成16年12月に犯罪被害者等基本法を制定しました。基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、2番目に、犯罪被害者等のための施策は、個人の事情に応じた適切な施策であること、3点目として、犯罪被害者等のための支援は、再び平穏な生活に戻るまでの間、途切れることなく受けることができること、これらを規定し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくことになっております。

また、基本法では、地方自治体の責務として、犯罪被害者等の支援に関しまして、国との適切な役割分担を踏まえながら地域の状況に応じた施策を策定し、実施することを規定しており、県内の自治体においても、犯罪被害者等支援条例、これを制定しながら各種施策を展開している状況のようであります。

なお、犯罪被害者等の支援の具体的な実施に当たって、基本法では各自治体での条例制定を明確に規定しているものではありませんが、法的根拠の明確化、町民や事業者の責務など条例でしか規定できない事項があること、そして持続性、継続性の確保、つまり、安易に改廃されたりしないようなものであること、民主的正当性の確保、これは議会の議決等で決められるものではないか、そして犯罪被害者等に向けての強力な意思表示の観点から、条例制定は支援を推進するためにも必要なことであると考えています。そのため、大江町といたしましても、県内の自治体の状況、これを踏まえながら、今年中に条例を制定すべく今準備を進めているところであります。

なお、県内の状況としては、令和5年度末で県内の22の市町村が策定済みであり、近隣の寒河江西村山管内でも寒河江市と朝日町が制定済みであるというようなことの状況であります。

大江町といたしましては、今年度、条例を制定することにより、犯罪被害者等の心情に寄り添いながら、今後、具体的な施策を実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 私が、もし制定に時間がかかるようだったら、いろいろと責める手段をたくさん準備してきたわけですが、満額回答に近い返答をいただきましたので、以上をもって一般質問を終わってもいいのではあります。時間のほうも大分残っております。

ので、続けさせていただきます。

この法律を受けまして、山形県では、平成22年3月に山形県犯罪被害者等支援条例が制定されております。これは全国で3番目かなというふうに思っております。さらに、本年4月から犯罪被害者等支援事業の一環として犯罪被害者見舞金制度と犯罪被害遺児支援金制度がスタートしております。

今、前向きな回答をいただきましたけれども、その辺、見舞金制度というのもやっぱり町の行政のほうで組み入れていかなきゃならないのかなというふうに思っておりますけれども、先ほど県内の33のうちの22ということで約7割の市町村が制定しておくということもありましたし、今回の6月の定例会におきまして、西川町もたしか上程されているような話が聞いてあります。

それで質問ということではありますが、全国的に犯罪被害者等の支援に関する機運や関心が高まっているところもありまして、近隣の秋田県、宮城県は、全市町村で条例が制定されております。それで、県知事の地元であります我が大江町として、犯罪被害者等が発生した場合に、地方自治体の役割分担として大変重要であると思います。

県の警察、検察、捜査機関や病院への付添いといった直接支援や、国・県への書類の申請、国や県の制度の中には見舞金のための支援制度が設けられておりますけれども、半年以上支給まで時間がかかる、もしくは申請してから受理されるまで半年程度時間がかかることもありまして、被害者の心情に寄り添った近々の日常生活の支援や、保険、医療、福祉サービス、公営住宅の確保など、行政サービスの大半は町が担うべきと考えております。

この条例の制定の意義として思うところは、先ほど町長も答弁の中にありましたけれども、法的根拠の明確化、条例でしか規定できない事項、持続性、継続性の確保、被害者に対する地域社会としての責任などや時代の要請もあるかと思っておりますけれども、ここでもう一度お伺いします、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） ちょっと最後の締めくくりの質問がよく理解できなかったんですが、先ほど答弁させていただいたとおり、今、どちらかというと、やっぱり隙間だった部分への支援というふうな形になるのかなというふうに思っております。そこの部分をいち早く埋めていく、そして、他の事例、今の社会で起こっていること、そのことに対応していくようなものとして、この条例の制定に向けて今やっていくというふうなことを先ほど申し上げたとおりであります。

なかなか、見舞金制度というふうな部分については、課題も多いようなことを聞いております。その部分も整理をして、まずは条例の制定、条例の中で見舞金制度の部分を盛り込むのか盛り込まないのか、盛り込んでいない自治体が多いようであり、条例の中では、先ほど廣野議員からあったように、県のほうでも第1段階、第2段階というふうなことを踏みながら整備に努めているようなことでもありますので、その辺は勉強しながら、まずは条例の制定に向けてしっかりとやっていくというふうなことで進めたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 支援金のことについて話をさせていただきますと、やはりその自治体によって記載する記載しないは自由というか、法的には記載になっておりませんが、先ほど、この新聞等に掲載しておりますけれども、居住する自治体によって支援に差が出てはいけないというところも文言もありますので、やはり近隣の自治体との整合性とかそういうところもありまして、同じ西郡でも、見舞金制度で金額をのせて制定されている地区もあります。それで、後発でありますので、いろんな市町村のいいところを勉強させていただいて、より以上のものをつくれるのではないかなというふうに思っているところでありますけれども、これからそういう作業が始まると思っております。

それでは次に、今年の2月に寒河江警察署において、まだ条例が定まっていない地域、特定しているのかもしれませんが、条例制定に関する説明会に大江町の職員が行かれたと思いますけれども、どの課の方が出席されたのかご存じですか。というのは、総合窓口対応ということで大事なものは、やはりワンストップというところがあるかと思っておりますけれども、大江町としてこれからそれを担う部局名、もしくは健康福祉課福祉係等もありますけれども、担当部局はどのように考えておられるのか、また、来年度、課の編成が大きく変わると聞いておりますけれども、話せる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） この条例を運用していく上で、やはり横のつながりという、いろんな部門に関連が出てくる支援条例だというふうに思っています。なので、今の廣野議員のものにお答えするとすれば、現時点では、今、健康福祉課のほうから担って、この準備を進めてもらっていますが、これから進めていく上で、やはりいろんなことを想定しながらつくっていく、または運用していくというふうなことになりますので、必要に応じて担当者間の打合せ会議、もしくはプロジェクトのような形で作業を進めていく必要があるのかなというふうにも考えております。

それから、機構改革が大きくされるのではないかという、ちょっと少し前のめり過ぎる発言なので、あえて申し上げさせていただきますが、この場所で来年度の機構改革も行うことも含めて検討しているというふうなことは申し上げました。ただ、大規模かどうかというふうな部分は、今、作業を進めている中でありますので、その部分は結果としてどのような形になるかは、さらにそこの整理をしながら検討していかなければならないというふうに思いますし、あとは、全体の職員数、限られた職員数の中であります。そんな中で、やっぱり1人担当というふうなわけにはいきませんので、その辺、組織的なことを考えながらやらなければならないというふうに思います。

専門部署があれば、そこが専門的にやっていけるというふうなことにはなるんですけども、なかなか人的体制としてそういったものが築ける状況に今のところはないのかなというふうに思っておりますので、ただ、新しい条例をつくっていくわけですので、しっかりと議論をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 確かに、やはり今、職員も足りないというか、仕事が大変で足りない状況は承知しておりまして、新たにこういうふうな新しい課というか受付等を設けるに当たって、さらに難しい状況かなというふうに思っておりますけれども、やはり刑事訴訟法というのが改正されて、令和6年2月15日から犯罪被害者の氏名、住所など情報秘匿の制度が始まりました。それらを熟知したり配慮することも必要になってくると思います。やはり犯罪被害者の抱える様々な問題点を、ワンストップ窓口として役割を担ってもらえる人材を有することが重要で、また、そういう人たちを育てることも必要になってくるのかなというふうに思っているところであります。

一番最初の町長のご回答に、答弁に、犯罪被害者への支援等への、具体的に推進するため、今年度中に犯罪被害者等支援条例を制定したいと考えておるというすばらしい回答をいただきましたので、自分のほうの質問は残り少ないというところでありまして、最後に、条例制定に関わる具体的な作業が始まると思いますけれども、今年度中に制定の実現のため、まだまだ勉強不足のところはありますけれども、議員の一人としてしっかり意見や質問を交えながら、県内の35市町村に負けない町民のための条例制定に協力していきたいと思っております。

以上で私……お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 条例の制定については、冒頭申し上げたとおり、今年度中の制定をし、来年の4月1日から施行できるような形で進めることを、今、頭の中では考えております。ただ、課題も多いとすれば、そのスケジュールも変更もあるかもしれませんが、どちらにしてもしっかりと前向きに検討していきたいというふうに思います。

あとは、できればこういった条例の適用になる事例がないほうがいいというふうなことです。日本の社会全体としては、こういった事例があるので、こういった必要性があると、常に隣り合わせの状況にあるというのは先ほど申し上げたとおりですけれども、ただ、やっぱりこういった支援をすることなく、この町が明るい社会として、犯罪のない町、そして犯罪被害者も出ない町、そういったことをやっていくのも一方では大事なことだというふうに思います。

今、人権などで明るい社会づくりの運動などもしていただいておりますので、ぜひぜひこれからもそういった方向と両面使いで進めていきたいというふうに思いますので、皆さんのほうからご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 実は全く同じ意見を持っていまして、この条例が制定されても、これを必要とする町民がこの先50年、100年、誰一人必要としないような安全な安心な町をつかっていくというところで、あまり、一回も使われなかったということのほうが大事なかなというふうに自分も思っております。

それでは、なるべくそういう条例制定に協力をしたいと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで廣野秀樹君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

4 番、菊地邦弘君。

○4 番（菊地邦弘君） 4 番、菊地邦弘です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず冒頭に、先月、本町におきまして痛ましい火災事故が発生いたしました。亡くなられた方々には、ご冥福をお祈りするとともに、哀悼の意を表す次第であります。

災害は、予期せぬときに突如として発生するものです。私たちは、常に災害に備える心構えと初期予防対策に万全しておかなければなりません。一方、行政も災害対応マニュアルの確認や災害に対する住民意識の醸成を推進するなど、突如として起こり得る災害にどのように対応するのか、組織体制の大切さを改めて感じたところであります。

火災報知機や消火器の設置状況、地域防災体制、消防団員の初期出動など、再度検証し、今後の災害に対応すべきであると考えておりますので、災害に強いまちづくりを進めていただきたいと思います。

それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

世界中の人々を震撼させた新型コロナウイルス感染症が感染症法の 5 類に引き下げられ、自粛傾向を余儀なくされた今日のこの頃です。イベントやスポーツ、娯楽観戦など、コロナ前のにぎやかさに戻りつつあると感じております。とりわけ観光業界に至っては、円安のあおりを受け、海外からの旅行者が増え、名立たる観光地はオーバーツーリズム化の様相を呈していると報道各社が取り上げているようです。

さきのゴールデンウィークの来県者は、蔵王、山寺などの各所への入り込み客が顕著で、特に大規模にリニューアルオープンしたチェリーランドさがえには、予想をはるかに超える 27 万人が訪れたという報道がありました。世はまさにコロナから脱出したと言えるでしょう。円安も引き金になり、インバウンドの増加や観光入り込み客の増加が期待されています。

半面、世界情勢をかいま見ると、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルとハマスの抗争、北朝鮮の弾道ミサイルの発射など、世界情勢は混沌として予断を許さない状況にあると危惧しております。

一方、本町の現状を見てみると、補正予算後の一般会計は、67 億 5,000 万に迫る大型予算

となっております。経常収支比率は83.8%と安定しており、基金残高もおおむね順調に推移しているのではないかと理解しているところです。

しかし、最大の課題である超少子・高齢化の進行は依然としてやむことなく、むしろ十数人に止まっている出生者については、緊急に対応する大きな課題であります。また、就業人口の高齢化は、農業就業者に跳ね返り、農地の荒廃・遊休化を惹起させているように思っております。さらに、ここ数年の熊、イノシシ、タヌキなどの農作物被害は顕著であり、農業意欲を減退させることも否めない状況にあると思っております。円安や原油相場の高騰、電気料金をはじめ、あらゆる商品の値上げによる物価高は、暮らしへの圧迫感が強まっているのが現実の姿ではないでしょうか。

急激に進む少子・高齢化の中であって、次世代を担う若者たちに、大江町に住んでみたいと思ってもらえるように、さらなる子育て施策の充実、魅力ある住宅支援策、教育や産業の振興を図っていくべきと思っております。

新年度がスタートし、大型予算を計上した道の駅おおえの改修工事、外観が少しずつ見えてきました。すばらしい施設が柏陵地区に誇らしげにそびえ立つと思います。今秋には待望の新道の駅が完成し、柏陵公園もオープンする計画であると聞き及んでおります。私はこれまで数回、柏陵地区の開発に関連した一般質問を行ってきました。新しい駅舎、すばらしい公園が間もなく完成するに当たり、これまでの質問、質疑を踏まえて、再度、同施設の運営、その効果など次の項目について、再度、町長の考えを聞きたいと思います。

(1) 道の駅の管理運営は、産業振興公社が担うことになっていますが、管理運営費はどれくらい見込んでいるのでしょうか。また、職員の配置は正社員何人で、アルバイト社員の配置を考えているのでしょうか。また、営業時間の体制、社員教育、定期的なメニューの開発、イベントの取組、地域おこし協力隊の活用などをどのように考えているのでしょうか。総じて、全体の営業収支をどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

(2) 企画、商品を作る時のコンセプトはとても大事で、ターゲットはできるだけ細分化すべきと思っております。多くの人の意見を聞き、イベントを活用し、メディアに取り上げてもらえるよう工夫すべきであるということは言うまでもありません。同時にリピーターを増やす対策が重要であると考えますが、どのように考えておられますか。

(3) 言うまでもなく道の駅は町の案内の拠点となるものであり、駅舎内に観光物産協会の事務所を設置するのが最低条件であると考えますが、どのようなになっているのでしょうか。設置しない考えであれば、町への観光案内は誰がどこで担うのでしょうか。

(4) 道の駅の魅力は、新鮮な地元の農産物と特徴的な商品であると思います。特に、また来たい、また食べたいという感情を醸し出す食べ物が大事で、食堂のメニュー、そしておいしさが大事であります。食堂の魅力を大切にすべきと思うが、どのような計画になっているのでしょうか。さらに、厨房の職員などは、どのような体制で運営する考えなのかを伺いたいと思います。

(5) 道の駅と温泉館、柳川温泉、大山自然公園、観光やな、やまさあーべなどとの連携した取組、いわゆるコラボしたイベント等は考えているのでしょうか。

(6) 新しくできる公園の位置づけはどう考えればいいのでしょうか。どこが管理主体となり、同施設の利活用をどのようにしようとしているのでしょうか。

(7) 今後の「おしん」のロケ地の整備、テニスコートの再整備は考えておられるのでしょうか。または別の利活用の考えを持っているのであれば、計画の一端を教えてくださいと存じ上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、菊地議員のご質問に、多項目ありますので、順次お答えをさせていただきますと思います。

道の駅おおえの再整備につきましては、今年度8月末の完成、そして10月初旬のオープン、これに向けて整備を進めているというふうなことは、これまでお話ししてきたとおりであります。また、現在、道の駅おおえの愛称募集も行っておりますが、多数の応募が現時点でも寄せられており、リニューアルへの関心の高さを実感しているところであります。

さて、道の駅おおえの管理運営については、株式会社大江町産業振興公社より指定管理者選定の際に提出された事業計画及び収支計画書に基づき答弁をさせていただきます。

初めに、管理運営費についてであります。トイレ清掃などの公益部分に関しては、町からの指定管理料を基に維持管理を行うという計画にしており、令和6年度においては収入支出ともに800万円、令和7年度以降は収入支出ともに1,300万円となっております。ご存じのとおり6年度は年度途中からの運営になるので、数字が違うというふうなことです。

飲食や物産・産直コーナーなどの収益部分についての営業収支については、令和6年度は、収入が8,309万2,000円、支出のほうは8,180万2,000円となっており、令和7年度は、収入が1億3,321万4,000円、支出が1億3,270万8,000円とされています。令和7年度以降も指定管

理期間内で独立採算制を基本として安定した運営を目指す計画となっております。

職員数についてのお尋ねがありましたが、職員数は、駅長が1名、正職員が6名、パートが25名、アルバイトが2名というふうなことで34名を計画、予定をしているとのことであり
ます。

営業時間については、午前9時から午後6時までを基本として予定しております。

社員教育は、業務マニュアルを作成して、マニュアルに沿った教育研修を予定しており、
その中で、ベーカリー部門につきましては、特に専門の技術が必要ということもあり、今後
1週間程度のアカデミー研修、これを受講していただき、技術を習得していただく予定とし
ております。

メニューについてのお尋ねもありました。メニュー開発については、大江町産の季節ごと
の食材を活用したメニューや、週替わりランチとして毎週新たなメニューを提供できるよう
に、飲食部門のスタッフを中心として開発を今進めているところであります。

ベーカリーにつきましては、地元の左沢高校と連携し、生徒が考案したレシピの商品化に
向けて毎月関係者が集まり開発に取り組んでおります。試作の段階ではありますが、大江町
産の果物を加工したジャムやアオソを活用したパンなどの大江町ならではのメニューを今模
索しているところだと聞いております。

レストランのメニューも今申し上げたベーカリーの部分も、試食会などをやりながら、私
も参加して一度食べさせていただきましたが、様々な工夫を見られる、そんなメニュー開発
に取り組んでいるようであります。

イベントの取組につきましては、町の特産品などの旬に合わせた物産市、これらのイベン
トやキッチンカーなどによる催事も計画しております。

地域おこし協力隊の活用などについても、道の駅のほうに専任で活用は現時点では予定し
ておりませんが、今後の状況を見ながら検討するのも一つの方法かなと考えております。

2つ目の質問であります。リピーターを増やす対策について、以前、担当課のほうで群
馬県の道の駅、川場田園プラザ、こちらのほうへ視察に行き、駅長さんからいろんなお話を
伺った際に、リピーターの獲得は、常に新しい仕掛けをし、変化し続ける道の駅であること
が大きな要因であると伺ってきたとの報告でありました。道の駅おおえにおいても、様々な
角度から新たな仕掛けをし、メディアのほうからも注目を集め、そして取り上げてもらえる
というよい循環を構築することが町内外のリピーターの獲得につながっていくものだと考え
ております。

特に産直販売につきましては、どれだけ町内や隣接市町からの日常的なリピーターとなるお客様をどれだけつくっていけるか、これが重要であり、このことが今後の経営の健全化にも結びついていくものだと考えておりますので、頑張ってみたいと思います。

3つ目の質問にありました道の駅内への観光物産協会の事務所の設置であります。観光物産協会の人員体制も踏まえ、現時点では道の駅の配置は設置できないのではないかと考えておりますが、その分、道の駅の社員一人一人が、接客業務だけでなく、町の観光に対する学習の機会を設けながら、観光コンシェルジュとして、来訪者のお客様に対し町内の情報を案内する、こんなことが行われるように、道の駅職員全体が案内人となるような仕掛けをつくっていきたいと考えております。

観光案内については、町のボランティアガイドや観光施設との連携も図ってまいります。また、広域の観光拠点として周遊促進を図るために、近隣の自治体や近隣の道の駅とも連携するとともに、道の駅おおえをこの町のエントランスとし、町内のその他の施設への誘客にもつなげていきたいというようなことは、以前にも議会の中でも説明をしてきているとおりでございます。

4つ目の質問であります。菊地議員がおっしゃるとおり、道の駅における新鮮な地元の農産物や地元ならではの食堂メニューは、リピーターの獲得や町のPRを図る上で大変重要な要素であると思います。

食堂、レストランにつきましては、大江町産のお米や旬の野菜、果物を使用し、子どもや子育て世代の方々にも喜んでいただけるメニューの提供を予定しています。厨房の人数等についてのご質問がありましたが、正社員として2名、パート9名、アルバイト1名、こういった体制で営業を予定していると聞いております。

5つ目の質問にお答えいたします。

道の駅と町内の観光施設との連携についてであります。大江町産業振興公社は、健康温泉館、柳川温泉、大山自然公園などなどの指定管理者として運営を行っていることから、公社が運営する町有施設との連携が図られることがこういった意味からも期待されると思います。観光やなについても、柏陵地区一帯というふうなことでは、イベントなどでの鮎の露店などの出店も通したPRを行いながら、一緒にPRしていければと思っております。

道の駅は、町、そして柏陵エリアのゲートウエーとして、町全体の情報発信を行う拠点であります。道の駅への誘客を行うとともに、そこから町全体への誘客へつなげるべく、地域・観光情報の発信にも力を入れてまいります。

6つ目の質問であります、柏陵荘跡地に建設中であります（仮称）柏陵広場につきましては、本定例会において、大江町の都市公園の一つとして位置づけるための大江町都市公園条例の一部改正についての議案を提出させていただいております。大江町で11番目の都市公園として供用開始をし、管理運営をしていくことになります。

供用開始後は、町の都市公園として管理していきますが、芝生や植栽の管理、遊具の日常的な点検、トイレの清掃、雪囲い、そういった通年における公園施設維持管理につきましては、業務委託を予定しているところであります。

また、公園の利活用の点につきましては、子どもたちやファミリー層を中心に楽しんでいただく公園機能はもちろん、柏陵エリアにおける道の駅と健康温泉館の中間に位置する観光交流拠点の一つとして、各施設を回遊できるような形で回れるような、柏陵エリア全体が活性化していく、そういったことに整備した経緯がありますので、これらのことを踏まえ、関係課等の連携を密にしながら具体的な検討を進めてまいります。

7つ目の質問であります、「おしん」ロケ地の整備に関しては、整備を想定しておりました大明神周辺の用地取得が難しかったことから、当面整備を見合せをしております。道の駅、そして公園が整備となり、柏陵地区全体の整備が進み、形が見えてきた中で再検討していきたいと考えております。

町の観光物産協会からは、「おしん」ロケ地整備を望む意見も引き続きあります。東南アジアを中心として、「おしん」はまだまだ根強い人気があるのだというふうな意見も聞いております。インバウンド誘致としてはいい素材ではないかとも思います。今後、外国人旅行者の動向を分析しながら、引き続き研究、検討をしてまいりたいと思います。

テルメ柏陵健康温泉館にあるテニスコートについてのお尋ねもありましたが、健康温泉館と同時期に整備をした施設でありますので、もう30年経過しようとしております。劣化も進んでおり利用者も今は少ない状況であると。町民テニスコートもありますので、そちらの利用者もあまり多くない状況だというふうに思っておりますので、今後、道の駅が整備され、柏陵地区全体の利用者が増加するとすれば、駐車場の拡大などにも活用できる可能性もあるのかなと思いますし、今後の柏陵地区全体の利用者の動向を見ながらテニスコートの場所の在り方を研究し、計画してまいりたいと考えております。

町としましては、道の駅を含めた柏陵エリア全体の魅力向上により、さらなる交流人口の拡大と町内経済の活性化へと、こうしてつなげていくために、確実に整備を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。多岐にわたる質問事項にいろいろとありがとうございます。

私も毎日ここを通過しておるところであって、だんだんとベールが剥がれてくるみたいな、その進捗がすごく出来上がってきているなというのが感ずるところであります。それがゆえに、今まで準備室を設置し取り組んでいただいている。直接準備室に聞くわけにもいかないし、道の駅の設計者になんかも直接聞くわけにもいかないしということで、この質問にまた至ったわけであるんですけども、やっぱり多額の予算を投じて町長もかなり心配なのかなと思っているんです。

なぜかといいますと、私も今まで商売をさせていただいて、マイナーチェンジだの何だのいろいろやってきました。多額のお金を銀行から借りて、今日完成し、いつからオープンするというときに、非常にお客さん来るんだろうかということが心配で二、三日眠れなかったですよ。そういうことも考えれば、松田町長もこのエリア開発において、非常に内面いろいろ思っていらっしゃるのかなと思うところがありまして、再度伺っているわけです。

この道の駅の準備室並びに執行部の皆さんとか、いろいろ用意周到にオープンに向けて準備を進めてきたと思うんですけども、まず農産物なんかについては、いつだか130人ぐらい集まって、総勢200ぐらいかな、農家の皆さんね、これも潤沢に経緯していると思うんですけども、やはり1番から申し上げますと、この1番の中ですね、後からも似たようなもの出てくるんですけども、この1番は、営業時間だと思うんですよ。

ふだんの日の営業時間は9時から6時とさっきおっしゃっていましたが、まあまあいいかと思うんですけども、前も申し上げましたが、年末年始、どのように取り組んでいくのかなというのが一番、町内、町外からのお客さんが見ているところだと思いますよ、温泉は営業しているわけですので。そのあたりは今進行中なのでしょうか、町長、そこら辺をまたお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 営業時間につきましては、年末年始の営業というのは、先般も議会の中でご質問を受けた際にご説明申し上げましたが、12月31日と元旦はお休みをするというふうなことで現段階では方針として決めて進めているところであります。これは、もちろん今の社会全体の中で元旦の営業というふうなことは、大手の商店、大規模な商店さんでも一時は物すごくはやったような形でありましたが、やっぱり働き方の部分から何か

考えた際に、周辺の道の駅の状況なども聞いているところによると、そういった形が今なされているというふうなことで、うちのほうもそういうことで、31日と1日はお休みさせていただくというふうなことで考えております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 時代がいろいろと変わってきているところもあるし、コンビニも24時間からなくなっているような時代でもありますので、そのような進む中で検討していただいて、どうだかなといえ、今年からすることもないことであるかもしれないし、これが来年、再来年というところで考えていっていただければいいかなとも思うんですけども、人が休んでいるとき、自分が休んじゃ駄目だと思うんですよ、基本。人が休みのときに、お店なりそのものがと私は思うので、この質問をさせていただいているんです。

普通のサラリーマンの方とかいろんな方々が土日休みだ、そのときに、店を商業の方々が土日休んでいるようじゃ、これは本末転倒のことであるかなと私は思っているので、今の質問を今お聞きしたところです。

あと、それはそれでしょうがないでしょうけれども、あと指定管理に当たっては1,300万、今回は7か月ぐらいかな、で800万ですよ。指定管理を受けるに当たっていろいろ精査して、いろいろ数字が出てきて幾らとなってくると思うんですけども、今回頂いた総営業収支等について答弁用紙を頂いた中で、1億何ぼと、あと出るのが8,300、8,100万とかってあったんですけども、このあたりの見積りは冷静に何か考えておられるのかとは思いますが、このあたりの数字の出し方、目標の持ち方とかもお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 冒頭、菊地議員のほうからもありましたけれども、お客様が本当にどれだけ来ていただけるのか、それを考えると町長は大変心配しているのではないかというふうなお話をいただきましたが、本当に読めないですね。ただ、読めない中でも目標というふうなものを掲げながら出してきている今の数字が、先ほど申し上げた数字を目標としてやっていくというふうなことです。

道の駅という、これまでの道の駅に比べたらスタイルも規模も全然違う状況でありますので、いろんな道の駅の開発の構想をつくるに当たって、現地での車の動き、人の動き、入り込み客の状況などなどをコンサルをお願いをして分析をして、これぐらいの来訪者、そしてこれぐらいの、今度はそこから収益なりがどれぐらい見込めるかというふうなものをやってきている数字でありますので、私も実際この数字がどういうふうに動いていくのかというの

は、できるだけここを最低ラインとして上澄みをどれだけかはかれるかという目線で頑張っていくしかないのかなというふうに今考えているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） やはりそうだと思うんですけども、目標は高く持って取り組んでいかなければどうなのかなと。社員のモチベーションも上がりながら、決算で再度検証するというふうな形のほうがいいのかなと思ったりもするんですけども、私はそういうふうになってきました。

オープンが10月であって、やはり一番大事なのが、よく言われるんですけども、オープン3か月、半年、1年で顧客がつくという形の中で、この2番目にいくんですけども、企画、商品を作る中でいろいろイベントを活用して、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、リピーターはいろいろな角度でつながるものでありますということで、私、思ったんですけども、リンゴだ何だかんだという、いろいろ商品があふれているときは別として、そういう品薄になったときに、101フェスとか102フェスとかありますよね。そのときにずらっと招聘していますよね、キッチンカーなり出店を。そういうようなところに声をかけて、年間イベントでどこにそういうふうなイベントをぶつけていろいろ取り組んでいくということが大事なかなと思う中で、人を呼べるイベントをどのように考えていったらいいのかなというところの年間イベントのスケジュールが組まれているのかなと思ったりして、伺いたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、議員が言われたような、要はスタートダッシュといいますか、認知度を、どれだけスピードを上げて皆さんから知ってもらえるかというふうなところが大切なかなと思います。なので、オープン当初の様々なイベントなどの企画もそのためには必要ではないかというふうに思います。ただ、今の段階では、具体的にどういったことをどういったスケジュールでとか、どういう方向性とかというふうなところまで、まだ練り上げが詰まっていないという状況なので、ここでどうこうというふうなことは言えないんですけども、ただ、私の気持ちとしては、今申し上げたように、スタートの3か月間、いろんな意味合いで知ってもらえるような、存在価値を上げていくような、そんな取組をやっていくためのイベントとか様々なPR活動が必要だと思っておりますので、そこら辺、注意しながら組み立てていきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） （3）あたりなんですけれども、道の駅、いろいろあると思いますので、観光物産協会をそこに置く、置かないというのはずっと前から論議はなっているんですけれども、でも答弁の中で、従業員なりアルバイトの方なり、そういう方々に教育を施してコンシェルジュみたいな役を担っていただくということだったと思うんですけれども、私、この前、ユリまつりの公園で午前中担当させていただいたときに、やっぱり手伝いすればいいかなと思って行っているところが、何万株あるんだとかよ、あらあつて、6万株だなとかよ、何がどうなっているとか何がって、こういうふうなこともすごい聞かれたんで、非常にこの町の中のものを知っていただく方々に、この教育はどうなんだろう、大変なんじゃないかなと思ったりもするんですけれども、そのような考えなので、そういうふうに進んでいただいて検証していただければいいかなと思うんですけれども、そこですよ、一番問題が。

この起爆剤として、道の駅がオープンになって、ここに来たお客さんをどういうふうに分散させていくかということで、その方々がどれぐらい知識を持って説明できるのか、非常に難しいかなと思ったりするので、数名ぐらいをきちっと配属してやったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかが思いますか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 例えば、自分がほかの場所に行って、とある道の駅に行って、その場所の情報を聞きたいというふうなことで店員さんにお声がけをし、質問をする。すみませんが、案内所があちらにありますので、案内所のほうでお聞きいただいてよろしいですかというふうな形と、一定のことはその聞かれた店員さんなりが答えをする中で、もう少し詳しく知りたければどうのこうのという、パンフレットをお出しするとかというふうな形のほうが私はいいいのかなというふうに思います。

なかなか各道の駅なり観光地に案内というふうな看板を上げて、カウンター式などで人を配置している場所は見かけますが、そこで人がいろいろとお聞きしたりしているという姿はあまり見るできないというふうに私は感じています。なので、できるだけ社員、とにかく正社員と、あとは頻度の高いパートなりアルバイトの方にはそういった情報を共有できるような形で教育をしながら、先ほど申し上げた、みんなが案内人というようなことでやるというふうにしていただければいいかなと、そのことにもメリット、デメリットはあるかもしれませんが、私が感じているのは今のようなことなので、そういうふうなことも現場のほう

に伝えながら進めていけばいいのではないかと今は考えております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 頑張って取り組んでいただきたいと思います。そのようなことであるでしょうから、こちらも応援していきたいと思います。

それで、次にまいります。

道の駅、（4）なんですけれども、新鮮な地元の農産物、特徴的な商品であるということの中で、大江地鶏を全面的に押し出して、中のレストランなりのほうでやることは、やったほうがいいような気がするんですけれども、そのあたりの考えはどうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 町の特産品、たくさんあります。その中でもこれまで力を入れてきた大江町産やまがた地鶏というのは、大きな売りになるものだというふうに思います。これも仕掛け方なのかなというふうに思っています。そこはお客様の嗜好に合わせてこちら側もやっていかなければならないというふうに思いますが、いろいろな見せ方、食べてもらい方あると思います。先ほど申し上げましたように、日替わりのメニューなども準備したいというふうなことで、今、研究開発しているところでありますので、どれがお客様の心を捉えられるのか、そういったことも考えていく必要があるのかなというふうに思います。

そのためには、私もこれまでも何度も申し上げてきましたが、町のアンテナショップ的な機能を持ってもらうのが道の駅だというふうなことを申し上げてきました。やまがた地鶏もその一つだというふうに思いますので、そういったことも取り組みながら様々な角度から勉強し、つなげていければなというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） やはり全てが未知の世界なわけであって、いろいろ取り組んでいる中で検証していくということが大事なのかなと思うんですけれども、ぜひ一つ目玉となる、この町に行ったらこれなんだぞというふうなものを1つだけつくって特化したほうがいいのかと思ったりして、どこら辺に行っても、何かちょっとあるようでないような感じも見受けられるんで、飲食店さんのほうでも地鶏ラーメンとか何かいろいろやっているみたいですが、そういうようなものを併せていろいろ進めていったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、検討してください。

5番目あたりなんですけれども、この前も大山公園に行きましたら、非常に県内、県外、お客さんがやっぱり来られますよね。そこに大江町の道の駅の、ここに所在して後ろに温泉

があつてという形の看板、半年ぐらい雪に埋もれるところなんですけれども、そういうようなものも設置する必要があるのかなとか思ったりして、感じてきたところです。この道の駅、柳川温泉、大山自然公園などに道の駅の看板をドカンドカンドカンというふうな形で設置して知らしめていくということが必要なのではないかなと思うんですけれども、検討してください。

6 番目、公園に移ります。

かなり 7 割方出来上がっていると思いますけれども、まだここまでは考えていないと思うんですけれども、冬場の利活用をどのように、もし考えているのであればお答えいただきたいと思うんですけれども、冬場は冬場で雪の雪置場なんかにならないようにいろいろ、毎日雪が降るわけではないし、その中の公園をいろいろイベントとか何か組んだりして利活用していく、せっかくの広場を、していかなければならないんじゃないかなと思ったりしているんですけれども、そのあたりはまだ計画にも入っているか分からないんですけれども、いかがですか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 以前、公園の計画のお話を議会に対し差し上げたときにも、冬場の活用や雪囲いなどの部分について、冬場の対応ですね、いろいろとご意見をいただいていたなというふうに思っております。ただ、現実的に、冬場活用している屋外の公園というのは山形県内にはあるんでしょうかね。それは、単発的な雪合戦大会だとか穴掘り大会だとか、そういった部分なのかなというふうに思います。担当課のほうとちょっとまだ検討中といいますか、話をしている中では、例えば冬場の雪を利用した大型の滑り台などはどうなのかとか、そういったようなことはお話としては今やってはおりますが、現実的に実施するというふうなことになる、なかなか大変な部分も多いのかなというふうに思っております。

お客さんというか、利用する、要は子ども世代の方だというふうに思いますが、あつたらいいなも含めて、いろいろとその辺、ご意見を聞きながら対応してまいりたいというふうに思いますが、現段階ではちょっと、積極的にその部分で動いていくというのは現実的に難しいんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4 番（菊地邦弘君） 何かだんだんと声が低くなっていくんですけれども、やっぱり大変なんですよ、やることなんかは、何やってもこれやっても。どこかの町の首長だの担当課の人たちなんかは、物すごい難儀していると思うんですけれども、それはそれでほかの町のこと

だからいいんですけれども、いろんなことをやろうとすれば、いろんな課にまたがったりして大変なところはあると思いますよ。

ただ、1発ぐらい、1個ぐらいその時期に、階段に滑り台を造ったりとか、何か1回ぐらいを幼稚園相手にやってみるとか、吹雪だったら中止するとか、どうでもいいんでしょうけれども、イベントを組んでみるということが非常に大事だと思います。大変だから、大変だから、大変だからって、何にもならないですよ。せっかく多額の費用をかけて開発していかなければならないんですから、それと併せてイベントを組めばいいんじゃないんですか。道の駅と温泉、公園、雪合戦だか滑り台競争だか、どうでもいいでしょうけれども、私も案がありましたらそのうち出します。ということで取り組んでいていただきたいと思います。

最後に、「おしん」のロケ地ですよ。いろいろ、先ほど、前からずっとおっしゃっているように、何かがあつてちょっとしないと、今、休んでいるというか、取りやめではないですよ、あれは。取りやめでしたっけか、「おしん」のロケ地は。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） これまでもその説明の中では、取りあえず中断をしていくのでという、様子を見ながらそこは考えていくというふうなことでお話ししていたと思います。取りやめではありません。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） では安心しました。

せっかく、公園、道の駅として、そして「おしん」、外国でも有名なんでしょうけれども、温泉まで行く歩道、きれいに整備しましたよね、5月だかに。歩道、きれいになりましたよね、温泉に入る口まで。花火大会には、すごくあそこきれいになっていいかなと思うんですけども、規模を縮小して、せっかくこのように町が新しいものをどんどんとしている中であれば、「おしん」のロケ地がここさあるんだということぐらいで、何も広い駐車場を造らなくて、温泉の駐車場を利用してもらって、そこから歩いて行って、ここがあれなんだ、あそこら辺ちょっと整備して、簡単な考えでしょうけれども、そういう考えでもいいかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 「おしん」のロケ地だったというふうなことをPRするため、もしくはインバウンドの方々にとっては、まだまだ「おしん」は魅力のある素材でもあるというふうなことで、場所を決める前にというのは、その構想のお話をしたときに様々なお話が出ま

した。今、菊地議員の質問の中で、どういったイメージでお話をされているのかなというふうに想像したとき、取りあえず看板の一枚でも立ててみたらいいのではないかなというふうにも聞こえましたが、それではお客様は来てもらえないのではないか、やったほうの自己満足といいますか、そういった形になってしまう。なので、やるとすれば、やっぱりお客様が来てもらって、魅力的だと思ってもらえるようなものをつくらないと駄目だねというような議論をしてきました。

そんな中で一つ構想を持って、エリア決めをしながら事業の推進に当たったんですが、ご存じのとおり、ちょっと土地の関係の調整がうまくいかなかったというようなことで今中断をしているという状況でありますので、あまり中途半端なものではないように整備をしなければならぬのではないかという気持ちを持っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） やっぱり我々と違うのがそういう固さなんですよ。あそこ、歩道をずっとこうやって、銅像まで行かなくてもいいですので、まずは、後にすればいいんでしょうけれども、砂利道のところもちょっと整備して、ここなんですよということでやっていけばいいと思うんですけども私は思います。そこの道の駅が新しくなるんですから、そこに引っかけてちょっと見物に行ってもらったりすればいいと思うんですけども、またそのうち詳しいことをお伝えに行きます。

テニスコートですね、全く利用価値がなくなっているように見受けられます。このテニスコート、幸いにコンクリートで成っていますので、地面が、テニスする人がいないような形であれば、あそこに網も張られているし、キャンプ場みたいな形で取り組んでみてはいかがでしょうかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、キャンプ場というお話がありました。そして、あそこの、今の駐車場周辺の開発を考えたときに、開発構想のようなことを役場の職員の若い人たちの間でも意見をもらうようなことで取りまとめとして、構想としてまとめたものもあります。

今、キャンプ場というふうな案は、私はちょっと違うのかな、違うのかなというのは、キャンプ場というのはやっぱり森の中でというようなことではないかと思うんです。温泉のそばにキャンプ場があると、オートキャンプ場とかそういったものもあるのかなというふうには思いますけれども、ちょっとキャンプ場というアイデアは違うのかなというふうなことで、

いろいろ考えていかなければならないと思いますので、アドバイスをいろいろいただけたらありがたいです。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） キャンプ場とかそういう概念にとらわれず、テントの中に寝たいんですよ、若い人たちって。テントの中に寝たい。だから、ちょうどいいあんばいかなと思ったところで、そういう考えも概念、概念、概念、何だ、何だ、何だというのでは進んでいきないうです。テントの中に寝たい、じゃ、そこがちょうどいいのかなということぐらいなんですけれども、お考えいただきたいと思います。

最後に、道の駅に携わる34名だか、総勢、なるみたいですが、やっぱり一番大事なのは、人間対人間ですよ。人が人に物を売ったり挨拶したり何したり、人間教育が一番だと思います。あそこに行ってアイスクリームを買ったけれども、ぶすっとして、二度と行かないなんてならないように、人間教育を充実させて、笑顔がある、皆で褒めたたえる、そういうふうな、なごなごとした職員体制が最急務だと思っておりますので、いろいろと期待を申し上げながらもご協力を、いろいろアイデアとかあれば申し上げてまいりたいと思います。

様々なことで1年間動いてみないと分からないところがあると思いますけれども、用意周到な考えも絶対必要だと思います。その中で検証して、駄目だったら駄目で別なものを考えると、次々。おっくらとしては商売はできませんよ。年間計画をきちっとした中で、財務もきちっとして、給料体制どうなんだ、黒字にならないならならぬで、どういうふうを考えていくんだ、そのあたりをご期待申し上げながら、私もお協力を申し上げてまいりまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで菊地邦弘君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして本日の議事日程は全て終了しました。

なお、本日は午後2時20分から議案調査等を行うため休会とします。

明日午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時58分

令和6年第2回大江町議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和6年6月11日（火）午前10時開議

- 日程第 1 議第50号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第51号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議第52号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 発議第1号 パレスチナガザ地区における人道的停戦と平和構築を断固求める
決議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また、議場内での写真撮影を許可します。

◎議第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、議第50号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） おはようございます。

議第50号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての詳細をご説明申し上げます。

資料8の新旧対照表をご覧願いたいと思います。

現在、大江町には10の都市公園がございます。これに旧柏陵荘跡地に整備をしております（仮称）柏陵広場につきまして、公園名称を「ぷくぷくパーク」と定め、都市公園法第2条第1項に定義する都市公園として追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

このたびの公園名称の選定に当たっては、4月11日から5月10日まで名称を広く募集し、町内外から222件の応募をいただきました。名称の選定に当たっては、大江町都市計画審議

会における一次選考を行い5作品に絞った上で、左沢小学校及び本郷東小学校の低学年児童保護者からの最終選定投票を経て「ぶくぶくパーク」に決定させていただいたところでございます。関係各位のご協力に深く感謝を申し上げます。

なお、この名称を応募いただいた方は本町在住の方でございます。

条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしますが、現時点における供用開始の時期としては、工事が順調に進んでいることから、当初予定よりも1か月程度前倒しを行って、8月上旬頃の供用開始を見込んでおります。

詳細説明については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第50号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第50号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、議第51号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第51号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

5 ページをお開きください。

2 款総務費は453万8,000円の増額です。

1 項 5 目企画費のコミュニティ助成事業補助金は、左沢七区の囃屋台の修繕に充てるものですが、事業の採択を受けて歳入歳出それぞれ計上したものであります。

8 目移住定住促進費の移住支援補助金は、補助対象となる方の申請が見込まれることから、1 名分を追加するものです。

12 目臨時特別給付金事業費は、調整給付に係る事務費分の追加になります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、令和 7 年 2 月に住民基本台帳ネットワークシステムの更新時期を迎えるに当たり、国の仕様が示されたことから、所要経費を追加するものであります。

6 ページをお開きください。

3 款民生費は38万5,000円の増額です。

1 項 2 目老人福祉費の消耗品費追加は、高齢者世帯等を対象として救急対応が必要になった場合の情報伝達キットを希望者に配付するための費用になります。

6 款農林水産業費は71万1,000円の増額です。

1 項 5 目農地費は、月布農村公園に設置している遊具が老朽化し、安全面の不安があることから、地元との協議の結果、撤去することとしたものです。

7 款商工費は64万円の増額です。

1 項 2 目商工振興費の商売繁盛創出支援事業補助金は、アフターコロナを見据えて本年度までを集中的な支援期間と位置づけているところであり、今後の申請見込みを踏まえて追加するものであります。

7 ページをご覧ください。

10 款教育費は22万6,000円の増額です。

2 項 1 目小学校管理費の代行調理師等報償は、募集している会計年度任用職員の応募がないため代行調理師で対応するものになります。

以上が歳出予算の概要であります。

4 ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

14 款国庫支出金及び15 款県支出金、20 款諸収入については、歳出予算でご説明した内容の特定財源になります。

以上のほか、不足する財源に充てるため、前年度繰越金を追加して歳入総額を調整いたし

ました。

以上が、令和6年度大江町一般会計補正予算（第2号）の主な内容であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第51号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

5ページお願いいたします。

2款1項12目の中の12節委託料、確認書作成等委託料14万9,000円とありますが、詳細をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまの藤野議員の質問にお答えいたします。

5ページの12節委託料、確認書作成等委託料であります。このたびの補正予算については、6月からスタートしている定額減税でありますけれども、定額減税し切れないと見込まれる方に調整給付として給付するための事業の不足分を追加補正させていただいております。その中の確認書作成等委託料につきましては、該当する方への振込口座や扶養者の人数の確認等の確認をするための書類を送るための確認書作成及び封入作業を委託するための委託料を追加補正したものでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 委託という説明がありましたけれども、今まで様々な通知等あったと思いますけれども、課内で作成をして通知していたのではないかなというふうに思いますけれども、なぜ委託になったのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） これまでも給付金事業様々行っておりますが、これまでも業者に委託していた部分と自前でやっていた部分ということで様々ございました。今回につきましては、想定される件数も多いということで業者への委託を想定しているものであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 人数かなり多いという、今、回答だったと思いますけれども、何人く

らいを想定しているのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） あくまでも想定ということになるんですが、国の算定ツールで試算した結果によりますと、扶養親族を含む給付対象者は1,730人を見込んでおります。確認書を送付する納税義務者数は1,260人ということで想定しているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質疑ありませんか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

6ページお願いします。

3款1項10節の民生費の先ほど説明していただきました老人の緊急連絡用の需用費の消耗品38万5,000円ですけれども、どういう商品を消耗品として上げているのかちょっとお聞きします。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

今回のものにつきましては、対象者として独り暮らし高齢者世帯、あとは高齢者のみの世帯等を対象にしまして、要は緊急時の場合に救急車が到着したときにその方の情報をいち早く知るということを目的にしております、中身としましては、保管容器、あとはそういった事業を実施しているということが分かるようにステッカーを2種類と、あとは情報の記入用紙などを含めたものを基本的には冷蔵庫のほうに保管をしていただいて、もしも緊急時に救急隊が到着した場合につきましては、ステッカーが貼られておりますので、それを基にその倒れている高齢者の方の例えば親族とか、あとはかかりつけ医とか服薬の状況とか、その辺を確認して次の医療行為につなげるということで高齢者の安全を確保するものでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

そうしますと、独り世帯ということで、大体、当町で何人、何件ぐらい年間そういう予定して準備なさっているんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 先ほど申し上げましたが、独り暮らし高齢者等ということで、そのほかには高齢者のみの世帯、あとは障害者を抱えている世帯、あとは日中若い方がいなくて1人だけの高齢者になる世帯ということで、まず希望者の方については全て配付をしたいというふうに考えております。

ちなみに、独り暮らし高齢者につきましては、今年の4月1日現在で町内で394人の方がいらっしゃるということになっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第51号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、議第52号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） おはようございます。

それでは、議第52号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細

についてご説明いたします。

初めに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況について申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、令和5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、現行の健康保険証が廃止され、健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証による医療機関等の受診が基本となる仕組みに移行することとなります。このため、現行の健康保険証は、改正法の施行日である令和6年12月2日以降、新たな交付が行われなくなります。

ただし、経過措置により、施行日時点で有効な被保険者証は最長1年間使用することができるとされていることから、令和6年8月に一斉更新する国民健康保険被保険者証については令和7年7月まで利用できるようにすることとしております。

健康保険証の廃止に伴い、マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない方などについては、氏名、生年月日、被保険者記号・番号、保険者情報などが記載された資格確認書を交付することで現行の健康保険証と同様に医療機関などを受診することができます。

また、マイナ保険証をお持ちの方については、ご自分の被保険者資格情報等を簡易に把握できるようにするため、新規資格取得時や医療費の負担割合変更時などに被保険者記号・番号などが記載された資格情報のお知らせを交付することとなります。

なお、資格確認書とは異なり、資格情報のお知らせだけでは医療機関などを受診することはできません。

また、マイナ保険証を安心して利用していただくため、全ての医療保険者において登録している個人番号を含む加入者情報の確認作業が進められていることはご案内のとおりですが、誤った加入者情報の登録を未然に防止する観点から、令和6年10月までに被保険者に対し個人番号の下4桁を含む加入者情報を通知することで情報の正確性を担保するよう国から通知がされております。

なお、令和6年5月31日現在、大江町のマイナンバーカード交付率は90.05%となっておりますが、令和6年3月1日時点の大江町国民健康保険の被保険者数は1,631人で、うちマイナ保険証登録者数は1,244人、約76%となっております。

また、外来診療におけるマイナ保険証の利用率は6.84%と、全国平均5.7%よりは高いものの、まだまだ低い利用率となっております。マイナ保険証を利用することにより、医療費

の節約や、過去のお薬情報や健康診断の結果を用いたよりよい医療の提供を受けられるなどのメリットがあることから、今後、利用促進に向けた取組を行っていくこととしております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費235万9,000円の増額は、加入者情報の通知に個人番号下4桁が含まれることから特定記録郵便で発送するための郵券料26万9,000円と、資格確認書や資格情報のお知らせの交付、加入者情報の通知、マイナ保険証に係る資格情報等の内容をチェックするためのシステム改修費209万円を追加補正するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

同じく3ページをご覧ください。

8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金235万9,000円の増額は、歳出と同額を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第52号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第52号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、発議第1号 パレスチナガザ地区における人道的停戦と

平和構築を断固求める決議を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 3番、大沼です。

パレスチナガザ地区における人道的停戦と平和構築を断固求める決議をお諮りいたします。

イスラエルとパレスチナ武装勢力との戦闘が始まってから、既に7か月が過ぎております。これまでの死者数は双方合わせて4万人弱、負傷者は8万人を超えております。特にパレスチナ自治区ガザ地区に被害が集中し、死者の7割が女性や子どもであると国際機関が発表しております。

戦闘が激化する中、人道支援も断たれ、このままでは地区住民の半数が餓死の危険にさらされております。

ガザ地区最南端ラファには150万人の避難者が押し寄せており、その避難者に対してイスラエルは大規模攻勢も示唆いたしております。

今後も予想される多数の避難者への苛烈な軍事攻撃は、人道上でも国際法、国際憲章から大きく逸脱し、国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない事態でございます。全ての市民の人権は守られるべきであり、それを侵害するいかなる暴力も許してはいけません。また、武力行使ではいかなる解決も図れません。

よって、大江町議会は一刻も早い人道的停戦と平和構築に向け、国会及び政府に対し最大級の外交的努力を尽くすべく決議をいただけますようお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 発議第1号の質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ありませんか。

以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

発議第1号 パレスチナガザ地区における人道的停戦と平和構築を断固求める決議、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和6年第2回大江町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 8 月 14 日

議 長 宇津江 雅 人

署 名 議 員 安 食 幸 治

署 名 議 員 櫻 井 和 彦